

令和元年度
自己点検・評価報告書

目 次

はじめに	1
序 章	3
第1章 理念・目的	12
第2章 内部質保証	18
第3章 教育研究組織	29
第4章 教育課程・学習成果	35
第5章 学生の受け入れ	53
第6章 教員・教育組織	60
第7章 学生支援	68
第8章 教育研究等環境	77
第9章 社会連携・社会貢献	87
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	96
第2節 財務	107
終 章	112

は じ め に

学長 東 敏昭

大学の社会的存在価値は、自然科学分野における真理の探究、社会科学分野での新たな知識の獲得、芸術分野での新たな価値の創造に資する、学術的研究ならびに人材教育にある。近世西欧的概念の大学は12世紀、イタリア、フランスで設立されたとされるが、その流れを継ぐ中世、西ヨーロッパの大学では、神学部、法学部、医学部と自由学芸学部で構成されていたと記録されていた。設立主体にもよるものの宗教的規範や社会的制約から自由に学問を行う機関・組織として発展を遂げてきた。近世においては、西欧社会では学問、研究の自由を確保し、大学による自主的な運営が尊重された。近・現代においても、初等、中等教育については教育内容が国家などによる基準の普遍的適用が行われたが、国家資格などに関わる分野の教育を除いては、比較的自由な人材育成課程が認可されるのが高等教育機関・高次研究機関の意義であると考ええる。

一方、大学は学術研究の自由のもとに優れた研究の推進、それぞれが目的とした分野における高次人材育成の養成を、科学技術の発展、社会の変化、時代の要請といった周辺環境を組み取りながら進化していく責務を負っている。わが国では第2次世界大戦後の学制改革により学校教育法が施行され、大学設置基準に従って新制大学が設置されてきたが、この基準も時代の経過とともに改正され、社会の変化を反映しながら変化している。1991年の改革では大学設置基準の大幅な緩和が図られる一方、社会からは、大学教育の質の確保についての疑問が投げかけられることとなった。

現在、社会の公器ともなった大学には、その社会的背景に鑑みて、期待に応える機能を有しているかの質の評価を求められるにいたっている。このため、戦後アメリカをモデルに「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上を図る」ために設立され、会員大学の大学評価を行ってきたのが大学基準協会である。産業医科大学は開学と同時に大学基準協会に加盟しているが、同協会ならびに加盟大学には、平成14年の改正学校教育法により、認証評価機関による評価を7年以内の周期で受審することが義務づけられることとなった。今回の更新では、内部質保証の仕組みの強化による自主的改善の一層の充実が課題となっている。

本学は産業医学・産業保健分野の研究を基盤に、産業医、産業保健・産業衛生専門家を養成する大学として、40年を超える歴史の中で数々の医療ならびに施策にも反映される研究成果、我が国の産業保健活動を支える多くの人材が輩出してきた。本学は、医師・産業医、看護師、保健師、作業環境測定士、衛生管理者など卒業時に国家資格を取得することを目的とした教育機関であり、教育カリキュラムにおいても必須となる項目、付加される項目を数多く持つ。今後も、医療系大学として、産業医学・産業保健分野の専門性を持つ大学として、有為な人材を育成し、高い成果を上げることが求められる。今回の受審では、大学組織の将来の発展を考慮して、機能的な組織と自主的改善の仕組みの構築を盛り込んだ申請を行うことになる。

本学の発展は、設置目的である「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与すること」を達成するため、学内組織体の有機的連携を基盤に、産業医学・産業衛生に資する広義の医学分野の基礎体力をつけ、次代の実務、研究、教育分野の人材育成を行うことにある。あわせて、学びなおしの機会の提供、キャリア支援など卒業生の社会活動を支援し、産業保健分野の専門職に広く研修機会や情報を提供するなどの社会貢献にもかかっていると考える。

今回の自己点検・評価報告書（大学評価申請書）は前回の評価結果を踏まえ、その後の社会情勢や時代の変化もとらえ、社会に貢献するだけでなく卒業生ひいては国民に信頼される大学を目指し、そして本学の設置目的と理念に沿う形で、作成した。作成に尽力された関係各位に御礼と敬意を表したい。

令和2年3月

序 章

1 産業医科大学の沿革と大学組織

産業医科大学は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学一般についての教育研究を行うことはもとより、産業医学の振興と優れた産業医及び産業保健従事者の養成を図ることを目的として、昭和 53 年 4 月に開学した目的大学である(目的については、第 1 章「理念・目的」を参照)。下記の沿革を経て、現在、開学から 42 年が経過する中、教育研究環境の整備を進めてきた。

(沿革)

昭和52年12月	学校法人産業医科大学の設立認可及び産業医科大学の設置認可
昭和53年 1 月	学校法人産業医科大学設立
昭和53年 4 月	産業医科大学開設
昭和53年12月	産業医科大学医療技術短期大学の設置認可
昭和54年 4 月	産業医科大学医療技術短期大学開設
昭和54年 7 月	産業医科大学病院診療開始
昭和57年 4 月	産業医科大学医療技術短期大学専攻科開設
昭和59年 3 月	産業医科大学大学院の設置認可
昭和59年 4 月	産業医科大学大学院開設・産業医学基本講座開講
昭和61年 4 月	産業生態科学研究所設置
昭和63年 3 月	第 1 回学位記授与式
平成元年 4 月	産業医学卒後修練課程開設
平成 3 年 4 月	産業医実務研修センター開設
平成 7 年12月	産業保健学部の設置認可
平成 8 年 4 月	産業保健学部開設
平成 9 年 7 月	産業医学基礎研修会(夏期集中講座)開設
平成11年12月	産業医科大学医療技術短期大学の廃止認可
平成16年 4 月	産業保健学部環境マネジメント学科開設
平成23年 4 月	産業医科大学若松病院開院
平成25年 4 月	産業医科大学大学院医学専攻改組
平成25年10月	産業医科大学大学院医学研究科看護学専攻の設置認可
平成25年12月	産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻の設置認可
平成26年 4 月	産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻(修士課程)及び看護学専攻(修士課程)開設
平成27年 8 月	産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻の課程変更認可
平成28年 4 月	産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻(博士課程)開設
平成29年 4 月	首都圏専門的産業医養成支援事業開始
令和元年 7 月	産業医科大学病院南別館(リニアックセンター)開院
令和元年 8 月	産業保健学部環境マネジメント学科の学科名称変更届出
令和 2 年 4 月	産業保健学部産業衛生科学科開設

その間にわが国は高度の産業化と国際競争の広がりが進む中で、就業形態の変化、人口減少を伴う社会ならびに働く人の高齢化への対応が問題となっている。これは、寿命延伸の中で、社会構造が福祉社会へと移行することに伴い、医療需要の増加と多様化に対し、持続する社会の発展を維持するためにいかに対応するかという課題である。本学の設立目的である優れた産業医及び産業保健従事者を輩出するため、働く人の健康の保持増進においても、労働人口の高齢化、働く人のダイバーシティ向上、過重労働の防止、治療と仕事の両立支援など国の進める働き方改革に対応した課題解決ならびに対応する人材の育成が喫緊の課題となっている。

本学には、確固たる倫理観を持ち、医学の社会的役割について十分な理解をもつ医師・看護師、上記の産業現場での課題に対応できる産業医・産業保健専門職の養成が、社会から強く求められている。特に、労働負荷、労働環境の実態と労働者の健康に対する影響を評価し、問題を解決するとともに、自然災害あるいは産業活動に伴う環境汚染等の地域住民に対する健康影響をも理解し、これに対する医学的な対応策を推進するに資する研究、人材育成に期待が持たれている。社会の中で、人が質の高い生存を実現するうえで、課題となる諸問題に対して、目的大学としての本学は、これらの課題に取り組み、研究成果の公表、人材育成、提言を含む情報発信、研修事業にも今後さらに取り組んでいくことが必要であると認識している。

2 本学における自己点検・評価の経緯と前回の認証評価に対応した改善・改革の取組

本学は、大学設置基準の大綱化、平成 14 年の改正学校教育法の改正で大学等の高等教育機関が認証評価機関による評価を 7 年以内の周期で受審することが義務づけられたことに対応し、自己点検・評価に関する規程を定め、確実に実施するための体制を整備している。これまでに、平成 18 年度に第 1 期認証評価、平成 25 年度に第 2 期認証評価を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けている。

前回の認証評価結果「産業医科大学に対する大学評価(認証評価)結果」(資料 序-1)において、改善勧告 2 項目、努力課題 11 項目の提言を受けた。これらの提言項目に対応するため、大学評価を受けた平成 26 年 3 月から、大学の教育・研究に関する重要事項を審議する「産業医科大学運営会議(議長：学長)」を中心に検討を開始し、各項目の改善進捗状況を確認しながら、改善の取り組みを進めるとともに、法人と調整を行いながら、大学基準協会に提出する「改善報告書最終案」を策定した。策定した最終案については、学校法人の設置目的の実現に資することを目的とする自己点検・評価を実施するための審議機関である「大学組織等評価委員会」、「経営組織等評価委員会」の合同委員会において審議承認後、学校法人産業医科大学の重要事項について審議する「常勤役員会」、学校法人の運営に関する重要事項を審議する「学校法人産業医科大学学内役員会」において審議承認され、「改善報告書」を策定し、平成 29 年 7 月に大学基準協会に提出した。

改善報告書提出後、平成 30 年 5 月に受領した「改善報告書の検討結果」(資料 序-2)において、「これらの改善勧告及び努力課題に対して、改善を図ろうと努められたことは認められるものの、改善勧告 2 項目及び努力課題 5 項目について、一層の検討を要するものも残されている。」との概評があった。なお、今後の改善経過について再度報告を求める事項はなかった。

これらの検討を要する項目について、産業医科大学運営会議を中心に学内会議等において審議の後、規程整備等を行い、下表のとおり対応した。

	概 評		対 応(令和元年 8 月 1 日時点)
改善 勧告 2 項 目	教育内容・方法・成果		
	No. 1	「研究指導計画書(実施経過・実績報告書)」に基づく研究指導を行うことを『大学院便覧』などに明文化することが望まれる。	「研究指導計画書(実施経過・実績報告書)」に基づく研究指導を行うことを『大学院便覧』に明文化した。
	内部質保証		
	No. 2	大学・経営組織等合同評価委員会を定期的に開催し、中期目標・中期計画の進捗状況を把握するとともに点検・評価を行っているものの、合同委員会の権限等は規程上明らかにされていない。	学校法人産業医科大学自己点検・評価規則を制定し、「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」を新たに設置した。 (令和元年 5 月 1 日) これに併せて、大学組織等評価委員会及び経営組織等評価委員会を廃止した。
		「外部評価委員会」を通じて中期目標・中期計画に係る評価を行い、その結果を各部局において次期中期目標・中期計画作成の際の参考にするよう通達しているものの、外部評価委員会による評価を踏まえ、貴大学として自己点検・評価を行った結果を改善に結びつける具体的なプロセスが確立されているとはいえない。 産業医科大学組織等評価規則に定める「基本原則」を内部質保証に関する基本的な考え方としているものの、貴大学の自己点検評価をどのように行うかという考え方を示すに留まっている	教育研究に係る自己点検・評価に関する PDCA を確実に実施するため、教育研究質保証推進委員会を設置した。(令和元年 7 月 1 日) また、令和元年度における PDCA サイクルのスケジュールを策定した。 「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」を定め、内部質保証に関する学校法人としての基本的な考え方を示し、ホームページに公開した。(平成 31 年 4 月)

		ので内部質保証に関する方針を明確に定めることが望まれる。	「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」を踏まえ、教育研究活動に係る内部質保証の推進を確実に実施するため、「教育研究に係る内部質保証の方針」を定め、ホームページに公開した。（令和元年6月）
努力課題5項目	理念・目的		
	No. 1	「教育研究上の理念」を策定し、養成する人材像等を示したものの、学部においては依然として学則またはそれに準ずる規則に定めていない。	教育研究上の目的を規定するため、産業医科大学学則、産業医科大学大学院学則を一部改正した。（令和元年6月1日施行） 学則改正に併せ、大学及び大学院における教育研究上の目的に関する規程を制定した。（令和元年6月1日施行）
	教員組織		
	No. 2	学部では教員選考基準に関する諸規定の制定に向けて取り組み、研究科では教員適格審査に関する内規等の制定に向けて取り組んでいるものの、いずれも制定には至っていない。	【医学部、産業保健学部】 産業医科大学教育職員の選考基準に関する規程を制定した。（平成30年1月1日施行） 【大学院】 「産業医科大学大学院医学研究科医学専攻における担当教員の適格審査に関する内規」「産業医科大学大学院医学研究科医学専攻における担当教員の適格審査に関する申合せ」（平成29年7月12日承認）、「産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻 博士前期課程における担当教員の適格審査に関する内規」「産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻 博士前期課程における担当教員の適格審査に関する申合せ」（平成28年7月13日承認）、「産業医科大

		学大学院医学研究科看護学専攻 修士課程を担当する教員の適格 審査に関する内規」「産業医科 大学大学院医学研究科看護学専 攻 修士課程を担当する教員に係 る資格及び基準に関する申合 せ」（平成 28 年 7 月 26 日施行） を制定した。
教育内容・方法・成果		
No. 6	1 年間に履修登録できる単位数 の上限設定については産業保健 学部環境マネジメント学科にお いて検討を進めているものの、 いまだ上限が設定されていない	環境マネジメント学科の学科名 (産業衛生科学科に改称)、カリ キュラム変更に係る学則改正を 行った。 単位数の上限を設定するための 「産業保健学部授業科目の履修 の設定方法及び学習の評価・進 級に関する規程」を一部改正 し、上限を設定した。(令和 2 年 4 月 1 日施行)
No. 7	大学院のシラバスについては、 いまだ内容に精粗が見られ、具 体性を欠く記述が散見される	大学院シラバスの内容を精査 し、授業科目の概要、評価基準 等をホームページに明記した。
No. 9	修業年限内に学位を授与できる よう指導を強化するとともに現 行の内規を改定して単位取得後 に退学した者に対して課程博士 の学位を授与することを取り止 めることとしているので確実な 実行が望まれる。	産業医科大学大学院医学研究科 医学専攻における学位審査方法 等の取扱いに関する申合せを一 部改正した。(第 6 回大学院医学 研究科委員会:平成 30 年 1 月 24 日施行)

3 本学の内部質保証推進の取組について

ア 本学の内部質保証のための取組は、平成30年度までは以下の体制で実施した。

本学の内部質保証の取組(平成31年3月末日まで)

- (1) 本学の内部質保証に関する基本的な考え方は、学校法人産業医科大学組織等評価規則(平成17年規則第2号)第5条に基本原則として定めている。また、第4条において学校法人に組織等評価を実施するために大学組織等評価委員会、経営組織等評価委員会及び外部評価委員会を置くことを定めた。これらの委員会の組織及び運営に関しては、大学組織等評価委員会規程(平成17年規程第9号)、経営組織等評価委員会規程(平成17年規程第10号)及び外部評価委員会規程(平成17年規程第11号)に定めている。
- (2) 大学組織等評価委員会及び経営組織等評価委員会を合同で開催し、中期目標・中期計画(6年間)を策定し、毎年度毎に自己点検・評価を行う。この自己点検・評価をもとに、3年、5年及び6年経過後、外部評価委員会による点検・評価を受けて、指摘された改善すべき事項について理事長、学長及び部局等の長が責任を持ってその改善に取り組むことで、PDCAサイクルを回しており、平成31年3月末日時点で第3次中期目標・中期計画(平成28年度～令和3年度)の前期3年が経過したところであり、4年目となった令和元年中に中間評価を行うとともに、自己点検・評価及び外部評価の受審を予定していた。

イ 平成31年度からは、以下の体制整備に着手し、新たな体制で実施している。

本学の内部質保証の取組(平成31年4月1日以降)

前回(平成25年度)の大学基準協会による第2期認証評価結果において、本学は「内部質保証システムが適切に機能しているとはいいいがたい」との改善勧告を受けた。これに対して評価後の改善状況等を整理し、平成29年7月に改善報告書を提出したが、平成30年5月の改善報告書検討結果において、改善に努めたことは認められるが一層の検討を要するものとして、「合同委員会の権限等が規程上明確にされていない。外部評価委員会の評価を踏まえた自己点検・評価の結果を改善に結びつける具体的プロセスが確立されているとは言えない。内部質保証に関する方針を明確に定めることが望まれる。」旨が示された。このことを受けて、学校法人産業医科大学では内部質保証推進のための組織体制を構築し、自己点検・評価の結果を改善につなげる具体的なプロセスを確立するため、学校法人における内部質保証の方針をより明確にした「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」を平成31年4月23日に定めた(資料 序-3【ウェブ】)。

また、この方針に基づき、学校法人における自己点検・評価を行うために必要な規則等を見直し、常勤役員会・学内役員会の議を経て新たな規則等を制定(令和元年5月1日施行)した(資料 序-4、序-5、序-6)。

令和元年5月1日以降の改正及び制定の概要は以下のとおりである。

- (1) 学校法人産業医科大学組織等評価規則を学校法人産業医科大学自己点検・評価規則に改め制定した。

(2) 自己点検・評価の目的について規定し、自己点検・評価によって見出された課題への対策及び改善を継続的に実施することを規定した。

(3) 学校法人産業医科大学自己点検・評価規則に基づき、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会を新たに設置し、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会規程を制定した。

(4) このことに伴い、学校法人産業医科大学組織等評価規則(平成17年規則第2号)、大学組織等評価委員会規程(平成17年規程第9号)、経営組織等評価委員会規程(平成17年規程第10号)及び外部評価委員会規程(平成17年規程第11号)を廃止した。

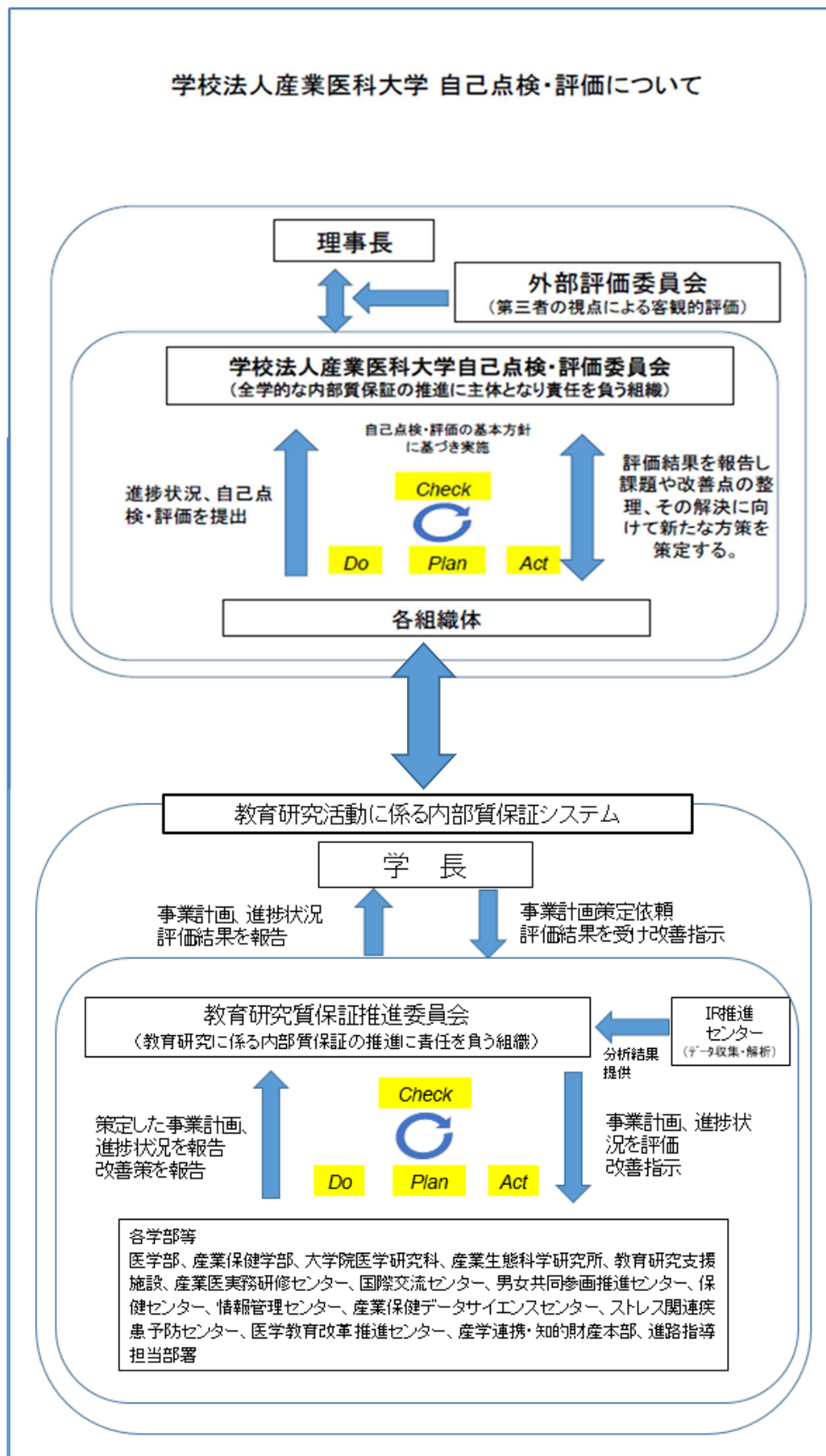
以上の改正及び制定により、より一層の内部質保証の推進を着実に実施していくこととした。

更に、「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」に基づき、全学的に教育研究活動が適切な水準であることを保証するため、「教育研究に係る内部質保証の方針」を学長が定め、恒常的・継続的に教育研究活動の質の向上を図ることとした(資料 序-7【ウェブ】)。

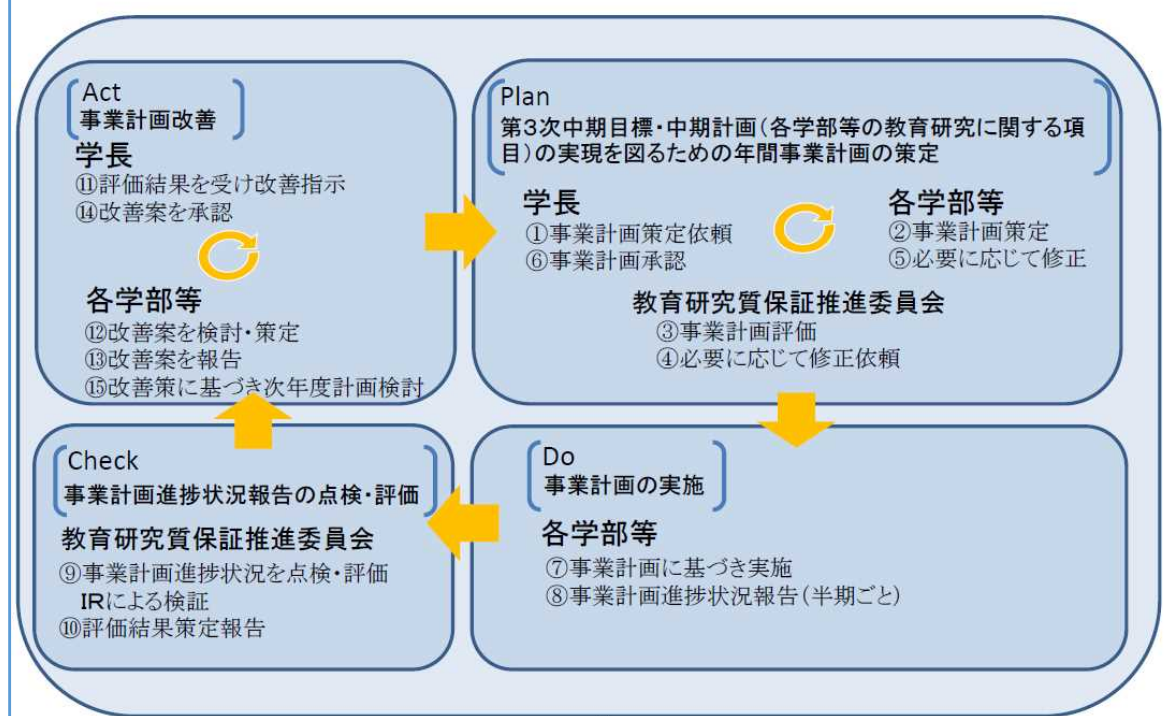
以上を踏まえて、第2期認証評価において課題として挙げられた「内部質保証の仕組みの強化による自主的改善の一層の充実」について、法人・教学が一体となって取組み、教育研究活動に関する内部質保証推進を着実に実施するための体制及びPDCAサイクルを次図のとおり整備した。

教育研究に係る内部質保証の方針を策定し、第2章に記述する教育研究質保証推進委員会を設置することにより、これまでになかった教育研究活動に特化した内部質保証システムが構築され、同システムにより教育研究活動に係るPDCAサイクルを有効的に機能させることが可能となった。

学校法人産業医科大学 自己点検・評価について



各学部等の教育研究に係る内部質保証の方針に基づくPDCA



4 今回の認証評価と自己点検・評価

今回の大学基準協会認証評価受審(第3期認証評価)は、前回の第2期認証評価結果を踏まえて、特に内部質保証の仕組みを見直し、自主的な改善を行っていくPDCAサイクルの一貫と捉えた。このため、学部、大学組織縦断的な会議体による議論を重ね、合意を得て自己点検・評価報告書等の資料を作成した。

本学の教職員全員が、それぞれの立場で、自己点検・評価を持続的に行えるよう、仕組みのみならずその仕組みを機能させることを考慮した身の丈に合った実効あるものとして意思統一した。

なお、令和元年度から開始した新たな内部質保証推進体制は、既存の各学部等での会議体(例えば、医学部・産業保健学部・産業生態科学研究所では各教授会、各センターでは各センター運営会議)で取りまとめ、教育研究質保証推進委員会に報告して評価を受けることでPDCAサイクルを回すこととしている。また、各種委員会(例えば、医学部入試委員会においては、科目ごとの平均点や得点分布を解析し、次年度の入試問題作成の資料としている)において実施しているデータ収集・解析の機能については、新たにIR推進センターを設置し、当該業務を行っていくこととしている。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

1) 学部においては、学部・学科ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学は、設立時に教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与する」という理念・目的を学校法人産業医科大学寄附行為、産業医科大学学則及び産業医科大学大学院学則に掲げている(資料1-1、1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】)。

さらに、本学の理念・目的を補完するものとして、初代学長の掲げた以下のような「建学の使命」がある(資料1-4)。

産業医科大学は、1. 人間愛に徹し、生涯にわたって哲学する医師を養成し、2. 産業環境を中心とする環境科学とライフサイエンスとの融合発展に努力を払い、3. 経済学をも含む新しい生態学を発展せしめ、4. 産業化社会における産業医学の確立のみでなく、地域医療との有機的な結合をはかり、もって21世紀の医学分野における先駆者として、人類のより良い生存をかちとるための新しい福祉社会を樹立する。

なお、上述の設立時の理念・目的を「優れた産業医・産業保健専門職の養成と産業医学の振興を図る」と簡潔に明示し、これに合致した教育研究活動を行っている。

前回の大学認証評価結果(平成26年3月受領)の努力課題において、「学部、学科ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、学則またはそれに準ずる学則に明確に定められていない。また現代の産業医学界の情勢や本学の教育・研究内容と照合して適切であると判断するための理念が明確ではない」と指摘されたことに対応し、大学運営会議において、学則に定めた目的及び使命に基づいた学部・学科、大学院医学研究科ごとの「教育研究上の目的(案)」及び「3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)(案)」を策定し、法人及び教学において協議を進め大学組織等評価委員会・経営組織等評価委員会(合同委員会 ※同委員会は現在廃止されており、令和元年5月1日から「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」として新たに発足している)、常勤役員会及び学内役員会を経て、平成29年2月に策定した(ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、令和2年2月に改正した。経緯については第2章点検・評価項目③に記述)(資料1-5【ウェブ】)。

さらに、平成30年5月に受領した「改善報告書(平成29年7月提出)に対する大学基準協会の概評」において、「教育上の理念を策定し養成する人材等を示したものの、学部においては依然として学則またはそれに準ずる規則に定めていない」と指摘されたことに対応

し、産業医科大学学則を一部改正(令和元年6月1日施行)するとともに、「産業医科大学学部及び学科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」を制定(令和元年規程第9号)(令和元年6月1日施行)した(資料1-6)。

加えて、産業医科大学大学院学則を一部改正(令和元年6月1日施行)するとともに、「産業医科大学大学院における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」を制定(令和元年規程第10号)(令和元年6月1日施行)した(資料1-7)。

産業医科大学各学部及び学科における人材養成に関する目的並びにその他の教育研究上の目的は、次のとおりである。

○医学部

働く人々の健康と環境に医学の眼でアプローチする産業医は、産業の発展と活性化を支える意味からも、21世紀において極めて重要な役割を担っている。医学部では、医学を産業社会の中でより深く、より広い視野から考えることのできる人間性豊かな産業医を養成する。

○産業保健学部

産業医のよきパートナーとして産業保健活動を支えるスタッフには、「創造的知性」と「自らが学ぶ姿勢」が求められる。産業保健学部では、健康支援を総合的に創造的に考えるとともに、生命のしくみと環境の関わりについても考えることのできる、時代が求める人材を養成する。

看護学科：看護専門職の基盤となる知識、技術、態度を身につけるとともに、産業看護職の役割を認識し、社会の変化や科学技術の発展に対応できる柔軟な思考力を備えた人材を養成する。

産業衛生科学科(環境マネジメント学科)：高等学校で修得した基礎学力をさらに高めるとともに、働く人々の健康保持と安全で快適な職場づくりに関する専門的知識を修得する。更に、科学的根拠に基づく職場環境の評価と改善を実行できる基礎的技術・技能を修得し、工学的な立場から、働く人々の健康を保持し、安全で快適な職場を創り出すことができる人材を養成する。

産業医科大学大学院における人材養成に関する目的並びにその他の教育研究上の目的は、次のとおりである。

○医学研究科

産業医科大学の目的及び使命に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問についての学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展並びに労働環境と健康に関する分野における医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の進展と社会福祉の向上に寄与する。また、本研究科全体での英語化を進め、国際的に通用するグローバルな能力を合わせ持った人材を養成する。

医学専攻

本学の特徴である産業保健マインドを基本にして、本学の持つ産業医学専門家や各診療科の教員リソースを活用したカリキュラムにより、研究者としても実務者としてもリーダーたる人材を養成する。すなわち、限られた専門領域のみでなく、予防医学の領域まで熟知した産業保健マインドに加え、更なる専門領域における高度な能力を持った人材を養成

する。

産業衛生学専攻

大学の教育課程で医学、歯学、薬学、工学、理学、看護学、保健衛生学等を修めた医師、歯科医師、薬剤師、衛生技術者、保健師等であって、産業衛生学の専門家を目指す者を対象に、職場や作業を通じて就業者が被る有害な健康影響を予防すること、持病を有しながら働く就業者の就業継続を支援すること、就業者の健康増進と就業環境の快適化を促進することに必要な知識や技術を教授して、産業衛生学を専門とする研究者、教育者等を養成する。

看護学専攻

保健師・助産師・看護師いずれかの資格を取得している者(資格取得見込みの者を含む)を対象に、臨床現場において高度な看護実践能力と研究的思考能力を備えた看護実践者、高度なマネジメント能力を備えた看護管理者、並びに看護学を専門とする研究者、教育者等を養成する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

1) 学部においては、学部・学科ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する教育研究上の目的及び3つのポリシーが適切に明示、公表されているか。

本学の理念・目的は、産業医科大学学則(第1条)及び産業医科大学大学院学則(第1条)に明示している。

各学部、学科の目的は、前述の手続きを踏まえた上で、各学部・学科、大学院医学研究科の教育研究上の目的を策定し、産業医科大学学則(第2条第2項)に「学部、学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定めるものとする」、産業医科大学大学院学則(第2条第2項)に、「大学院における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定めるものとする」と明示している。

大学の理念・目的、教育研究上の目的及び3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)はホームページ上に公開している(資料1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】)他、産業医科大学概要(資料1-11【ウェブ】)、入学者試験選抜実施要項(以下「入試要項」)(資料1-12)、学生募集要項(資料1-13)、学生が使用する教育要項(資料1-14)、学生便覧(資料1-15)、大学院便覧(資料1-16)に掲載し、周知を図っている。

具体的な周知方法及び社会に対しての公表は以下のとおりである。

入試広報活動については、入試要項、学生募集要項において理念・目的を学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として冒頭に明示するとともに、オープンキャンパス・

入試説明会等においても受験生及び保護者に丁寧な説明を行っている。

在学生に対しては、入学時のオリエンテーション(医学部・産業保健学部合同)において本学部の教育目的、履修、学生生活等について説明を行っている。また、毎年作成する教育要項と学生便覧で本学の理念・目的及び教育目標・目的を示すとともに、学生に配付する際に学生が内容をよく理解し、行動するよう指導している。

医学部では、産業医学関連の講義・実習を必修科目としており、それに加え課外活動として、卒業生産業医との交流を図る場を設定している。

大学院生に対しては、入学時のオリエンテーション、大学院便覧等を活用している。

在学生の保護者に対しては、毎年夏に開催している「医学部教員・保護者懇談会」において本学の理念・目的についてより理解を得るよう努めている(資料 1-17)。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

- 1) 産業医、産業保健従事者を養成するという大学の理念・目的に添った中・長期の計画その他の諸施策を策定し、実行しているか。

本学では、本学の理念・目的を実現するため、中期目標・中期計画を策定し、大学ホームページに公開している(資料 1-18【ウェブ】)。第1次は、平成16年度から平成21年度までの6年間、第2次は、平成22年度から平成27年度までの6年間、第3次は平成28年度から令和3年度までの6年間で、本年度は第3次の4年目となる。

第3次中期目標・中期計画は、第2次中期目標・中期計画に係る達成状況の評価を加味し、第2次中期目標・中期計画5年経過後に開催した「外部評価委員会」による指摘事項や当時の学内外の課題を考慮した上で、策定した。

基本方針を含む第3次中期目標・中期計画の策定に際しては、学内の全組織の参画を重視して、各組織の課題が反映されるように配慮し、本学の理念・目的に沿って約1年半の検討期間を経て、学内外の関係機関とも調整を図りながら、法人及び教学の垣根を超えた各種会議体(教学においては「大学運営会議」、「各教授会」、「病院運営会議」、「各組織の運営会議」、事務局においては「次長・主管課長会議」、「局部長会議」、更に法人与教学が参画し開催される「大学・経営組織等評価委員会」、「常勤役員会」、「学内役員会」)で審議及び修正を行ったうえで、平成28年3月開催の「理事会」の承認後、策定した(資料 1-19)。

第3次中期目標・中期計画の基本方針は次のとおりである。

- 1 時代の変化に対応しうる能力を培うとともに、質の高い教育・研究を推進する。
- 2 産業医学及び産業保健の教育を充実し、産業医及び産業保健従事者の養成と質の向上に寄与する。
- 3 労働と健康に関わる産業医学及び産業保健の研究を推進し、その成果を国内外に

広く普及する。

- 4 特定機能病院として高度急性期医療を推進するとともに、地域における中核病院として、安全かつ質の高い医療を提供する。
- 5 社会貢献に取り組み、教育・研究・診療に関する情報発信を積極的に行う。
- 6 安定した経営基盤を確立するとともに、大学施設の建替え等の整備、開学40周年記念事業(資料1-20【ウェブ】)を推進する。
- 7 本学の社会的使命を果たすため、コンプライアンスの徹底を図る。

中期目標・中期計画については、毎年度達成状況を確認するため、各学部等からの進捗状況について、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会等において評価を受けている。

各学部等の実施状況の事例は以下のとおりである。

医学部では、社会的に強く求められている人材育成において、本学部卒業生に対して毎年現況調査を実施し、産業保健関連の職に就業しているかを確認し、必要な情報提供を行っている(資料 1-21)。第3次中期目標・中期計画の目標である毎年度 70 名以上の新規産業医就職も定期的に点検・評価し、現時点では達成できている。さらに、産業医数のみならず質の面からも社会的な一層の評価が得られるよう努力している。

産業保健学部では、看護学科及び環境マネジメント学科の各運営会議において、各学科における目的の達成度を点検・評価する等、次年度以降の目的達成のため検討を行う他、産業保健学部の教員研修会における外部専門家・講師からの意見を聴取する機会を毎年度設けている。また、時代の変化に対応して理念・目的の適切性について検証を行っている。こうした検証に基づき、令和2年度入学生より環境マネジメント学科は化学物質管理者及び衛生管理者の教育強化の観点からカリキュラムを新たに改正し、学科の名称を「産業衛生科学科」と変更することとした。

大学院医学研究科では、大学院主任会議や大学院研究科委員会等で定期的に点検・評価するとともに、学位取得状況、退学の状況等を毎年度検討し、次年度への取組に活かしている。

各学部等が実施している内容については、第2章で記述する教育研究活動に係る内部質保証システムに基づき、点検評価を行うこととしている。

さらに、働き方改革関連法案が審議され、労働者の健康確保のため産業医・産業保健人材の果たす役割と期待が高まる中、本学では平成30年2月に「産業医科大学における今後の産業保健分野の人材育成プラン」を策定し、より一層、産業医・産業保健人材の育成についての取組を強化した(資料 1-22)。

同プランでは、次の視点を踏まえ、以下のような産業医・産業保健人材育成の新たな展開を図っている。

○医学部

- ・学部から卒業までの質の高い産業医学の展開
- ・実践力を重視した産業医学現場実習の充実
- ・対話及び交流の積み重ねによる産業医マインドの向上

○産業保健学部

- ・即戦力となり得る実践力を修得できるカリキュラムの強化

- ・産業保健支援チームとしての活動を学ぶ高度専門的実習の展開
- ・対話及び交流の積み重ねによる産業保健マインドの向上

○医学部・産業保健学部共通

- ・産業医・産業看護職、衛生管理者などチームによる産業保健実務教育の強化

○卒業教育

- ・産業保健人材としての就業及び自己研鑽を促す「産業保健情報提供事業」による支援
- ・卒業生間のネットワーク作りと大学によるフォローの提供
- ・他大学卒業者も含めた産業保健人材の育成強化

(2)長所・特色

本学は、産業医及び産業保健従事者を養成する我が国唯一の医科大学である。

さらに、本学の理念・目的を補完するものとして、初代学長による「建学の使命」があり、本学が目指す教育研究の方向性が示されている。本学は、産業医学及び産業保健に関する特色ある教育・研究を実施し、優れた産業医及び産業保健従事者を数多く輩出してきた。開学 40 周年を過ぎたばかりの短い歴史の中ではあるが、教職員はもとより、社会の中核で活躍する世代となった卒業生が我が国の産業医学分野の研究、産業保健の実践で中心のかつ指導的役割を果たしている。この意味において本学が目指す教育は社会に大きく貢献しており、理念・目的に沿った人材育成を実現している。

(3)問題点

問題点として、特記すべきことはないと考える。

(4)全体のまとめ

本学は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与する」を理念・目的として掲げ、教育研究活動を推進している。

平成 29 年 2 月に策定した「教育研究上の目的」、「3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)」、平成 30 年 2 月に策定した「産業医科大学における今後の産業保健分野の人材育成プラン」、令和元年 6 月に制定した「産業医科大学学部及び学科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」、「産業医科大学大学院における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」については本学ホームページに公開する等、あらゆる機会、広報を利用して学内外に周知を図っている。

また、中期目標・中期計画を策定・実行し、その達成状況を検証することで自己点検・評価を行い、教育研究活動の質の向上を担保しながら法人と教学が一体となり、理念・目的の実現に向けて取り組んでいる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点

1) 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科とその他の組織との役割分担

序章で述べたとおり、従来の内部質保証体制を見直し、強化を図るため、学校法人産業医科大学常勤役員会において検討し、平成31年4月23日に「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」を定めた(資料 序-3【ウェブ】)。この方針では本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、学校法人自己点検・評価を実施するための組織(学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会)を設置し、6年毎に設けられる中期目標・中期計画に基づき点検・評価を行い、さらに外部評価委員会から第三者の視点による客観的評価を受け、その結果を踏まえて質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進することとした。

また、「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」を定めたことを受け、大学運営会議(議長：学長)において「教育研究に係る内部質保証の方針」について検討し、令和元年6月17日に定めた(資料 序-7【ウェブ】)。

「教育研究に係る内部質保証の方針」は、本学の理念・目的を実現するため、「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」に基づき、全学的に教育研究活動が適切な水準であることを保証し、恒常的・継続的に教育研究活動の質の向上を図ることを目的として掲げている。

「教育研究に係る内部質保証の方針」を確実に実行するため、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会の下部組織として、令和元年7月1日に教育研究質保証推進委員会を設置し、全学的に教育研究にかかる内部質保証の推進に責任を負う組織として整備した(資料 2-1)。教育研究質保証推進委員会では、毎年度、各学部等の教育研究活動における事業計画及び進捗状況について検証、評価を行い、各組織体の運営に関し、有機的な連携を図り、学長の大学における教育・研究の円滑な推進に資する組織である大学運営会議にその結果を報告し、学長は教育研究質保証推進委員会及び各学部等に改善策等の策定を指示することにより教育研究活動の質の向上を推進する。

学校法人における内部質保証の方針及び学校法人全体の内部質保証の推進に主体となり責任を負う組織の権限、役割及び手続きを明文化し、教育研究に係る内部質保証の方針及び教育研究に係る内部質保証の推進に責任を負う組織を設置した趣旨について、大学運営会議において学長が各学部等に周知を指示することにより、「内部質保証」の考え方を全学的に浸透させて、継続的な更なる大学運営の改善と向上に努めている。

本学のこれらの方針は常勤役員会、学内役員会、大学運営会議、教授会等大学内の主要な会議体において報告し、教職員に周知するとともに、本学ホームページに明示している(資料 序-3【ウェブ】、序-7【ウェブ】)。

なお、第3次（平成28年度～令和3年度）中期目標・中期計画に掲げられた教育に関する目標及び研究に関する目標に向かってこれらの方針に基づきPDCAサイクルを実施している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

- 1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
- 2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

平成30年度までは、中期目標・中期計画の自己点検・評価に係る組織として「大学組織等評価委員会」「経営組織等評価委員会」を設置していたが、教育研究活動等の一層の活性化及び質の向上並びに学校法人の健全な経営及び管理運営の推進を図り、学校法人の設置目的の実現に資することを目的とした「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」を設置した。さらに、教育研究活動に関する内部質保証の推進に責任を負う組織が整備されてなかったことから、点検・評価項目①で述べたとおり、「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」に基づき、「教育研究に係る内部質保証の方針」を定め、各学部等の教育研究に係る内部質保証の方針に責任を負う組織として「教育研究質保証推進委員会」を設置して必要事項・メンバー構成を定めた（資料2-1）。教育研究活動に係る内部質保証システムの概略及び教育研究質保証推進委員会の位置づけを図2-1に示す。

以上のことを整備することにより、学校法人（法人、大学、病院）が一体となって全学的な教育研究活動の内部質保証の妥当性について点検・評価する仕組みが確立され、内部質保証に関する法人・大学との一体的な取組が可能となった。

医学部・産業保健学部・産業生態科学研究所では各教授会で、大学院医学研究科では各専攻科委員会及び医学研究科委員会で、教育研究支援施設では各施設運営会議及び運営会議で、各センターではセンター運営会議で事業計画を策定し、毎年進捗状況を確認して教育研究質保証推進委員会に報告している。それらの報告をもとに進捗状況を評価し、学長に報告する。教育研究質保証推進委員会は、学長からの改善計画を受けて各学部等に評価結果を伝え、必要な改善を求める。このようにしてPDCAサイクルを有効に実施している。

なお、IR（Institutional Research）の機能に相当する内部質保証の推進に必要なデータ収集・解析は、既存の委員会等で実施し、学部等の会議体で審議し種々の改善に活用している。このような現状において、多様なデータの収集・管理・分析及び結果の可視化等を一元的に行うIRの独立性を担保する必要があることから、令和2年4月に学長直下にIR推進センターを設置することとし、必要な規程等を整備した（資料2-2）。IR推進センターは、教育研究に係る内部質保証の推進に責任を負う教育研究質保証推進委員会と連携し、大学教育・研究に関する目標・事業計画の進捗状況必要なデータおよび分析結果の提供を行い、全学的な教育研究活動における適切なPDCA推進を支援することとしている（資料2-3）。

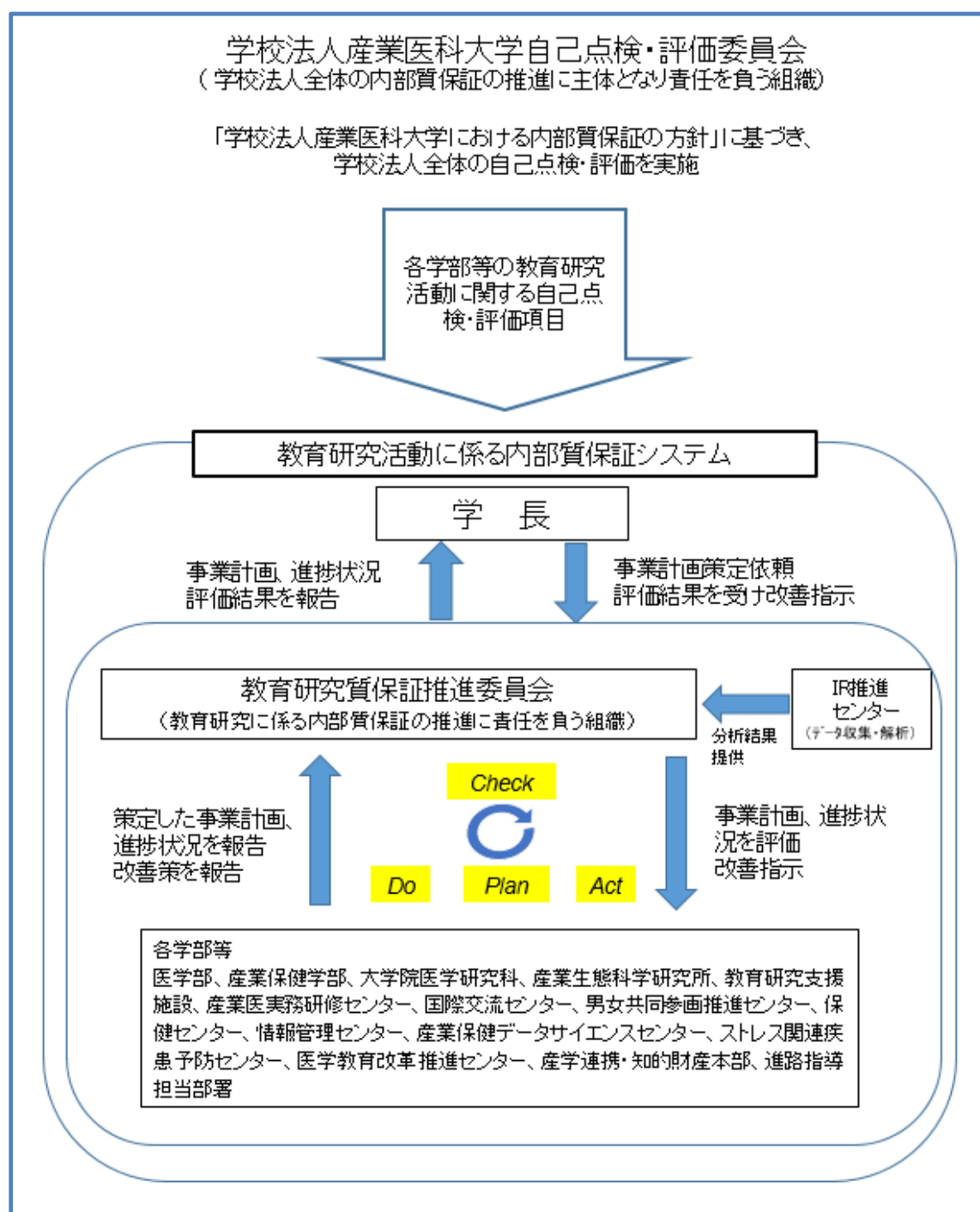


図 2-1 教育研究活動に係る内部質保証システムの概略

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- 1) ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）の策定のため全学としての基本的な考え方の設定
- 2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 3) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

各学部及び大学院各専攻のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、「教育研究上の目的」、「産業医科大学の目的・理念」及び「第3次中期目標・中期計画の基本方針」（図 2-2）に基づいて以下の手続きのもと策定された。

医学部・産業保健学部各教授会及び大学院医学研究科委員会によって策定された各学部及び大学院各専攻の3つのポリシー（案）の内容について大学運営会議において協議を行い、大学・経営組織等評価委員会（合同委員会）及び学内役員会等より審議され、平成29年2月に策定された（資料2-4）。

なお、各学部及び大学院各専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては内容の見直しを図り、令和元年11月11日開催の第637回大学運営会議において、学長から各組織体の長に依頼を行い（資料2-5）、教育研究質保証推進委員会、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会等を経て、令和2年2月に策定した（資料2-6）。これらのポリシーはホームページに公開しているほか、令和2年度の教育要項等に掲載し公表している（資料1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】）。

前述のとおり、令和元年度から内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」及び「教育研究質保証推進委員会」を設置し、中期目標・中期計画に掲げられた教育に関する目標及び研究に関する目標に向かってPDCAサイクルを実施している。

なお、有効的にPDCAサイクルを実施する上で根幹となる第3次（平成28年度～令和3年度）中期目標・中期計画の基本的な目標及び重点的に取り組む事項は下図に示すとおりであり、具体的な取組について以下に述べる。

第3次中期目標・中期計画

I 大学の基本的な目標

本学は、医学一般についての教育・研究・診療を基に、産業医学及び産業保健に関する特色ある教育・研究を実施し、優秀な産業医及び産業保健従事者を数多く社会に輩出するとともに、関連分野に関する研究を進め、また地域において医療に関する中核的役割を担ってきている。

わが国内外の社会経済環境が大きく変化する現在、大学教育、また医療に対する期待が高まる中、本学は、医科大学としての教育・研究・診療の基盤を強化し、産業医学及び産業保健の中核を担う豊かな人間性に富む人材を養成するとともに、産業医学の振興及び産業保健の推進の更なる発展に努め、医療の提供においては地域に密着し、かつ先進的な機能の充実に図る。

このため、特に以下の事項について重点的に取り組む。

- 1 時代の変化に対応しうる能力を培うとともに、質の高い教育・研究を推進する。
- 2 産業医学及び産業保健の教育を充実し、産業医及び産業保健従事者の養成と質の向上に寄与する。
- 3 労働と健康に関わる産業医学及び産業保健の研究を推進し、その成果を国内外に広く普及する。
- 4 特定機能病院として高度急性期医療を推進するとともに、地域における中核病院として、安全かつ質の高い医療を提供する。
- 5 社会貢献に取り組む、教育・研究・診療に関する情報発信を積極的に行う。
- 6 安定した経営基盤を確立するとともに、大学施設の建替え等の整備、開学40周年記念事業を推進する。
- 7 本学の社会的使命を果たすため、コンプライアンスの徹底を図る。

II 第3次中期目標の期間

平成28年4月1日から令和4年3月31日までの6年間とする。

図2-2 第3次中期目標・中期計画の基本方針

第3次中期目標・中期計画に関する自己点検・評価を毎年度、各部署が実施し、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会において評価を行うとともに、3年目までの中間評価を行い、評価が低い部署については改善策を検討し実施している。

令和元年度は、第3次中期目標・中期計画の4年目になることから、令和元年5月に開催した学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会において、各項目に対する平成30年度までの進捗状況及び過去3年間の中間評価5段階（5：目標・計画を大幅に上回って達成 4：目標・計画をやや上回って達成 3：目標・計画どおり達成 2：実施したが未達成 1：未着手）について審議する（資料2-7）とともに、中間評価「4」の8項目については、具体的な理由について、また、中間評価「2」の1項目（中期計画：医師国家試験合格率95%以上）については、目標を下回った具体的な理由及び今後の改善策について審議を行った（資料2-8）。更に、中間評価「2」の項目については、目標達成に向けて令和元年8月6日開催の第2回教育研究質保証推進委員会において、改善策の進捗状況について確認を行った（資

料 2-9)。上記の取組みを行い、改善を実施した結果、令和 2 年に実施された第 114 回医師国家試験において、受験者全員が合格し、国家試験合格率 100%を達成した。

また、令和 2 年 1 月に開催した学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会において、11 月に開催された外部評価委員会からの指摘に基づき、中間評価の見直しを行った(資料 2-10)。

「教育研究に係る内部質保証の方針」に基づく PDCA については、図 2-3 の通り実施することとしている。

令和元年度は同方針を定めた初年度ということもあり、各学部等で策定した上半期の事業計画に対する達成状況を第 4 回教育研究質保証推進委員会(令和元年 10 月 29 日開催)において評価し、評価結果を各学部等にフィードバックした(資料 2-11)。また、評価結果により各学部等が策定した改善策を第 5 回教育研究質保証推進委員会(令和元年 11 月 29 日開催)において審議を行った(資料 2-12)。この評価と改善策を踏まえて、次年度の教育研究に関する事業計画及び成果目標を策定することにより、PDCA サイクルを有効に機能させることとしている(資料 2-13)。

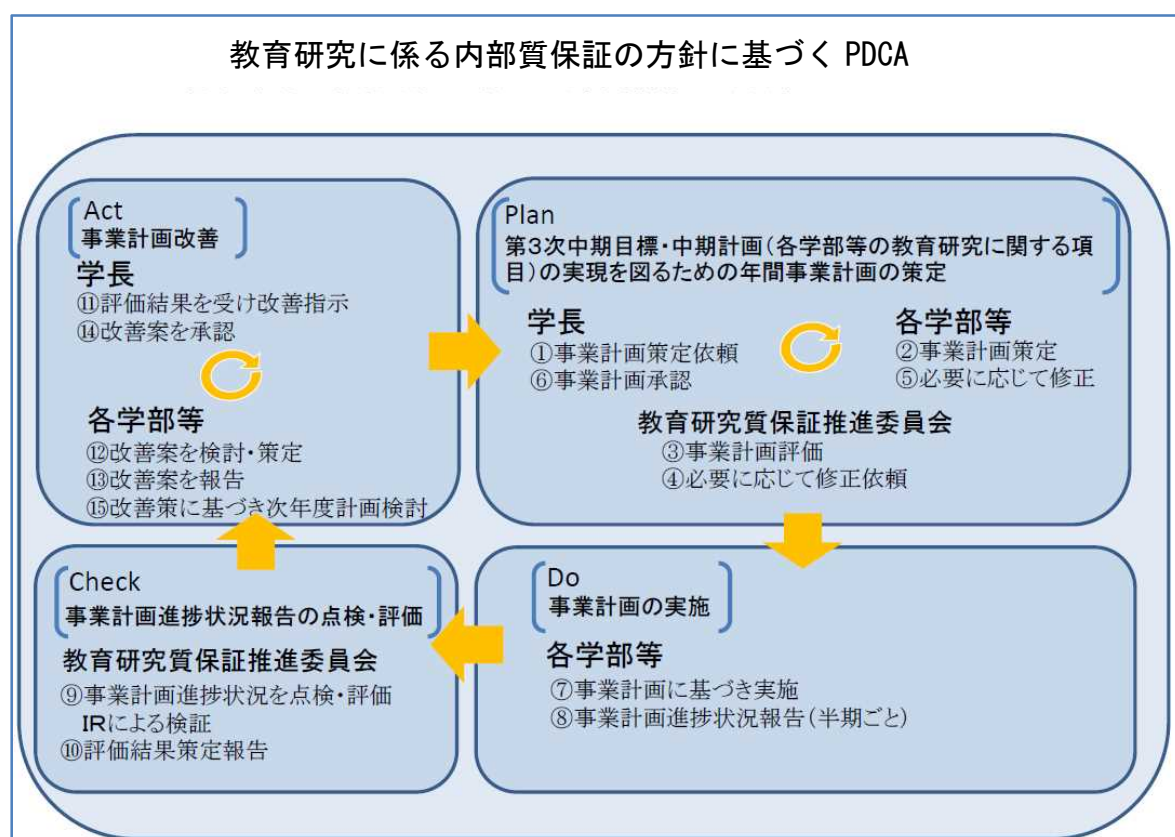


図 2-3 各学部等の教育研究に係る内部質保証の方針に基づく PDCA の概略

このように、令和元年 7 月から、教育研究質保証推進委員会という新たな組織を立ち上げ、PDCA サイクルに基づいた内部質保証システムの適切な運用とともにその有効性について検討することとした。

行政機関(文部科学省)、認証評価機関(大学基準協会)及び外部評価委員会からの指摘

事項に対する適切な対応を行ってきたが、その例を以下に示す。

平成 28 年 4 月に開設した大学院医学研究科産業衛生学専攻(博士課程)の平成 30 年度設置計画履行状況調査(文部科学省)において、「専任教員数が認可時の計画から 4 名減少している」との指摘があった。このことに対し、令和元年 5 月に文部科学省に「改善意見等対応報告書」を提出する(資料 2-14)とともに、令和元年 6 月に「専任教員採用等設置計画変更書」を提出した結果、令和元年 9 月に申請者 4 名全員の資格ありとの通知があった。なお、「改善意見等対応報告書」の結果については、令和 2 年 3 月に文部科学省より公表されることとなっている。

前回(平成 25 年度)の大学基準協会による認証評価受審(第 2 審)において、改善勧告 2 項目、努力課題 11 項目の改善報告を求められ、対応後に平成 29 年 7 月に改善報告書を提出し、平成 30 年 5 月に大学基準協会から改善報告書検討結果を受領した(資料 2-15)。改善報告書検討結果の概評では、再度報告を求める事項はなかったものの、改善勧告 2 項目、努力課題 5 項目については一層の検討を要することが望まれるとの提言があったことを受け、大学運営会議において学長から報告があるとともに協力依頼を行った(資料 2-16)。検討を要するとされた項目については、学内での協議を経て、必要な規程を定めるなどの改善を行っており、令和元年 7 月 11 日に開催した第 1 回教育研究質保証推進委員会においてその対応状況を確認した(資料 2-17)。

点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、外部評価委員会規程に定めた外部者 5 名で構成される外部評価委員会を設置し、中期目標・中期計画開始 3 年、5 年及び 6 年経過後に本学にて外部評価委員会を開催している。学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会でもとめられた中期目標・中期計画の進捗状況等をもとに外部評価委員会から評価結果が提出され、それぞれの年ごとに開催された外部評価委員会で指摘された事項について改善すべく取組んでいる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- 1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 2) 公表する情報の正確性、信頼性
- 3) 公表する情報の適切な更新
- 4) 情報開示請求に対する適切な対応

第 3 次中期目標・中期計画において“情報発信等の推進に関する目標としてグローバルな情報発信を行い、社会に役立てる”ことを目標とし、中期計画として、本学の教育・研究、診療の状況や成果を積極的に情報公開・発信し、本学の社会的責任を果たすとともに認知度の向上を図ることとした。本学における産業医学・産業保健にかかる情報を充実させ、国内のみならず、海外への対応のために外国語によるホームページのさらなる整備を図ることとし、英語版ホームページの更新を行った。

ホームページでの具体的な公開内容については以下のとおりであり、定期的に更新して

いる。

【教育研究活動】教員データベース「教員の学位・業績(資料 2-18【ウェブ】)」 「産業医科大学機関リポジトリ(資料 2-19【ウェブ】)」を公開している。

【自己点検・評価結果】「(公財)大学基準協会による相互評価認定/自己点検・評価報告書(資料 2-20【ウェブ】)」を公開しているほか、毎年度の事業計画及び事業報告を学内ホームページに公開している(資料 2-21)。

【財務】「年度別の決算概要(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)、平成 28 年度からは計算書類等を追加(資料 2-22【ウェブ】)」を公開している。

【その他の諸活動の状況等】教員データベース「研究・業績」に社会貢献・他の諸活動について公開している。その内容は、本学が行う研修事業、学会・シンポジウム、報道機関への出演・掲載情報などである。

以上の内容は、本学ホームページ内に専用サイトを設置し、教育研究上の目的等の教育情報を公開している(資料 2-23【ウェブ】)。

教員データベースについては、導入当初、教員が「公開可」とした項目のみ掲載していたが、平成 31 年 3 月及び 4 月に開催した産業医科大学情報公開ワーキンググループにおいて見直しを行い、情報公開の全項目を項目ごとに「必須」、「推奨」、「任意」の指定を行うこととした(資料 2-24)。

機関リポジトリについては、公開可能な学位論文を掲載している。

医学部・産業保健学部ともに入試情報(志願者数、合格者数)を本学ホームページに公表している。また、入試成績の開示については、申請者個別に通知している(資料 2-25【ウェブ】)。

動物実験等の情報公開については、情報開示請求に関する規程を定めている(資料 2-26)。

国家試験合格者数(医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験)を本学ホームページに公表している(資料 2-27【ウェブ】)。

これらのデータは学内ホームページに公開していることで、信頼性を担保している。

また、大学が保有する情報については、開示請求があった場合には、総務課が窓口となって個々の事例について適切に対応している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性
- 2) 適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価
- 3) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学長が中心となる教育研究活動に係る全学的な内部質保証については、「教育研究に係る内部質保証の方針について」を定めている。第 3 次中期目標・中期計画をもとに各学部等の教授会、各センターの運営会議等で事業計画を策定し、その進捗状況を半期ごとに教育研究内部質保証推進委員会に報告し、その内容を学長に報告することで学長からの改善

提案を受けて各学部等の教授会・運営会議に依頼することでPDCAサイクルを実施している。このPDCAサイクルが適切に機能しているかを点検・評価するのは、法人全体の「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」で定められた学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会を経て理事長の責任としている。

学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会については、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会規程及び外部評価委員会規程を新たに定めることで、内部質保証システムを具体的に構築・運用し、それぞれの委員会メンバー、役割分担、権限等を明文化した(資料 序-5、序-5-1、序-6、序-6-1)。これらの整備を行ったことにより、自己点検・評価及び改善・向上を恒常的に行う仕組みを確立し、内部質保証推進のためのPDCAサイクルを着実に実施することとした。点検評価結果における指摘事項については、大学運営会議の議を経て学長の指示のもと、各組織体において改善を行っている。

学校法人産業医科大学自己点検・評価の全体像(概要)を図2-4に示す。

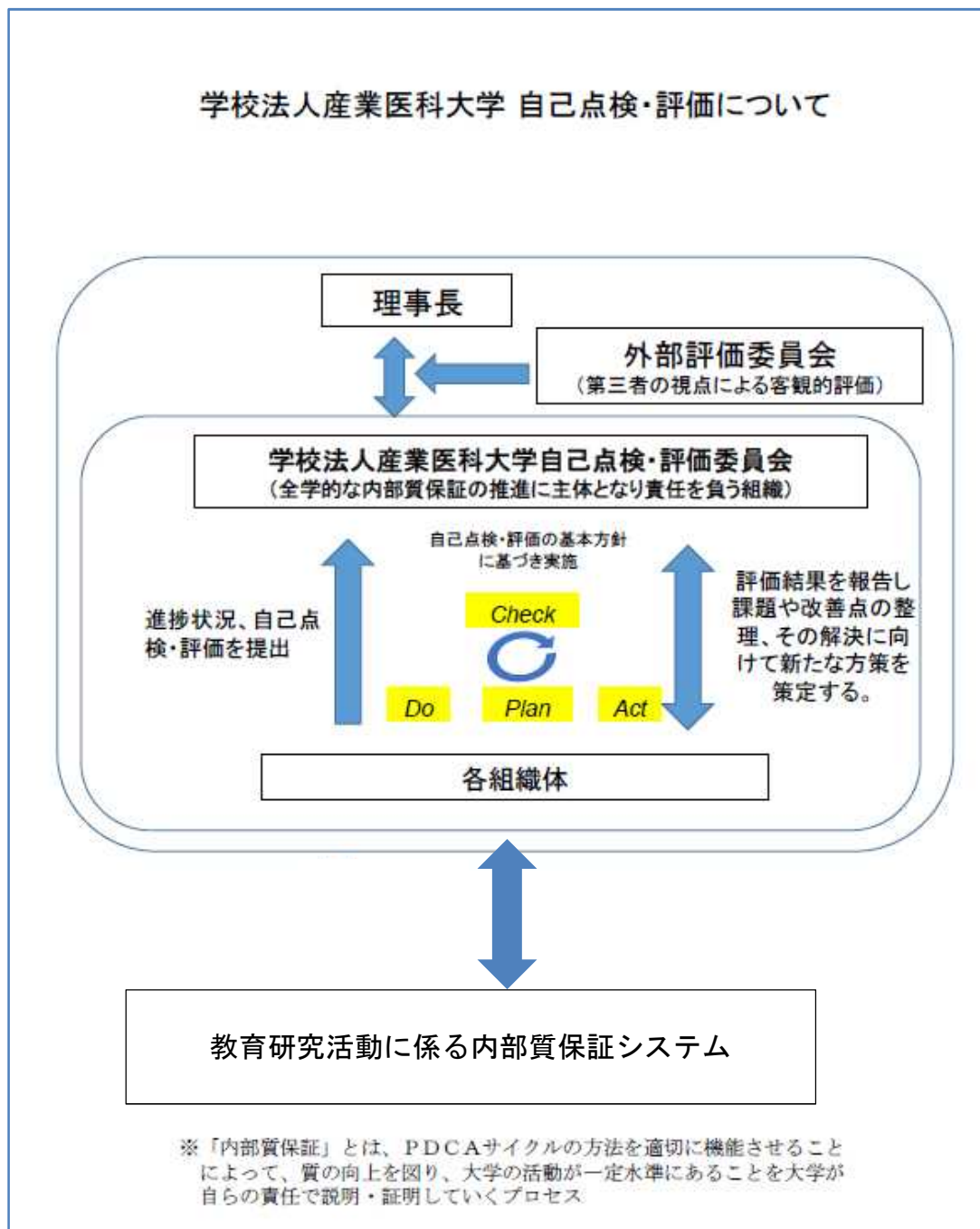


図 2-4 学校法人産業医科大学 自己点検・評価について(概要)

(2)長所・特色

内部質保証に関する方針や関連規程を整備し、内部質保証の推進を継続的に行うことが可能な仕組みを確立し実施することにより、学校法人(法人、大学、病院)における自己点検・評価が全学的な教育研究活動の内部質保証の妥当性を担保することが可能となり、法人と教学の一体的な内部質保証推進のための PDCA サイクルの運用を構築した。

また、本学は、医学部、産業保健学部、大学院医学研究科、産業生態科学研究所などの組

織体から構成されているものの比較的コンパクトな大学であり、小回りが効き、改善点があれば速やかに対応できる状況となっている。

(3) 問題点

入試、教務、学生、研究支援、卒後等の多様なデータが学内に散在し、各部署が構築したデータを基に情報収集・分析・課題抽出等を行い、それぞれで評価・改善を行っているが、部門間のデータの連結が十分には行われていない。このような問題点から、それらの膨大なデータを横断的に収集、分析し、客観的な数値に裏付けされた全学的見地からの教育方針の決定、決定プロセスの可視化、次年度以降の検証・判断等が可能となる情報を提供することで大学の改善策立案を支援する IR 推進センターを令和 2 年 4 月に設置することとした。

(4) 全体のまとめ

本学は、平成 30 年度まで学校法人産業医科大学組織等評価規則(平成 17 年規則第 2 号)を内部質保証の基本的な考え方(つまり全学的な方針)に基づき、中期目標・中期計画の自己点検・評価に係る組織として「大学組織等評価委員会」及び「経営組織等評価委員会」を設置し運用することで、本学全体の運営の持続的な改善・内部質向上を実施してきた。

令和元年度に学校法人産業医科大学における内部質保証の方針を定め、学校法人産業医科大学組織等評価規則(平成 17 年規則第 2 号)を発展させて、学校法人産業医科大学自己点検・評価規則に改め、「大学組織等評価委員会」「経営組織等評価委員会」を廃止し、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会及び教育研究質保証推進委員会を設置したことにより、教育研究に係る内部質保証の取り組みを充実させた。

今後、「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」及び「教育研究に係る内部質保証の方針」をより具体的に各学部等での活動に対応した事業計画に反映し、PDCA サイクルによる教育研究の質の向上を確実に推進していく。

IR 推進センターを令和 2 年 4 月に設置することによって、客観的データに基づいたさらなる内部質保証の推進が期待できる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

1)大学の理念・目的と学部・学科等附属施設組織構成の適合性

産業医科大学学則及び産業医科大学大学院学則に理念・目的が明示されている(資料 1-2、1-3)。本学の教育研究組織は、この理念・目的に基づいて設置されている。



図 3-1（令和 2 年 4 月 1 日時点）

医学部(医学科)、産業保健学部(看護学科、環境マネジメント学科)の2学部3学科、大学院医学研究科(医学専攻、産業衛生学専攻、看護学専攻)の1研究科3専攻、産業生態科学研究所、教育研究支援施設(図書館、共同利用研究センター、動物研究センター、アイソトープ研究センター)、産業医科大学病院、産業医科大学若松病院、産業医実務研修センター、国際交流センター、男女共同参画推進センター、保健センター、情報管理センター、産業保健データサイエンスセンター、ストレス関連疾患予防センター、医学教育改革推進センター、産学連携・知的財産本部を設置している(図3-1、資料1-11 P5【ウェブ】)。

医学部においては、卒後教育として産業医としての資質向上、より高度な専門性を持った産業医を養成する目的として産業医学卒後修練課程(専門産業医コースⅠ：産業医学分野における専門的知識及び技術を有する産業医等を養成する、専門産業医コースⅡ：臨床医学分野における専門的知識及び技術を有する産業医等を養成する)を設定している(資料3-1)。

○産業生態科学研究所

産業医学の振興と中核となる産業医の養成のために昭和61年に附置研究所として設置され、産業医学の研究、教育、国際交流、社会貢献を積極的に推進している。研究所の名称である「産業生態科学」は、建学の使命に記載されているとおり、自然科学、医学、経済学をも包含する新しい生態学・社会科学を創生・発展させることに総合的に取り組み、変遷する産業医学の問題への適応を目指すことを意味しており、研究所の研究や教育も社会の変化に対応している。現在の研究に関しては、メンタルヘルス対策ツールやマニュアルの開発、受動喫煙防止のための施策研究、慢性疾患を有する労働者の社会適応を促進させるための政策的研究、ナノ材料、トナーなどの新規化学物質の有害性・リスク評価、高齢者の就労能力増進に関わる要因研究、経営的視点を介した海外事業場における産業保健体制構築、石綿問題対策などの国際共同研究など多岐にわたっている。

教育に関しては、卒後修練課程において専門産業医コースⅠで高度な産業医学の専門性を有する医師を養成している。昭和59年から産業医学の基礎知識から産業医活動に必要な実践的な技術までを集中して行う産業医学基本講座を開講しており、平成29年度からは東京でも開講している。

本研究所の活動は、国際的にも広く認知されており、昭和63年以来連続して産業医学の世界保健機関指定研究協力センター(WHOCC)に指定されている。また、平成28年度からは独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施している「イラク労働安全衛生分野における人材能力向上プロジェクト」にも協力し、イラクの労働安全衛生担当者を受入れ、研修を実施している。卒後修練課程における国際活動の修練の一環として、日韓中産業保健学術会議の運営や参加、韓国カソリック大学との定期交流を積極的に行っている(資料1-11 P17～18【ウェブ】、資料3-2)。

○産業医科大学病院

人間愛に徹した優れた産業医と医療人を養成するため、患者本位の医療を通じて産業医を目指す学生や卒業生の臨床教育及び教育研究の機能を果たすための総合医療機関である

とともに、高度医療の提供・研修等を担う特定機能病院及び地域における基幹病院として、その機能を十分に発揮できるよう診療体制を整備している。特に勤労者の健康管理、職業性疾患、作業関連疾患、リハビリテーション、メンタルヘルス等についての研究と診療を行い、産業医学と地域医療の連携に日々努力を重ねている。

○産業医科大学若松病院

上述の産業医科大学病院と同様に、人間愛に徹した優れた産業医と医療人を養成するため、平成 23 年に開院した。教育病院として学生の臨床実習の実施に努めているほか、北九州市若松区唯一の総合的な病院として地域の中核的な機能を果たし、産業医科大学病院及び地元医療機関等との緊密な連携・協力・支援を通して、安全かつ質の高い医療を提供し、信頼される病院、魅力的な病院を目指している。最も患者数が多いのはスポーツ整形であり、この疾患の患者の職場復帰に大いに貢献し産業医学の発展に寄与している。産業医科大学病院と産業医科大学若松病院はともに急性期医療を行っているが、診療内容は機能分化しており、若松病院では地域包括ケア病床を設け、より地域密着型の運営を行っている。若松病院で対応できない部分については大学病院が担当している(資料 1-11 P25～27【ウェブ】)。

○産業医実務研修センター

産業医学修練医等に産業医実務に関する知識・技術を実地に練磨させるとともに広く産業医等の資質向上を図るための教育修練を行う場として平成 3 年に設置した。その後、平成 11 年からは、産業医学修練医の所属先としての役割が加わり、平成 24 年からは産業医業務に必要な修練を充実させ高度な専門性を持った産業医を養成するという目的により修練後の産業医等の実務能力向上に向けた支援に努めている。センターの運営はセンター専任教員を中心に医学部、産業保健学部、産業生態科学研究所、産業医科大学病院などの全学的協力体制のもとに実施している。また、学外の産業医資格取得希望者に対する産業医学基礎研修会集中講座(本学、東京)や産業保健専門職を対象とした産業医学実践研修(全国規模)を開催している。また各種研修事業を通して産業現場のニーズを集約し、産業保健実務に関する情報の提供、研究等を行っている(資料 1-11 P29～30【ウェブ】、3-3)。

○国際交流センター

産業医学の振興発展を目的とする国際水準の研究ならびに国際交流等をより一層推進するために、国際的なセンター機能を集約し充実させることを目的として、平成 24 年に設置した。本学の特性を活かしつつ、産業医学に関する国際学術研究活動のより一層の促進を図り、今日の世界で進む国際化時代を先導するという高い志を理念として掲げている(資料 1-11 P31【ウェブ】、資料 3-4)。

○男女共同参画推進センター

優れた産業医、産業保健従事者を養成するため、平成 24 年に設置した。男女が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、社会的に緊要な課題となっており、

本学における男女共同参画事業の推進に関して、必要な企画・立案、広報・啓発活動、就労・就学環境の整備等を行っている(資料 1-11 P31【ウェブ】、3-5)。

○産業保健データサイエンスセンター

産業保健データに基づいた産業医学の振興のため、平成 26 年に設置した。企業等から産業保健に関するデータ収集を行い、情報を統計学的に分析することにより科学的エビデンスを探究し得られた結果を企業の産業保健活動、予防医学及び臨床医学に応用し、勤労者の健康増進に資するデータの提供を行っている。また、学内外の研究者がデータベースを用いて様々な解析研究を行える環境の整備を進めている(資料 1-11 P33【ウェブ】、3-6)。

○ストレス関連疾患予防センター

「過労死等防止対策推進法」に基づき平成 28 年に設置した。産業保健スタッフ等を対象とした研修を実施し、過労死防止対策に効果的に対応しうる人材の育成、そのためのストレス関連疾患の予防に関する研修教材の研究・開発に係る企画及び策定を行っている(資料 1-11 P33【ウェブ】、3-7)。

○医学教育改革推進センター

優れた産業医養成のため、教育課程の更新、改善、教育資源の整備等を図ること、その他本学の医学、産業保健技術に係る教育に関し、その立案、情報の収集・解析、評価システムの構築、卒前・卒後教育における教育環境の整備等を図ることを目的とし、平成 27 年に設置した(資料 1-11 P34【ウェブ】、3-8)。

○産学連携・知的財産本部

本学の特色ある研究成果を国内外や地域社会に対して積極的に還元することにより、その権利保護と産学連携活動を通じて得た外部資金をもとに、教育研究活動の一層の活性化を目指すために平成 27 年設置した(資料 1-11 P34【ウェブ】、3-9)。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 教育研究組織の適切性についての検証
- 2) 検証結果に基づく改善点

第 3 次中期目標・中期計画「組織・人事に関する目標」において、「全学的に機能的かつ効率的な組織とし、社会の変化や要請に対応するため、組織の業務を精査し、体制を整備する。」と掲げており、第 2 章で記述したとおり、学校法人産業医科大学における内部質保証の方針に基づき、自己点検・評価委員会において当該項目の達成状況の点検・評価を行うことにより、教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っている。

また、新しく発足した教育研究質保証推進委員会においても、教育研究に係る内部質保

証の方針に基づき、各学部等で作成した年間事業計画の達成状況を半年ごとに点検・評価を行うことにより、教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っている。

また、3年、5年、6年ごとに外部評価委員会による点検・評価を受けている。

教育研究組織の将来のあり方を検討する委員会等は常設されていないが、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会における検証結果の課題に対しては、労働・社会環境の変化を鑑み、事案に応じた学長の諮問による委員会等を立ち上げ、教育研究組織の改善に向けて検討を行い、これらからの提案は大学運営会議、各組織の教授会等で報告し、教職員に周知している。また法人と連携し、改善の実現に向けて取り組んでいる。

取り組み内容の例示として、産業保健学部環境マネジメント学科においては、人口が減少する中、労働現場で求められる指導的立場の産業保健人材を輩出させるためには基礎学力の高い優秀な学生を確保する必要がある、「将来のあり方検討会」を立ち上げ多方面から検討を行った結果、実際の労働現場で求められる労働安全衛生担当者の知識や能力は高いレベルのものであることから、4年間の学部教育において、現場で活躍できる実務的な能力を養うため、労働安全衛生専門教育である専門教育カリキュラムを強化した。また、学科の内容が高校生や一般の方にも理解・イメージしやすく、働く人々の健康と労働環境を支える本学の学科として将来にわたってアピールできる名称として「産業衛生科学科」と学科名を変更することとし、常勤役員会及び学内役員会を経て、最終的に令和元年5月理事会・評議員会で承認され、令和2年度入学生より適用することとなった(資料 3-10)。

医学部一般教育においては、平成29年11月から平成30年2月にかけて3回の「医学部一般教育実施体制の見直し検討会議」を開催し、優秀な教員確保のための医学基礎(一般教養)のユニット化、研究内容が近い分野の統廃合、また基礎医学については、より合理的な研究促進の観点からの統廃合(第1、第2の付く講座の統合等)の検討を行った。さらに議論を深めるため、令和元年10月から令和元年12月にかけて4回の「医学部一般教育実施体制の見直し検討会議」を開催し、将来的にどのような組織・体制で教育・研究を行っていくかについて検討を行った結果、令和2年4月から、組織改編を行うこととなった(資料3-11)。

産業生態科学研究所については、平成31年2月から令和元年5月にかけて6回の「産業生態科学研究所の組織改編検討委員会」を開催し、組織のスリム化、統廃合を念頭に検討を行った。さらに令和元年7月から令和元年9月にかけて5回の「産業生態科学研究所の組織改編再検討委員会」を開催し、将来構想に基づいた組織の効率的な運営のあり方について検討を行った結果、令和2年4月から、研究部門再編による教員定数の削減、研究部門名の変更等を行うこととなった(資料 3-12)。

各学部等の教授の定年退職後の講座のあり方については、「講座のあり方検討会」を立ち上げ、講座の再編・統合をも視野に入れた組織改編の検討を行った結果、現在の基礎医学講座の人員配置は40年前の大学設置基準により決められていること、同じ領域の講座が学内にあり教育スタッフが充実しており教育レベル低下の可能性が極めて少ないこと等の理由により、教授のポストは他の新たな分野に運用し活性化を図ることとなった(資料3-13)。

すなわち、教育や研究上どのようなメリットがあるのかを中心に、各々の将来の発展という観点から幅広く検討してきた。

このように理念・目的が効率よく、また時代の要請に合わせて達成できるよう教育研究

組織の適切な整備に努めている。

(2)長所・特色

学長のガバナンスの下、本学の理念に沿って重要な課題を検討し、労働・社会環境の変化にも対応できる体制をとっている。また、事案内容に応じて法人と連携し支援を受ける形ができている。特に社会医学、産業医学分野の教育・研究に重点をおいた教員組織の編成を行っている。

(3)問題点

問題点として、特記すべきことはないと考える。

(4)全体のまとめ

本学は社会の要請に応えるため、大学の理念・目的に基づき優れた産業医・産業保健専門職を養成するとともに、労働環境と健康に関する分野における特色ある教育研究活動を行っている。その教育研究活動を支える教育研究組織体制の適切性については中期目標・中期計画及び毎年度作成する事業計画(教育研究等に関する事項)の達成状況のもと自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて見直しを行っている。

また、学長の諮問を受けた「将来構想委員会」等において、将来を見据えた中長期的な視野で幅広く検討を行い組織の改革を進めている。これらからの提案は大学運営会議、各組織の教授会等で報告し、教職員に周知している。

このように教育研究組織は、大学の理念・目的に照らし、その適切性について継続的な検証・改善を行っている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定し、公表しているか。

ディプロマ・ポリシーについては、学部においては各学科（「医学部医学科」「産業保健学部看護学科」「産業保健学部産業衛生科学科」）ごとに定めているほか、大学院医学研究科においては、各専攻（「医学専攻」「産業衛生学専攻（博士前期課程）」「産業衛生学専攻（博士後期課程）」「看護学専攻（修士課程）」）ごとに定めている（資料1-8【ウェブ】）。

学部におけるディプロマ・ポリシーについては、各学科に定めた卒業の要件を満たし、かつ、各学科に定めた能力を備えた者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与するとともに、学士の学位を授与している。また、大学院におけるディプロマ・ポリシーについては、本研究科の規定する修業年限以上在学し、各専攻に定めた高度な学識及び研究能力を有するとともに、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文審査及び最終試験に合格した学生に、博士又は修士の学位を授与している。

なお、医学部、産業保健学部及び大学院医学研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、内容の見直しを図り、令和元年11月11日開催の第637回大学運営会議において、学長から各組織体の長に依頼を行い（資料2-5）、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会等を経て、令和2年2月に策定した（資料2-6）。

これらのディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ等を通じ広く社会に公表するとともに、学生に対して教育要項に明示している（資料1-8【ウェブ】、1-14-1 P17、1-14-2 P53、1-16 P13 P28 P34 P42）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

1) 授与する学位ごとに、下記の内容を備えた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を適切に設定し公表しているか。

- ・教育課程の体系・教育内容
- ・教育課程を養成する授業科目区分、授業形態等

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは適切な関連性を有しているか。

カリキュラム・ポリシーについては、学部においては各学科（「医学部医学科」「産業保健学部看護学科」「産業保健学部産業衛生科学科」）ごとに定めているほか、大学院医学研究科においては、各専攻（「医学専攻」「産業衛生学専攻（博士前期課程）」「産業衛生学専攻（博士

後期課程)」「看護学専攻(修士課程)」)ごとに定めている(資料 1-9【ウェブ】)。

カリキュラム・ポリシーの策定に際しては、大学及び大学院ごとに養成する人材像が身につけるべき能力を念頭に、教育内容と学習方法の 2 つの観点から学生が十分に理解できるよう配慮した構成としている。

このような構成のもと、授業科目を適切に開設し教育課程を体系的に編成するとともに、教育方法等を適切に実施している。このことは産業医科大学ホームページに公表している(資料 4-1【ウェブ】)。

なお、ディプロマ・ポリシーに定めた能力等を身につけるためのカリキュラム・ポリシーとの関連性を確立するため、前述のとおり医学部、産業保健学部及び大学院医学研究科のディプロマ・ポリシーの見直しに伴い、カリキュラム・ポリシーについても、ディプロマ・ポリシーとの関連性を図りながら見直しを行い、学校法人産業医科大学自己点検評価委員会等を経て、令和 2 年 2 月に策定した。

これらのカリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ等を通じ広く社会に公表するとともに、学生には教育要項により明示している(資料 1-9【ウェブ】、1-14-1 P13、1-14-2 P47、1-16 P11 P20 P30 P39)。

両方針に基づき、各学部等が策定する「大学教育・研究に関する目標・事業計画」を適切に実施するとともに、各学部等の教育研究に係る内部質保証の方針に責任を負う組織である「教育研究質保証推進委員会」が検証及び評価を行うことにより、各学部及び大学院各専攻の教育質向上の実現を進めている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

- 1) 各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設するとともに、学生による履修の順次性に配慮した、体系性を有する教育課程を編成しているか。
- 2) カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目の必修科目と選択科目の位置づけを明示するとともに、単位制度の趣旨を踏まえた授業形態ごとの適切な単位設定をしているか。
- 3) カリキュラム・ポリシーを踏まえた、授業科目の内容と方法になっているか。
- 4) 大学院医学研究科における教育課程の編成・実施は、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせているか。
- 5) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。

本学の理念・目的に基づき策定した各学部・学科、大学院各専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を適切に開講し、教育課程を体系的に編成するとともに、知識の展開力を重視した教育、学生の主体性を尊重する教育を実施し

ている。また、学習意欲を高めるため、講義、実習並びに指導教員との面談を通じて、限られた教員数の中で可能な限り、適切に履修指導を実施している。各学位課程において、次のとおり教育に取り組んでいる。

学士課程

医学部の教育課程については、大学生として必要な教養教育を行うとともに、基本的な学習習慣を身につけさせることを目的とし、医学的色彩の濃い教育内容を取り入れ医学学習への動機づけを行う「総合教育」、高等学校教育から医学教育への橋渡しの役割を担う「医学基礎教育」、授業科目間のみならず臨床医学との関連を統合、強化し、正常構造、正常機能及び病態を理解させ、臨床医学学習に必要な学力を身につけさせることを目的とした「基礎医学教育」、早期臨床体験実習（1～3年次）、臨床系統講義（3～4年次）、CBT 及び OSCE（4年次後学期）、臨床実習（5～6年次前学期）に加え、臨床研修開始時に必要な臨床能力を評価するための Post-CC OSCE 並びに医学基礎と連携した症候論統合講義で構成される「臨床医学教育」に加えている。また、教育研究上の理念である「人間性豊かな産業医養成」を行うため、通常の医学部教育に加えて、学外の事業場等において産業医の指導の下で現場実習を行うなど初期臨床研修開始前までに産業医の資格取得を目的とする本学の特色である「産業医学」を1年次から6年次の各学年にわたり系統的に構成している（資料 1-14-1 P13～14）。

医学部の教育課程概略図は以下のとおりである。

<教育課程概略図>

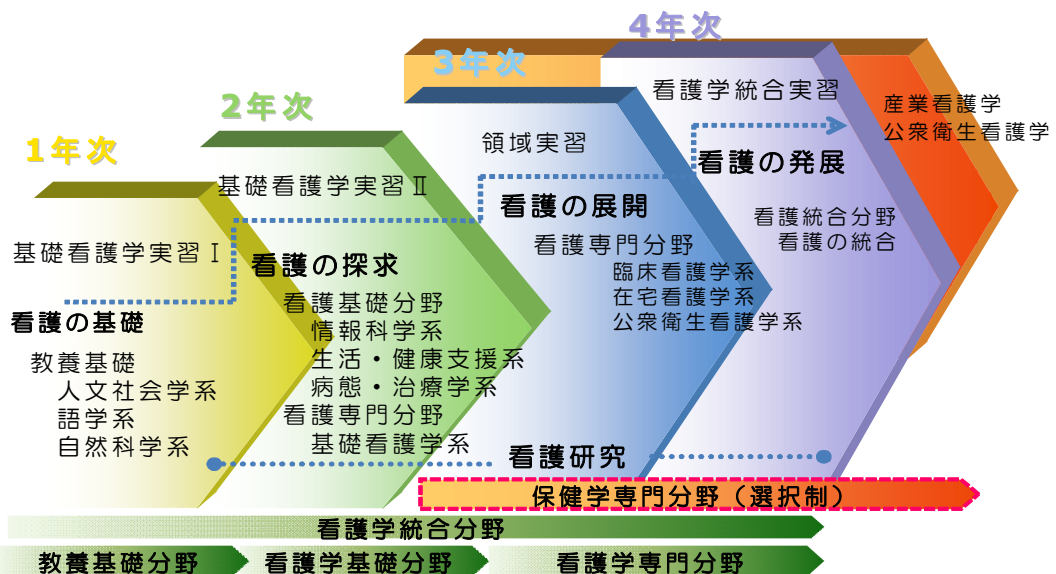
第1年次	総合教育				早期臨床体験実習	産業医学
第2年次					早期臨床体験実習	
第3年次				臨床医学	早期臨床体験実習	
第4年次						
第5年次					臨床実習	
第6年次						

産業保健学部各学科については、教育研究上の理念の実現に向けて、カリキュラムを編成している。カリキュラムについては、授業科目の科目構成区分を明確にし、理解しやすい表示としている。いずれも科目間の有機的連携を図ることにより、単なる知識・技術の伝授ではなく、科学的な考察力と応用力の育成が達成されるよう教育課程を編成している。

(資料 1-14-2 P50)。

看護学科及び産業衛生科学科(環境マネジメント学科)の教育課程概略図及び概要は以下のとおりである。

<看護学科 教育課程概略図>



看護学系以外の科目区分については、「教養基礎分野」「看護基礎分野」の2分野に区分し「教養基礎分野」を人文社会学系、語学系、自然科学系の3系に、「看護基礎分野」を情報科学系、生活・健康支援系、病態・治療学系の3系に区分している。

看護系の科目区分については、「看護学専門分野」「看護学統合分野」「保健学専門分野」の3分野に区分し、「看護学専門分野」は、基礎看護学系、臨床看護学系、在宅看護学系、公衆衛生看護学系の4系に区分している。

<産業衛生科学科(環境マネジメント学科) 教育課程概略図>



労働安全衛生の基礎知識を身につける産業保健系科目と労働安全衛生マネジメントを担うために必要な知識を培うマネジメント学系科目を中心に、環境学系、健康化学系、工学・

情報学系、自然科学系、人文・社会学系に属する科目を結びつけた計7学系で構成している。年次進行に従い、自然科学や人文・社会学系の一般的知識、人体の仕組みや環境と人の関わりに関する基礎知識を身につけるとともに、専門的な理論と技術を習得し、4年次には、それまでに学修した知識と技術を活用した卒業研究を行う。

修士課程・博士課程

大学院医学研究科の教育課程は、大学院の教育研究上の目的を達成するため、特に次の点に配慮している。従来の医療系大学院の多くは、基礎医学、臨床医学という区分が明確であるが、本大学院ではこのような区分にとらわれず、各専攻において研究上の関連を持つ講座等を配置することにより柔軟な教育・研究ができるような体制をとってきた。

医学専攻においては、昭和59年4月の開設以来、生体適応系、環境・産業生態系、障害機構系及び生体情報系の4専攻系（各専攻系には3部門）、全12部門で構成され、各部門は研究上の関連を持つ複数の講座等が担当するいわゆる大講座制を採用した。しかし、大学院設置後約30年を経て、4専攻系間の大学院生数の不均衡など、現在の課程が大学院生及び教員の双方のニーズに合致しない面が生じてきたため、4専攻系を廃止して医学博士課程全体を1専攻とした。各講座は、特論、演習、実習、論文指導を行い、更に教育の必要に応じて専門医養成講座として、演習及び実習を行う。実習及び論文指導については、ポートフォリオ形式で評価を行うことにしている。その一方で、今までの系の区分を残すことにより、大学院生の履修に影響が出ないように配慮し、大学院生が必要とする授業や実習を自由に選択できる。当該学生の所属する講座が行う特論等は必修とするが、他の講座が行う特論等も履修可能とし、各講座も履修希望を柔軟に受け入れることとした。その結果、大学院生はこれまで以上に講座制の制約を受けることなく、それぞれの講座等における専門的教育、研究指導を受けることが可能で、学際的な分野における知識の修得と研究を広く推進することができる。

大学院生は、専攻授業科目についての授業を受けるほか、所属する講座等に共通した授業科目（必修）及び産業医学に関連した指定科目を履修することにより、本学設立の目的・使命に沿った広い分野からの研究を行うことができる。

各専攻の教育課程等は、以下のとおりであり、各専攻にコースワークとしての共通科目を設け、それをベースとして専門領域科目に特論、演習及び実習を設けている。さらにこれらのコースワークを発展させる形でリサーチワークとしての論文指導を設けている。

【医学専攻】

・教育課程

「共通科目」と「専門領域科目」の2つに分けて構成している。「共通科目」は、医学倫理・研究倫理、研究における利益相反、疫学・統計学基礎、英語論文作成手法等の基盤的な科目である「産業医学研究基盤コース」、本学の特色である産業保健マインドを涵養する「産業医学特論」、各専門領域の知識を概括する「医学研究概論」、国際的に通用するコミュニケーション能力を身につけるために専門的分野の講義のすべてを英語で行う「医学英語特別コース」を設置し、必修としている。「専門領域科目」は、特論、演習、実習及び論文指導の科目で構成し、学生は、自らの所属する講座等が行う特論等の科目を履修し、加えて他の講座等が行っている関連する領域の特論等の科目

も広く履修することができる内容としている。

医学専攻の修業年限は4年を標準として、講座に所属し指導教授の下で専門的な研究能力を修得する。また、医学専攻に関しては、大学院生は所属する講座の専門分野の授業等を受けるほか、本学の基盤である産業医学に関する次の授業を受けることとしている。

- ・ 共通科目 産業医学特論（産業医学に関するオムニバス形式の講義）
- ・ 指定科目 専門領域科目のうち、産業医学に関する以下の7つの科目から一つ選択（必修）

産業衛生学特論、公衆衛生学特論、産業保健管理学特論、職業性中毒学特論、人間工学特論、環境疫学特論、労働衛生工学特論

以上の所定の単位を修得し、学位論文を作成し、論文の審査に合格すれば、大学院修了となり博士(医学)の学位が授与される。

- ・ 構成

医学専攻を構成する講座等数は40講座あり、それぞれが特論、演習、実習、論文指導を担当する。医学部だけでなく研究所の教員も指導に携わり、医学における各分野を網羅し、更に専門領域に踏み込むために必要十分な数を満たしている。専門領域については、臨床系講座に専門医養成講座を設け、演習及び実習を行う。学生は、所属する講座が行う特論等は必修となるが、他の講座が行っている関連する領域としての特論等も広く履修することができる。また、昼夜開講制を取り社会人大学院生を受け入れている。授業は昼間の時間帯以外に、18時以降の夜間に開講しており、いずれの時間帯でも履修できる。

【産業衛生学専攻(博士前期課程)】

- ・ 教育課程

「共通科目」と「専門科目」の2つに分けて構成している。「共通科目」は、医学研究科に共通の科目(研究科共通)と産業衛生学専攻に共通の科目(専攻共通)があり、学生は共通科目をすべて履修し、大学教育で履修していない内容でも産業衛生学において必須の知識が教授される。

「専門科目」は、産業衛生学のうち専門的な13領域の特論、演習、実習及び論文指導の科目であり、学生は大学の教育課程での履修内容に基づいて推奨する領域の中から1領域を選択し、その特論、演習、実習及び論文指導をすべて履修し、産業衛生学の具体的な課題を探究するために必要な専門的な知識と手法が教授される。

【産業衛生学専攻(博士後期課程)】

- ・ 教育課程

「共通科目」と「専門科目」の2つに分けて構成している。「共通科目」は、学生の主体性や能動性を引き出す教員と大学院生による双方向型の講義を行い、研究の思考性の元となる多面的アプローチを行う素養を身につけさせる。

「専門科目」は、産業衛生学の中で履修者が専門とする領域に関する探究を深めることができるように構成している。

【看護学専攻(修士課程)】

- ・ 教育課程

「共通科目」と「専門領域科目」の2つに分けて構成している。「共通科目」は、各看護学分野の学習を深化、進展させるための能力を身につけるための基盤となる科目とし、その内容を十分咀嚼できるよう限定した科目を設定している。「専門領域科目」は、健康支援・高齢者支援看護学、生活支援看護学、母子支援看護学、コミュニティ看護学、看護管理学、メンタルヘルス看護学の6つの看護学分野で構成されている。健康支援・高齢者支援看護学、生活支援看護学、母子支援看護学、メンタルヘルス看護学の分野では、入院中の個々の患者を中心とした看護にとどまることなく、その後の家庭・職業生活などの社会生活を視野に入れ、生活に密着した健康支援という看護の最重要な観点から対象の自己管理と自立を視座に置く看護の追究を目指す。さらに、人口動態や家族形態が著しく変化し、個人の健康問題であっても、家族や職場にとどまらず、コミュニティ全体で支援が必要になってきている状況を踏まえ、健康課題についてコミュニティを基軸として保健・医療・福祉をシステム的思考でとらえ、変化する状況を多角的に分析し、マネジメントのあり方を追求する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

- 1) 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、学期ごとの履修登録単位数の上限設定を適切に実施しているか。
- 2) シラバスの構成内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)が適切であり、授業科目の内容・方法とシラバスとの整合性は確保できているか。
- 3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法等を採用しているか。
- 4) 学士課程において、学生の履修登録における指導・アドバイス態勢は整えられているか。
- 5) 大学院研究科における研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)を明示し、それに基づく研究指導を実施しているか。

本学では、学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うため、各学部・学科、大学院各専攻科において次のとおりシラバスを作成、公開している(資料 1-14、1-16)。

履修登録単位数の上限設定について、医学部及び産業保健学部看護学科については、カリキュラムほぼすべてが必修科目となっていることから導入していないが、産業保健学部産業衛生科学科については、過度の履修を防ぎ、それぞれの科目の理解度を高めるために、各年次における履修登録単位数の上限を定め、新カリキュラムが適用される令和2年度の入学生から実施する(資料 4-2)。

本学のシラバスは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、構成されている。具体的には、授業目的、授業内容、到達目標、成績評価の方法・基準等である。

各学位課程ともに次のとおり特徴のあるシラバスを構成している。

学士課程

医学部では、シラバスはすべての授業科目で共通の様式で作成しており、その内容は、「ねらい」、「学修目標」、「成績評価・基準」、「教科書・参考書」及び「授業スケジュール(日時、授業内容【講義／実習の別を含む】、医学教育モデル・コア・カリキュラムとの関係、各回の授業担当者)」で構成している。また、医学教育モデル・コア・カリキュラムとの関係を明示することで、学生の理解を深めるための工夫を行っている。授業科目には、問題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力を涵養する少人数対話型教育として1年次に総合教育セミナー、3年次に研究室配属などを取り入れ、学生が主体的に学習に参加できるようにし、学生の学習意欲を活性化し、効果的に教育を行っている。また、医学教育モデル・コア・カリキュラム(最新版)との整合性を図っており、それを示すために、シラバスに当該カリキュラムとの関連を示す「コアカリ項目＜シラバス(記載例)＞」を設け、学生にも周知している(資料1-14-1 P109～)。

また、単位の実質化を図るため、シラバスには教科書、参考書を明示し、授業前の予習、授業後の復習を行うよう指導を行うとともに、中間テストなどを行うことにより、理解度を測っている。

＜シラバス(記載例)＞

年月日	曜日	時限	授業項目(内容)	コアカリ項目			担当者
				大項目	中項目	小項目	
2019. 5. 14	火	Ⅱ	放射線医学の基礎 1	F	2	7	
5. 21	〃	〃	画像解剖学 1(胸部、腹部)	D	6,7	2,2	
5. 24	金	Ⅲ	画像解剖学 1(脳、頭頸部)	〃	2	〃	
5. 28	火	Ⅱ	放射線医学の基礎 2	F	〃	7	
5. 31	金	Ⅲ	胸部の画像診断	D	6	2,2	
6. 4	火	Ⅱ	脳・脊髄の画像診断	〃	2	〃	
6. 7	金	Ⅲ	消化管の画像診断	〃	7	〃	
6. 11	火	Ⅱ	肝胆膵の画像診断	〃	〃	〃	
6. 14	金	Ⅲ	頭頸部、後腹膜・男性生殖器、大動脈の画像診断	〃	5,8	〃	
6. 18	火	Ⅱ	女性生殖器、骨軟部の画像診断	〃	4,9	〃	
6. 21	金	Ⅲ	核医学検査法 総論	F	2	7	
6. 25	火	Ⅱ	核医学検査法 各論	〃	〃	〃	
7. 2	〃	〃	放射線治療の原理と応用	C	3	3	
7. 9	〃	〃	放射線治療 各論 1	F	2	7	
7. 16	〃	〃	放射線治療 各論 2	〃	〃	〃	

産業保健学部看護学科では、看護学の本質的な理解を前提とし、卒後を見据えた知識・技術・態度を修得させるため、次のような特徴のある講義、学内演習及び臨地実習を行っている。

- ① 低学年の1～2年次は看護の基本や解剖整理、病態等の基本的学習を行い、更に高学年の3～4年次では既習の知識をもとに看護展開を行う。
- ② 臨地実習では学生がよく受け持つ患者事例をもとに講義展開を行い、同事例で演習展開を行うなど段階的な学習法を取り入れている。
- ③ 講義や演習の際はグループ学習や発表を組合せ、教育効果が上がるような授業展開をしている。
- ④ 学内実技演習では、タスクトレーニングやシミュレーション教育、客観的臨床能力試験を含め、臨床実践力の高い学生を輩出するための教育を実施している。
- ⑤ 産業看護実習(選択科目)では学生が産業保健師としての産業看護マインドを身につけるような講義を行っている。

シラバスは全科目統一したものを使用し、記載している授業項目と実際の授業内容は齟齬の無いように授業を構築しており、学科全体の教員が確認している。シラバス内に「成績評価の方法・基準」を明示している(資料 1-14-2 P103～)。厚生労働省が定める保健師助産師看護師学校養成所看護師・保健師指定規則との対比表を作成しており、指定規則上の単位を十分に満たしている。出席不良の学生がいる場合は「講義等出席不良学生指導フローチャート」に則り、科目担当教員が当該学生を呼び出し注意し、更に指導教員や教務課への連絡を同時に行い、細やかな履修指導を行っている(資料 4-3)。国家試験対策については低学年の1～2年次より説明を行い、3年次以降は学生国家試験対策委員と教員国家試験対策委員が協同し、集中セミナーや学習会、模擬試験対策を行うことで、全員合格を目指している(資料 4-4)。

また、単位の実質化を図るため、各演習の前後にレポート課題を提示したり、実習前に事前課題を与え口頭試問を行うなどの措置をとっている。

産業保健学部環境マネジメント学科では、卒業後に修得することができる国家資格(第2種作業環境測定士、第1種衛生管理者)を活かした専門職に就くことを見据えた知識・技術を修得させるため、次のような特徴のある講義及び実習等を行っている。

- ① 1年次の「環境科学入門」では、学科の全教員が講義を担当し、4年間で学習すべき内容の周知や学習意欲を向上させるために工夫を凝らしているほか、工場見学を実施することで産業現場においてこれから学ぶ内容がどのように活かされているのかを体験させている(資料 1-14-2 P250)。
- ② 2年次、3年次ではインターンシップを正課としており、就労体験の中で、働く人の健康や安全を守ることの重要性に気づくよう努めている(資料 4-2 P277)。
- ③ 韓国のテグ・カトリック大学校産業衛生学科と毎年実施している交流を「国際産業保健特別演習」として正課に取り入れ、国際的な観点からも産業保健の重要性を学ぶ機会を提供している(資料 1-14-2 P129)。
- ④ 複数の科目において、授業中に毎回グループ討議を取り入れ、自身の意見を述べ、他の意見を理解する機会やプレゼンテーションを通じて、講義内容をより深く理解す

るよう工夫しているほか、多くの科目において実践家を学外非常勤講師として招聘し、学習意欲の維持向上に寄与するよう努めている。

また、出席不良学生や成績不良学生がいる場合は、学科教員全員出席の学科運営会議で、情報を共有し、指導教員を軸に、早めに学生に細やかな指導を行っている。

修士課程・博士課程

大学院医学研究科のシラバスについては、大学院全体で共通の様式としており、「科目の教育目標(一般目標(GIO)／行動目標(SBOs))」、「評価方法」、「参考文献」、「各回の授業計画(授業タイトル、授業内容及び担当者)」で構成している。修業年限内での学位論文作成を行うため、大学院生に毎年4月1日付けで研究指導計画書(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)を作成・提出させており、指導教授はその研究指導計画書に基づき適切に研究指導を行っている。当該計画書は、毎年、研究科長が確認することとなっており、事前に各専攻主任会議に諮り、委員全員で共有することで客観性を担保している。医学専攻においては、大学院及び産業医学の国際化を図るため、「アジア国際産業医学研究者養成プログラム推薦留学生」の受け入れを平成19年度から行っている。この制度は、令和元年度から本学の開学40周年記念事業の国際交流事業として財政支援を受けて、更に充実した内容になっている。医学専攻においては、大学間連携共同教育推進事業「地域連携による『ものづくり』継承支援人材育成協働プロジェクト」における単位互換に関する協定書に基づき、北九州市内の4大学(北九州市立大学、九州工業大学、九州歯科大学、産業医科大学)と学生の相互受け入れと単位互換を平成26年度から行い、地域における大学院教育の活性化を図っている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

- 1) 単位制度の趣旨に基づいた、成績評価、履修認定及び単位認定を適切に実施しているか。
- 2) 既修得単位の認定は適切に実施しているか。
- 3) 成績評価は客観性及び厳格性を確保できているか。
- 4) 卒業要件と修了要件を明示しているか。
- 5) 学位論文審査基準を明確化し、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位授与に係る責任体制及び手続きを明示しているか。

学士課程においては、授業科目の適正な成績評価と履修認定(産業医科大学学則第18条に規定)を行うため、修士課程・博士課程においては、授業科目の適正な成績評価と単位認定(産業医科大学大学院学則第18条に規定)を行うため、それぞれ履修規程を定めて適切に取り扱っている。履修認定及び単位認定を適切に行うために、学生に広く周知するとともに、入学時オリエンテーションにおいて教職員が説明を行い、各教員や教務課の窓口にて学生への質問に対応する体制を整えている(資料1-14-1 P40、1-14-2 P80、1-16 P91)。

学士課程においては、他の大学を卒業又は中途退学し新たに本学の第1年次に入学した者に係る既修得単位の取扱いについて、産業医科大学学則第18条の2及び各学部の内規に規定し、各学部の教務委員会及び教授会での審議を経て学長が認定しており、適切に実施している(資料1-14-1 P25 P40、1-14-2 P80)。

学士課程における卒業認定については、卒業の要件等を満たしていることを各学部の教務委員会及び教授会において審議し、学長が卒業を認定することで、客観性及び厳格性を確保している。

修士課程・博士課程における成績評価については、各授業科目担当者から提出された成績一覧表をもとに、各専攻委員会、研究科委員会において審議し、学長が単位認定を行っている。

学士課程

医学部の成績評価については、産業医科大学医学部授業科目の履修の認定方法及び学習の評価・進級に関する規程に基づき適正かつ厳格に行っている。

履修の認定については、1年次生はGPA制度を取り入れ、A(100～90点)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(69～60点)及びF(59点以下)の5段階の評価にそれぞれGP(Grade Point)を付与しGPAを算出している。また、2～6年次生は優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の4段階に区分している。1年次生はA～D、2～6年次生は優～可を合格としている。また、成績評価及び履修の認定を行う前提として、各授業科目の履修の評価を受けることができる資格の確認を行っており、講義については実授業時間の3分の2以上、実験、実習及び実技については実授業時間の4分の3以上の出席を有することとしている。この資格を有しない者は、正当な理由のない限り、成績評価及び履修の認定を行わないこととしている。この資格を有しない授業科目が一つでもある場合は、原級に留め置かれる(留年する)こととしている。成績評価及び履修の認定については、授業科目の担当教員が行っており、その基準及び方法については、シラバスに掲載し(資料1-14-1 P109～)学生に周知しており、教務委員会内に成績評価委員会を設置し、学生からの疑義に対し調査、判断する場を設けている。また、各授業科目の成績については、教務委員会及び教授会において、各学年の進級判定にあたり、成績一覧を構成員全員で確認の上、審議・承認することで、客観性・透明性を担保している。更に、成績通知書を保護者にも郵送することで、学生の学習状況の把握を促すとともに成績の透明性を高めている。進級要件・卒業要件については、学生に配付する「教育要項」に明示しており、例えば、それぞれ各学年で合格しなくてはならない試験や卒業に必要な授業時間数を掲載している。

産業保健学部の成績評価については、産業医科大学産業保健学部授業科目の履修の認定方法及び学習の評価・進級に関する規程に基づき適正かつ厳格に行っている。

履修の認定については、全学年共に、優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の4段階に区分し、優～可を合格としている。その他の基準および方法は医学部と同様である。産業保健学部各学科の卒業要件は以下の通りである。

看護学科：必修科目119単位、選択科目8単位以上の計127単位

環境マネジメント学科：必修科目118単位、選択科目12単位以上の計130単位

成績評価に関しては科目ごとに教育要項に明示し、各講義ガイダンスを通して学生に説明している。成績評価は、筆記試験、口頭試験、レポート課題、提出物の内容等をもとに総合的に成績評価を行っている。

修士課程・博士課程

大学院における修了要件は大学院便覧に掲載しており、入学時のオリエンテーションの際に説明を行っている。大学院における学位論文審査については、大学院便覧に学位規程及び専攻ごとの学位審査内規を明示している(資料 1-16 P104 P113 P118 P121 P124)。また、学位論文公開審査会実施要項を明示し、適切に処理している(資料 1-16 P127)。審査については、以下とおり内規に則り厳格に行い、合格した論文について学位の授与を行うとともに、その学位論文の内容をホームページにおいて公表している。学位授与に関する手順は以下の通りである。

- ① 学位論文の審査申請。資格審査を各専攻の主任会議にて実施
- ② 学位論文の受理
- ③ 学位論文審査委員会(主査 1 名、副査 2 名)を組織
- ④ 学位論文公開審査会の開催
- ⑤ 最終試験、試問の実施
- ⑥ 審査結果の各専攻委員会を経て研究科委員会へ提出し、各専攻委員会及び研究科委員会での合否判定
- ⑦ 学位授与
- ⑧ 学位論文要旨及び学位論文の公表

また、学位取得条件については、学位論文審査基準を令和 2 年 3 月に新たに策定し、公表することとした(資料 4-5)。

なお、平成 25 年度に大学基準協会からの努力課題としての指摘などを踏まえて、医学研究科において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではないと考え、課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善してきた。具体的には、大学院医学研究科長のもと、平成 27 年度の医学専攻委員会などにおいて、全ての大学院生及びその指導教員に対して、年度ごとに「研究指導計画書(実施経過・実施報告書)」を提出し、修業年限内に学位論文をまとめ、学位授与できるよう強く指導していくことを決定し、学位取得率の向上に努めている(資料 1-16 P15 P36、4-6、4-7、4-8)。また、課程博士の学位取得が修業年限以内になされることが原則であることから、学位審査内規を見直し、平成 30 年度以降、「単位修得後退学による課程博士の学位取得」を認めないこととし、修業年限内に学位取得が困難と予想される大学院生に対しては、在学延長を行うよう指導した。また、日常的に様々な制約を抱える社会人大学院生においては、大学院医学研究科に大学院設置基準 第 15 条(長期にわたる教育課程の履修)に規定する仕事の都合等で長期履修を希望する社会人大学院生に授業の便宜を図る「長期履修学生制度」を導入している。なお、医学専攻の在学期間については、大学院学則第 7 条 2 項に「博士課程(医学専攻)にあっては、6 年を超えることはできな

い。」と規定しており、在学延長は2年までとしている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

- 1)各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。
- 2)学習成果を把握及び評価するための方法の開発に取り組んでいるか。

本学では、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学修成果について、各学部、大学院の専攻ごとの授業科目において、次のとおり適切に把握し評価を行っている。

また、学修成果を把握及び評価する方法として、学生の能動的学習と振り返りを促し学修成果を可視化するためのツール「学修評価システム(e-ポートフォリオ)」を令和2年度に導入し、実施している。

学士課程

医学部の学修成果については、医学教育モデル・コア・カリキュラムにある「多様なニーズに対応できる医師の養成」を大きな指標とし、更に医学部の教育研究上の目的である「医学を産業社会の中でより深く、より広い視野から考えることのできる人間性豊かな産業医の養成」を指標として、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、シラバスにおいて各授業科目の指標(ねらい、到達目標)を明示している(資料1-14-1 P109～)。それらに基づき、各授業科目担当責任者が担当する授業科目について、例えば各回でレポートを提出させるほか、小テストを行うことなどにより学修成果を評価し、適切に把握している。また、1～3年次に実施する基礎総合試験、4年次に実施する共用試験(CBT・OSCE)、5年次に実施する総合試験(Ⅱ)、6年次に実施する症候論統合講義試験、総合試験(Ⅰ・Ⅱ)及びPost-CC OSCEにおいて学生の学修成果を測定している。なお、これらの試験を合格しない場合は、原級に留めることとしている。各学年の進級判定、最終学年の卒業判定における成績一覧資料をもとに教務委員会、教授会において学生の学修成果を把握している。なお、原級に留め置かれることとなった学生については、成績一覧をもとに教務部長をはじめとした指導教員が学習指導を行っている。なお、令和2年2月に改訂したディプロマ・ポリシーに基づき、各項目のシラバスに対応する同方針を令和3年度に明示することとしている。

産業保健学部の学修成果については、医学部と同様にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、シラバスにおいて各授業科目の指標(概要、到達目標)を明示しており、令和2年度から各科目のシラバスに対応するディプロマ・ポリシーを明示することとした(資料1-14-2 P105～)。学修成果を評価する方法や指標の開発が遅れていることから、学修成果の測定が曖昧であること、及び単位の実質化を図る措置として、シラバスの見直しを行った。

産業保健学部看護学科については、学位授与状況や就職状況、国家試験合格率について特に重視し、点検・評価を行っている。学習成果の把握及び評価は、定期試験やレポート、臨地実習評価、卒業論文等により行っている。臨地実習評価や学内技術演習の評価は、ルーブリックを活用し、全教員が公平適切な評価を行っている(資料4-9)。看護技術習得度の評価に関しては、厚生労働省が定めた卒業時の到達目標に加え、産業保健師の技術を加えた本学独自の「看護基本技術の到達目標自己記録表」を作成し、学生各自が評価を行っている(資料4-10)。卒業生や就職先への意見聴取は、実習先である産業医科大学病院ならびに各労災病院、企業や事業所と連携を取り、卒業生の状況や進路状況を把握している。特に卒業した産業保健師とは毎年数回にわたり「産業保健師と語る会」を設け、卒業生と在校生が懇談する場を設けている。看護師で就職を希望する学生に対しても、産業医科大学病院・産業医科大学若松病院、更に関東以西の労災病院より看護管理者や卒業生が毎年1回本学に来学し、就職説明や在校生との懇談を行っている。

産業保健学部環境マネジメント学科については、学位授与状況や就職状況について重視し、点検・評価を行っている。学習成果の把握及び評価は、定期試験やレポート、卒業論文等により行っている。特に3年次後期の「労働衛生管理総合演習」では、卒業後に国家試験を受験せずに得られることのできる二つの国家資格に匹敵する知識・技術を習得できているかを確認することを目標としている(資料1-14-2 P297)。卒業生や就職先への意見聴取は、多くの卒業生が在籍している臨地実習先と連携をとり、卒業生の状況や進路状況を把握している。特に卒業生の作業環境測定士や衛生管理者とは毎年数回にわたり「卒業生と語る会」を設け、卒業生と在校生が懇談する場を設けているほか、卒業生から得られた意見をカリキュラムや講義内容の見直しに反映できるようにしている。

修士課程・博士課程

大学院における学修成果の指標は、教育研究上の目的に明示しており、更に各専攻においてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、各授業科目の指標(一般目標、到達目標)を設定している。

各授業科目担当者は、2年間の修士課程(産業衛生学専攻(博士前期課程)及び看護学専攻)においては1年次に、4年間の医学博士課程(医学専攻)においては1、2年次に主として系統的な講義を実施し、その出席状況を確認して4段階の成績評価(優、良、可、不可)を行っている。各授業科目担当者から提出されたこれらの評価結果は、各専攻委員会、研究科委員会において適切に把握し、厳正に評価している。

修士課程(産業衛生学専攻(博士前期課程)及び看護学専攻)2年目には研究指導教員がテーマと期待される成果について各専攻委員会に提出し、審査・承認された内容をもとに修士論文指導を行うこととしている。途中でのテーマ変更がある場合、その都度、各専攻委員会に諮り、審査・承認を経た上でテーマを変更することとしている。学位(修士)論文作成にあたっては、必ずしも専門誌への受理は必要としないが、学位(修士)論文としてふさわしい内容であるかどうかについて、主査・副査を主体とした学位論文公開審査会を経て厳正に審査している。

3年間の産業衛生学専攻(博士後期課程)においては、専門誌へ受理されうる学位論文の作成指導が主となる。日本で初となる産業衛生科学博士の学位授与の条件として、専門誌

へ受理された内容を踏まえて学位論文を作成することとし、修士論文同様に主査・副査を主体とした学位論文公開審査会を経て厳正に審査することとしている。

4年間の医学専攻(博士課程)においては、学位論文として提出するには、インパクトファクター2.0以上の英文専門誌(産業医学関連雑誌においては1.0以上)、もしくは日本医学会に所属する分科会が発行している学会誌に掲載受理されること、を条件とすることで学術論文としてのレベルを一定以上に保つようになっている。なお、インパクトファクター5.0位上の英文専門誌に3年次に掲載受理された場合、早期修了願いを申請することができる。

大学院における最大の学修成果は、質の高い学位論文の完成であり、各研究指導教員が研究指導計画書に基づき適切に論文指導を行っている。平成28年度より導入した研究指導計画書は、各研究指導教員から毎年4月に提出してもらうことで大学院生の学修成果の把握及び評価に役立っている。今後も継続しつつ、さらなる改善をしていくこととしている。なお、令和元年度から論文剽窃チェックツール iThenticate を導入し、学内オンラインで使えるようにし、講習会を開催して教員及び大学院生に積極的に利用するように呼びかけている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1)各学位課程は、学修成果の測定結果の適切な活用により、その教育課程及びその内容や方法について、定期的に点検・評価しているか。
- 2)定期的な点検・評価結果に基づく改善・向上が行われているか。

本学では、第3次中期目標・中期計画において「学部教育に関する目標」、「大学院教育に関する目標」を設定している。また、学部教育に関しては、産業医学・産業保健の中核を担う人材を養成することとしており、大学院教育に関しては、広い視野を持った次世代の研究リーダーを育成することとしている。これらの目標を達成するため、各学部等が毎年度進捗状況として報告し、自己点検・評価を行ったうえで、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会において評価を受けている。また、計画に基づいた実施状況を教育研究質保証推進委員会において評価し、各学部等が改善に向けて計画を立てることとしている。その結果を基に各学部の教務委員会、大学院の各専攻委員会において、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

学士課程

教育課程及びその内容、方法の適切性については、医学部及び産業保健学部各教務委員会、教授会において定期的に点検・評価を行っている。

医学部については、各授業科目について、学生を対象とした授業評価アンケートを実施しており、各授業担当者でとりまとめた上で分析を行い、次年度に向けた方針を付記した上で提出させ、その結果を教務委員会で共有している(資料 4-11)。

産業保健学部については、教育目的、教育目標に基づいたディプロマ・ポリシーが教育要項に詳細に記載されており、学生・教員に周知している。更に本学ホームページでも周知を図っているため、本学学生・教職員のみならず、社会からも本学の特色を十分に理解されている。教育目標に基づいたカリキュラム・ポリシーは明示しており、履修は適切に行われ、成績評価及び履修認定を厳正に実施している。学習成果測定の一つとして、「授業評価調査票」を作成し、学生が同調査票による授業評価を行っている。学生からの授業評価は全教員が全科目を確認することが可能であり、更に学生へも開示している(資料 4-12)。なお、「授業評価調査票」については、教員の能力や学生自身の取り組みの自己評価ではなく、授業内容を評価する内容にするための見直しを行い、令和 2 年度から新しい「授業評価調査票」で評価を行うこととしている(資料 4-13)。毎年、学生からの授業評価を受けて次年度への対応を科目担当責任者が記載し、教育内容や方法の向上を目指している。科目担当責任者が記載した次年度の対応については、学生に開示している。また、4 年毎にカリキュラム検討を行っており、ディプロマ・ポリシーとの整合性の確認を行っているほか、看護学科では看護学モデル・コア・カリキュラムとの整合性を確認している。

修士課程・博士課程

大学院の教育課程及びその内容、方法の適切性については、各専攻委員会、研究科委員会において定期的に点検・評価を行っている。なお、医学専攻について、公益財団法人大学基準協会(平成 25 年度受審)からの努力課題の事項として「大学院のシラバスについては、いまだ内容に精粗が見られ、具体性を欠く記述が散見される」との指導を受けたことから、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1 年間の授業計画、成績評価方法・基準等の情報の内容を精査し、各専攻においても、内容を精査したシラバスを作成している(資料 4-14)。

また、大学基準協会からの改善勧告に基づき、平成 28 年度から大学院生に対して研究指導計画書の作成を行うこととし、修業年限内での学位取得を進めている。入学者全員の修業年限内での学位取得のため、研究指導計画書に基づく指導教員による研究指導を徹底する必要がある。

(2)長所・特色

本学は、優れた産業医及び産業保健従事者を養成するという目的大学であることから、特色ある教育課程と内容を構築し実施している。本学独自の特色のある教育課程を行いながら、医学部においては、医学教育モデル・コア・カリキュラム、産業保健学部においては看護学教育モデル・コア・カリキュラムといった文部科学省が公表した卒業時の到達目

標や学修目標等を示したものにも対応した教育課程となっている。

医学部においては、通常の医学部教育に加えて、教育研究上の理念である「人間性豊かな産業医養成」を行うための教育課程を行っていることであり、産業医学教育を1年次から6年次の各学年にわたり系統的に実施している。この教育課程は、国内においては本学のみであり、他大学医学部にはないものである。

産業保健学部においては、シラバスの様式を統一(資料 1-14-2 P103～)し、シラバスチェックが組織的に行われている。さらに、「講義等出席不良学生指導フローチャート」を整備し、細やかな指導を行っている。また、教育課程概略図を提示するとともに、「授業評価」をもとに毎年次、授業内容や方法の見直しを行っている。

大学院医学研究科においては、労働環境と健康に関する分野における医学、産業衛生学、看護学に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的及び使命としているところであり、国内で唯一の大学院である。また、大学院生の履修に関して、昼夜・土日開講制や長期履修制度により一般大学院生のみならず社会人大学院生にも学びやすい環境を提供している。

(3) 問題点

医学部教育においては、今後臨床実習が大幅に増えていき、マンパワーがそれだけ必要となる。一方、実習に投入できる教員のマンパワーには制限があり、外部の人材・施設を活用するなどの工夫をしていく必要がある。

また、大学院医学研究科看護学専攻においては、学士課程との連続性を持たせるために、本学の特色である産業看護職の養成に向けて教育体制の整備を進めていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

各学部及び大学院とも、本学設置の理念・目的のもと、教育研究上の目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを着実に実施している。また、教員 FD など行い教育改革に積極的に取り組んでいる。今後も大学全体として、社会の変化や多様化に対応するため、教育改革の確実な歩みを続けていく。

医学部においては、毎年度、本学の理念・目的に沿った医学教育と産業医学教育が着実に行われており、学修成果も上がっていると考えている。今後も社会の変化や多様化、社会の要請や時代の変化に伴う本学の役割と意義について、分析と検証を行い、柔軟に教育課程に反映させていくことが本学の理念・目的を達成することになる。この点を念頭に置き、教育を継続していくことが重要である。

産業保健学部においては、時代に即した学生教育や教員 FD にも積極的に取り組んでいる。

大学院医学研究科においては、修業年限内での学位取得の方策として、研究指導計画書の作成を行い、それに基づく研究指導を行うことにより一定の成果は上がっている。また、長期履修制度の導入や昼夜開講制により、社会人大学院生にも配慮した教育課程となっている。今後も修業年限内での学位取得と入学者全員の学位取得のため、より綿密な指

導体制(大学院生一人当たり常に複数名以上の教員が担当)の構築、教育課程や授業内容についての見直し等を行うことにより、大学院教育を充実していくことが重要である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 1) 学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえたアドミッション・ポリシー（学生の受入れ方針）を適切に設定し、公表しているか。
- 2) アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示しているか。

本学においては、「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与する。」ことを目的及び使命としており、学生の受入れに際し、学部・大学院ともこれらの理念及び目的を十分に理解し、明確な使命感及び目的意識を持ち、将来産業医や産業保健従事者として活躍しうる優秀な学生を全国から受入れるためのアドミッション・ポリシーを各学部各学科、大学院医学研究科専攻ごとに策定しており、入学者選抜実施要項、学生募集要項、大学案内パンフレット及び本学ホームページを通じて広く公表している（資料 1-10【ウェブ】、1-12）。

また、本学ではディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの策定を一体的に行っており、その過程において相互の関連性を確認している。

アドミッション・ポリシーについては、卒業後産業医や産業医学研究者、産業保健従事者として活躍する強い意志をもった学生を本学が求めることを具体的、かつ、分かりやすく表現したものを明記しているほか、各学部学科が求める学生像及び大学入学までに身につけておくべき教科・科目等を明示している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 1) アドミッション・ポリシーに基づいた、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。
- 2) 責任所在を明確にした入学者選抜実施のための運営体制を適切に整備しているか。
- 3) 公正な入学者選抜を実施しているか。

アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集においては入試形態ごとに出願資格、試験内容及び選抜方法等を入学者選抜実施要項や学生募集要項に明確に記載するとともに、ホームページ上でも広く公開している。また、各学部で開催しているオープンキャンパスは、学部・学科の紹介を始め、入学者選抜制度、産業医や産業保健従事者についての説明、卒業生の講演等も含め産業医や産業保健師、労働安全衛生スタッフ等に対する理解を深めてもらうことを目的として開催している。

平成 31 年度一般入試からは、インターネットを利用した出願システムを導入し、全国からの志願者に利便性が図られるようにした。また、これまで非公開としていた入試問題の解答例等を過去問題集に掲載することとした(資料 5-1)。

推薦入試においては、小論文及び面接試験の評価だけではなく、学校長からの推薦書、調査書、志願者本人が記載する志望理由書、特別活動記録も活用し、本学の求める学生として相応しい資質・能力等を有しているかを総合的に評価・判定している。

大学院の学生募集要項等については、毎年度各専攻委員会及び研究科委員会において検討し、適切に整備している。入学者選抜方法等が記載された「大学院学生募集要項」については、ホームページに公開し、広く周知を図っている。なお、学生募集に係る本学所定様式の出願書類が本学ホームページからダウンロードできるようになっており、国内外の受験生の利便性を図っている。

学士課程の入学者選抜方法及び運営体制については、産業医科大学組織規程第 12 条の 3 において「入学試験に関する事項を行わせるため、それぞれ入試本部長及び入試副本部長を置く。」と規定し、各学部の入学試験委員会規程を定めたうえで、次のとおり適切に整備している(資料 5-2 P8、5-3、5-4)。

学士課程

医学部については、推薦入試及び一般入試との二つの選抜方法を実施しており、募集定員は前者で 20 名以内(3つの地域別に選抜)、後者で約 85 名、計 105 名である(資料 1-12 P1)。推薦入試では小論文と面接試験を、一般入試では第 1 次試験として大学入試センター試験を併用し、第 2 次試験として本学独自の学力試験、小論文及び面接試験を課している。第 2 次試験の学力試験は、東京会場及び北九州会場の 2 か所で実施し、小論文及び面接試験は、本学にて実施している(資料 1-12 P6)。いずれの面接試験においても、本学の理念・目的の理解度、産業医及び産業医学への関心の程度を評価し、本学の求める学生像に合致した入学者を選抜できるよう努力している。面接要領を毎年更新し、その内容を全面接担当者に説明し、面接基準の統一化を図っている(資料 5-5、5-6)。一般入試で課している本学独自の学力試験では出題担当者に対し点数分布、平均点、標準偏差等を出題者にフィードバックし、問題の改善を図れるようにしている。運営に関しては、試験終了後に試験に参画した全教員から意見を聴取し、次年度の試験の実施運営に反映させている(資料 5-7)。可否判定資料は入試委員会及び教授会で審議している。なお、入試についての記録・資料は 6 年間分すべて保管し、必要に応じて再確認し検討できるようになっている。

産業保健学部看護学科については、12 月上旬に推薦入試、2 月中旬に一般入試 A 方式を実施している。A 方式の入試日程は国公立入試前期日程より 2 週間ほど前に設定しているため、医学部と同様、国公立大学入試との併願が可能である。更に、3 月中旬に一般入試 B 方式(国公立後期入試との併願は出来ない日程となっている)を実施している。推薦入試では小論文及び面接試験を行い、35 名以内を合格させている。小論文試験は和文及び英文の課題について、読解力・思考力・表現力を問う内容となっている。高校一校あたり 5 名以内(卒業見込みの者、卒業した者を含めて)まで推薦が可能で、推薦の対象として学校長が学業、人物、健康ともに優良と認め、責任をもって推薦できる者で、調査書の全体の評定平均値が 3.7 以上であるものと定めている。なお、一般入試 A 方式では 30 名を募集し、センター試

験、国語及び外国語の合計得点から合格者を決定している。一般入試B方式では、約5名を募集し、センター試験得点及び面接により合格者を決定している(資料1-12 P7~12)。

産業保健学部産業衛生科学科については、12月上旬に推薦入試、2月中旬に一般入試(看護学科のA方式と同日)を実施している。推薦入試では小論文及び面接試験を行い、5名以内を合格としている。小論文試験については、英文の問題は読解力、思考力、表現力を問う内容となっており、自然科学を題材とした総合的な文章問題については論理的思考力や計算力を問う内容となっている。高校一校あたり3名以内(卒業見込みの者、卒業した者を含めて)まで推薦が可能で、推薦の対象として学校長が学業、人物、健康ともに優良と認め、責任をもって推薦できる者で、調査書の全体の評定平均値が3.7以上であるものと定めている。一般入試A方式では約12名を募集し、センター試験、理科及び外国語(産業衛生科学科は必須科目の外国語と選択教科として理科又は、国語)の合計得点から合格者を決定している。更に、優秀な受験生を確保するため、看護学科B方式日程とは異なる国公立後期入試後に一般入試B方式を実施し、約3名を合格としている(資料1-12 P7~12)。産業保健学部の入学者選抜方法は、両学科の意向、提案を入試委員会で検討し、教授会での審議を経て決定している。合格者の決定は、いずれの入学試験においても入試委員会で総合的な評価に基づいて判断し、合格予定者案を作成した上で教授会における厳格な審議の上で決定している。また、入学者選抜の運営体制については、推薦入試、一般入試A方式、一般入試B方式別に運営体制を整え、入試実施要領に基づき試験監督者及び事務担当者への説明会を開催している。特に面接者には面接要領・面接評価票に基づき受験生を公正に評価するとともに、本学の学生としてアドミッション・ポリシーを理解し、自己成長力、豊かな人間性と自主性を有する人材であるかを判定するよう説明している(資料5-8)。

可否判定基準(非公表)については、両学部とも教授会及び入学試験委員会において規定している。

修士課程・博士課程

大学院における入学者選抜は、それぞれの専攻で一般選抜及び社会人選抜を実施しており、受験生の利便性を考慮し、年2回(第1次募集、第2次募集)実施している。入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を選抜するため、学力検査として外国語の筆記試験、専門領域における口述試験、面接及び成績証明書等を利用して選抜している。入学者選抜の運営体制については、専攻ごとに整え、各専攻委員会、研究科委員会の承認を受け責任体制を明確にしている。入学者選抜における出題委員や採点委員は、志願者の指導教授及び試験委員以外から選出しており、問題漏洩等が生じ得ないように配慮し、適正に実施している。ホームページに「大学院学生募集要項」を公開、所定様式の出願書類をダウンロードできるなど、広く周知を図っている。医学専攻においては、大学院及び産業医学の国際化を図るため「アジア国際産業医学研究者養成プログラム推薦留学生」の受入を平成21年度から行っており、募集要項(英語版)をアジア主要国に送付するとともに、大学院ホームページ(英語版)に掲載し、広く周知を図っている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

1) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程・博士課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

在籍学生数については、学部生については全入学者に対して修学資金貸与制度により修学資金を貸与することを前提としているため、定員を超過しての入学者を受け入れていない。したがって、学部においては適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、収容定員に基づき適正に管理している(大学基礎データ表 2、資料 5-9)。

学士課程

医学部については、学生収容定員 630 名前後で推移しており、学生数を適正に管理している。

産業保健学部については、令和 2 年 5 月 1 日現在、収容定員 360 名(看護学科 280 名、環境マネジメント学科 80 名)に対して、在学生数 358 名(看護学科 277 名、環境マネジメント学科 81 名)である。平成 30 年度には、1 年次を除く各年次において留年、除籍及び退学者があり、平成 28 年度入学者において 2 名の欠員、平成 29 年度入学者において 3 名の定員超過が生じたが、その後の学生数を適正に管理している。

修士課程・博士課程

大学院では、平成 16 年度から社会人の受入れを開始し、また平成 28 年度からは長期履修制度を開始するなど整備を行い、大学院生の確保を行っている。

医学専攻においては、定員を満たしていない状況が続いているが、適正な収容人数となるよう、学内外に向けて積極的な広報活動を行っている。

産業衛生学専攻においては、博士後期課程開設後の定員超過が続いたため、適正な定員管理を行うよう努めている。

また、看護学専攻においては、開設以来ほぼ適正な定員となっている。

なお、現在の各専攻における収容定員に対する在学生数は、資料の「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者数の推移」に示すとおりであり、今後も適正に管理するよう努めている(大学基礎データ表 2、資料 5-10)。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 入学者の受け入れについて、適切な根拠(資料、情報)に基づいた定期的な点検・評価が行われているか。
- 2) 定期的な点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みがなされているか。

学生の受け入れについては、医学部及び産業保健学部それぞれに入試委員会が設置され、入試本部長のもと定期的な委員会を開催して、入試結果の分析や入試広報、入試実施体制についての定期的な点検・評価を行っている。大学院修士課程及び博士課程については、それぞれの専攻科委員会において、入試に関して定期的な点検・評価を行っている。

学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画に掲げた「学生の受け入れに関する目標」を達成するため、毎年度自己点検・評価した進捗状況を「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」に報告し、同委員会により自己点検・評価によって見出された課題への対策及び改善を継続的に実施している。

また、新しく発足した教育研究質保証推進委員会においても、教育研究に係る内部質保証の方針に基づき、各学部等で作成した年間事業計画の達成状況を半年ごとに点検・評価を行うことにより、教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っており、3年、5年、6年ごとに外部評価委員会による点検・評価を受けている。

本学の主たる入試広報活動であるオープンキャンパス、教授講演会や高校訪問、入試説明会等について、毎年度当初の入試委員会等において前年度の実績、評価を行い、その結果を踏まえて広報活動の課題を抽出している(資料 5-11、5-12、5-13)。

入学者選抜方法、入学者選抜実施体制及び試験結果・成績について、毎年度当初の入試委員会等において点検、評価を実施し、次の入試に向けた課題を明確にしている。全新入生を対象に入試に関するアンケートを毎年実施しており、入学者の受入れ方針に合致した選抜の実施について検証している(資料 5-14、5-15)。それらの結果をもとに入試委員会において改善に向けた検討を常に行っている。医学部においては、予備校講師による全国的な医学部入試の傾向と今後の予測及び本学の入試に関する講演会を教員 FD として毎年開催している(資料 5-16)。

また、大学院においては、大学院生の受入れの適切性(アドミッション・ポリシー、入学試験実施要項等)については、各専攻委員会、研究科委員会等において定期的に検証を行っている。

(2)長所・特色

大学の理念・目的に沿った学生を受け入れるため、容易な表現で記述したアドミッション・ポリシーを策定し公表しており、大多数の受験生はこの点に関し十分な理解をもって志願していると考えられる(資料 5-17)。

教職員が協同してオープンキャンパス、教授講演会や高校訪問、出張講義、高校生の大学

訪問受入れ、進学説明会等に積極的に取り組んでいる。

受験生本人から、成績開示の申請があった場合には、受験生本人に限り開示する制度を設けており、入学者選抜の透明性の確保に努めている(資料 5-18)。

学士課程

医学部については、ここ数年、毎年 2,000 名前後の受験生が志願しており、本学の理念・目的に共鳴する受験生が相当数いることが伺える。選抜方法については、推薦入試では全国を 3 つのブロックに分けて全国から学生を受け入れる方法を採用し、卒業生が地域的に偏ることなく全国で活躍できるよう配慮を行っている(資料 1-12 P1、5-19)。入学後の学生の学力を分析・追跡すると、新入生の間に大きな学力差が認められず、大学教育に円滑に取り組んでいる。入学試験は公正に実施されており、合否判定に関わる資料は入試委員会及び教授会においてすべて公開している。

また、医学部及び産業保健学部において、これまでは、高校訪問やオープンキャンパス時に、受験生のニーズに応じて過去 3 ヶ年分の問題を冊子にして広く配布してきたが、文部科学省通知(平成 30 年 6 月 4 日付 30 文科高第 186 号)に基づき、入試情報の取扱いにおいて解答については原則として公表するものとなったため、単年度毎に作成し、複数年度にかけて配布することとした(資料 5-1)。

修士課程・博士課程

大学院の教育研究上の理念のほか、各専攻の概要と特色、学生の受入れ方針を本学ホームページにおいて公表し、志願者にその内容が分かるようにしている。ホームページには、「大学院学生募集要項」を公開、本学所定の出願書類もホームページからダウンロードできるようにするなど、広く周知を図っている。また、社会人の大学院への入学を促進するため、昼夜開講制や長期履修制度の充実を図り、広く大学院生を募集し、大学院生の確保に努めている。

医学専攻においては、大学院及び産業医学の国際化を図るため「アジア国際産業医学研究者養成プログラム推薦留学生」の受入れを行っている。

(3) 問題点

医学部では産業医学への関心が高くかつ学力の高い学生を求めている。そのために本学に関する情報を様々な媒体を通じ社会に周知しているものの、産業医学についてはいまだ知名度が高いとは言えないことから、さらなる情報発信が必要である。

大学院医学専攻においては、定員を満たしていない状況があるため、今後の少子化に伴う大学進学者、大学卒業者の減少を考慮し、更に多くの大学院入学志願者を募集し、定員を確保する必要がある。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として既述したように、大学の理念・目的を達成するために策定したアドミッション・ポリシーに基づき学生募集を行い、適正な入学試験を実施している。入学者は本学が求める学生像に合致し、かつ、大学教育にスムーズに適應できる十分な学力をもってい

ると考えられる。平成 30 年に一部の私立医科大学で問題となった個人の属性による差別化を伴った入学者選抜は本学では実施していない。合否判定については、入試委員会及び教授会で関係資料をすべて公開して行っている。令和 3 年から開始される大学入学共通テストに関連した諸課題について入試委員会で既に議論を重ね一定の結論を得ている(資料 5-20、5-21【ウェブ】)。

産業保健学部では、産業保健専門職への一層の理解を深め、かつ優秀な人材を獲得するために、高等学校との連携を強化しながら、効果的な入試広報活動を実施するとともに、出張講義や高校生の大学訪問等、高等学校の要望には可能な限り応えられるように努めている。

大学院では、社会人の受入れや長期履修制度の創設により、より入学しやすい環境となっている。今後も、社会の変化や多様化に対応した大学院となるよう、魅力と特色のある大学院を目指して引き続き検討を行い、適正な学生募集と定員の確保に努める。また、大学院入学志願者を増やすための広報活動(大学院リーフレットの作成、大学院ホームページの変更等)に力を入れ充実させているところであるが、更に広報活動の内容や方法について検討を行う。併せて、海外からの大学院入学者(留学生)を積極的に受け入れるための広報活動も充実させ、大学院の国際化を図る。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や学部別・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

評価の視点

1) 大学として求める教員像の設定

2) 各学部・学科・研究科等の教員組織の編成に関する方針の適切な明示と周知

本学の理念・目的を簡潔に明示した「優れた産業医・産業保健専門職の養成と産業医学の振興を図る」ことを十分に理解して、この理念・目的達成のために継続的に努力する教員を求めている。

教員を公募する際には適宜求める教員像を募集要項に記載している。例えば、教授公募の際には、募集要項の応募資格に医学部においては「優れた産業医の養成に寄与できる者」、産業保健学部においては「産業保健に理解と意欲のある者」（資料 6-1）と明示している。准教授、講師、助教採用の際は、公募あるいは当該分野担当教授が候補者を推薦し、教員人事委員会において、専門分野における能力、研究業績及び教育に対する姿勢等を含めた人物を精査している。いずれも、大学の理念・目的を十分に理解していることが必要であり、これが本学の求める教員像の基本的方針である。

各学部・学科等の教員組織の編成方針として、大学の理念・目的を実現するために策定された第3次中期目標・中期計画で明示している全学的な教員組織の方針「組織・人事に関する目標～機能的な組織と適正配置を目指す～」(表 6-1)を踏まえて実施している。各学部・学科では大学設置基準に則った専任教員を配置するとともに、教育研究上の目的及びアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー等の各種方針を実現するために必要な教員組織を編成している。

教員・教員組織に関する目標～機能的な組織と適正配置を目指す～

目標	計画
全学的に機能的かつ効率的な組織とする。	・ 社会の変化や要請に対応するため組織の業務を精査し、体制を整備する。

表 6-1

大学の教員組織の編成状況(資料 6-2【ウェブ】、6-3【ウェブ】)、編成に関する方針(表 6-1)はホームページで公表している。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点

- 1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 2) 適切な教員組織編制のための措置
- 3) 教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適切な配置
- 4) 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- 5) 各学位課程の目的に即した教員配置(男女比を含む)
- 6) 教員の授業担当負担への適切な配慮
- 7) バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

本学では、本学の理念・目的に基づき、必要な教員組織を整備している。

本学の専任教員数は医学部 190 名、産業保健学部看護学科 36 名、環境マネジメント学科 13 名、産業生態科学研究所 34 名、産業医実務研修センター他 22 名の総員 295 名(令和元年5月1日現在)の教員が所属しており、大学設置基準に定める各学部・学科の専任教員数を満たしている(大学基礎データ表 1)。

医学部における教育内容の概略は、医学教育コアカリキュラム及び医師国家試験出題ガイドライン中に示されており、以上の内容を適切に教育できる体制をとっている。令和元年度からは日本医学教育評価機構(JACME)の医学教育分野別認証に適合するカリキュラムを実施しており、この基準にも適合した教員編成を行っている。

また、大学の理念に基づき、教育研究上の目的を「働く人々の健康と環境に医学の眼でアプローチする産業医は、産業の発展と活性化を支える意味からも、21 世紀において極めて重要な役割を担っています。医学部は、医学を産業社会の中でより深く、より広い視野から考えることのできる人間性豊かな産業医を養成します。」としており、このため医学基礎分野では自然科学分野の基礎教育の充実に加え、医学概論、人間関係論、哲学概論などの人文科学系の教育にも力を入れている。

教員組織の編成における男女比率は特別に定めていないが、医学部については女性比率が 20%を下回っている(表 6-2、資料 6-2【ウェブ】)。本学では男女共同参画を推進しており、女性教員の比率向上に向けた積極的な取り組みが求められていることから、男女共同参画事業の推進に関して必要な企画等の整備を行っている男女共同参画推進センターにおいて方策を今後検討することとしている。

教員女性比率				令和元年 5 月 1 日現在
	医学部	産業保健学部		産業生態科学研究所
		看護学科	環境マネジメント学科	
教員女性比率	15.3%	75.0%	23.1%	20.6%

表 6-2

産業保健学部看護学科では、看護師の養成に加え、事業場において従業員の健康管理に携わる保健師の養成を行っている。このため、他大学と比較して産業保健関連の科目を多くカリキュラムに取り入れ、産業看護学を専門とする教員を充実させているほか、環境マネジメント学科の教員も産業保健学関連の科目を一部担当している。また、令和2年度からは、文部科学省の看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改編方針に基づき、本学の産業保健課程を盛り込んだ新たなカリキュラムに向けて関連規程を整備するとともに、これらの教育に相応しい教員の充足を進めている。

産業保健学部環境マネジメント学科では、働く人々の健康を環境面と工学面から支援し、労働衛生のマネジメントができる人材の養成を行っている。卒業と同時に第2種作業環境測定士及び第1種衛生管理者の国家資格が付与されることから、高度な水準の教育が求められており、これらの教育に必要な資格を有する教員を優先して採用している。

また、平成15年度から「労働安全衛生マネジメントシステム」の教育を大幅に取り入れたカリキュラムを実施しており、平成16年度にそれまでの衛生学科を環境マネジメント学科に改組した際に、これらの教育に必要な安全学及びマネジメント学を専門とする教員を採用する等、常に教育課程に相応しい教員組織の整備に努めた。更に、令和2年度からは、環境マネジメント学科を、より産業現場で総合的な労働衛生対策を担う人材育成に相応しいカリキュラムからなる「産業衛生科学科」に改組し、これに相応しい教員を採用する予定である。

一方で、一般教育の教員については、退職者があっても後任の補充を行わず、医学部及び産業保健学部等の教員の中で担当可能な専任教員により分担して担当している。

また、臨床医学系の科目のうち、産業保健学部専門の教員がいない科目については医学部等の教員が担当している。

大学院医学研究科では、令和元年5月1日現在、医学専攻には117名、産業衛生学専攻には博士前期課程18名、博士後期課程18名、看護学専攻には13名の大学院生が在籍している(大学基礎データ表2、資料6-4【ウェブ】)。

本学の教員295名(令和元年5月1日現在)の中で医学専攻には研究指導教員38名、補助教員24名、産業衛生学専攻(博士前期課程)には研究指導教員18名、補助教員2名、産業衛生学専攻(博士後期課程)には研究指導教員15名、補助教員1名、看護学専攻には研究指導教員10名、補助教員5名が教育・研究指導に携わっており、教育課程に相応しい教育組織を整備している。

なお、看護専攻(修士課程)では、分野間の融合と専門性の深化が進む状況に対応したコース編成、カリキュラム構成を行い、令和2年4月1日施行で学則改正を行った(資料6-5)。これに対応した教員の充足を進めている。

また、国際化の推進に対応できる教員の採用、研修、技能向上が必要となることから海外からの大学院生を増やし、国際研修コースを大学院組織の中心として充実させ、これに対応した教員採用、組織充実も必要である。

産業生態科学研究所等関連する諸施設もそれぞれが目的大学としての水準を維持し、活動するために相応しい教員数、教員の質、組織体制を整備している。医学部、産業保健学

部、大学院医学研究科のうち医学専攻、産業衛生学専攻の担当、卒後修練課程コースを担当する産業生態科学研究所では、教授 12 名、准教授 5 名、講師 4 名、助教 13 名の計 34 名、卒後修練課程コースを担当する産業医実務研修センターは准教授 1 名、助教 2 名の専任教員を配置し、適切な教員数と考えているが、令和 2 年度から両組織にまたがる機能的な再編を行うこととしている。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

評価の視点

- 1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び
規程の整備
- 2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学における教授の募集及び採用の基準については、「産業医科大学医学部教授選考内規」「産業医科大学産業保健学部教授選考内規」「産業医科大学産業生態科学研究所教授選考内規」「産業医科大学産業医実務研修センター教授選考内規」に明確に定めており、この規程に従って実施している(資料 6-6)。

准教授、講師、助教の募集、採用、昇任については、前回の大学認証評価結果(平成 26 年 3 月受領)の努力課題において、「各学部・研究科において教授以外の採用・昇任・昇格基準が定められていない」と指摘されたことに対応し、「産業医科大学教育職員の選考基準に関する規程」を制定(平成 30 年 1 月 1 日施行)(資料 6-7)し、この規程に従って実施している。

大学院医学研究科の担当教員についても上記の指摘に対応し、「産業医科大学大学院医学研究科医学専攻における担当教員の適格審査に関する内規」「産業医科大学大学院医学研究科医学専攻における担当教員の適格審査に関する申合せ」(平成 29 年 7 月 12 日承認)、「産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻 博士前期課程における担当教員の適格審査に関する内規」「産業医科大学大学院医学研究科産業衛生学専攻 博士前期課程における担当教員の適格審査に関する申合せ」(平成 28 年 7 月 20 日承認)、「産業医科大学大学院医学研究科看護学専攻 修士課程を担当する教員の適格審査に関する内規」「産業医科大学大学院医学研究科看護学専攻 修士課程を担当する教員に係る資格及び基準に関する申合せ」(平成 28 年 7 月 26 日承認)を制定し、この規程に従って実施している(資料 6-8、6-9)。

教員の募集、採用、昇任の具体的な手続きについては、上記の規程に基づき、次のとおり実施している。

教授については、募集要項中に応募資格として、医学部は「優れた産業医の養成に寄与できる者」、産業保健学部は「産業保健に理解と意欲のある者」と明示し、全国公募で候補者を募っている。選考委員会の審査の後、候補者によるセミナー(プレゼンテーション、公開講義)を開催し、最終的に教授会において構成員の投票により、上位 3 名に順位をつけて決定する。これを学長に答申し、学長は本学の理念に照らし、専門分野としても相応しい人物を最終候補者とし、理事長に推薦する。

准教授、講師、助教については、担当分野責任者、あるいは組織体の長が、適切と考える候補者を挙げ、候補者本人の意思を確認の上、教員人事委員会にて、教育研究業績、業績評価から適格性を判断し、教授会に諮る。その結果を学長に報告し、理事長の承認を得る。昇任に関しても教員人事委員会の厳正な審査の後、教授会の議を経て決定している(資料 6-10)。

大学院医学研究科では、担当教員候補者の適格審査について各専攻委員会に付託し、教員から提出された研究業績や研究指導実績について、主任会議および専攻委員会で審議し、大学院医学研究科委員会を経て学長に報告する。

なお、教授の定年等による退職あるいは欠員が生じた場合の補充については、学長の諮問による「講座のありかた検討委員会」等を立ち上げ、講座の統廃合を見据えた中長期的な視野でその必要性を検討している(資料 3-13)。

准教授、講師、助教についても、規則に定められた教員編成の上で生じた欠員、あるいは教育などの業務上の必要性からの補充については、学長の諮問による任用協議書により、学長ならびに法人の意見を事前に聴取している。いずれも補充が必要と認められた場合のみ、採用手続きを進めている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- 1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
- 2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

前回の大学認証評価結果(平成 26 年 3 月受領)の努力課題において、「医学部において教員の資質向上を図るために組織的な取組が不十分であるので FD 活動を活性化し教員の質の維持・向上に向けて努めるよう改善が望まれる」と指摘されたことに対応し、第 3 次中期目標・中期計画の中で示している方針「教員の質の向上に関する目標～質の向上への取組みを継続的に実施する～」(表 6-3)を踏まえ、次のとおり両学部・大学院医学研究科の特性に合わせて定期的に FD を実施している(資料 6-11)。

教育の質の向上に関する目標～質の向上への取り組みを継続的に実施する～

目標	計画
教育活動の評価実施体制を整備し、その評価に基づいた改善を実施する。	・ 教育内容や方法の組織的改善と教員の教育能力の向上を図るため、引き続きファカルティ・ディベロップメント(FD)を推進する。

表 6-3

医学部では、年に 3 回程度定期的に FD を実施している。FD のテーマについては、学部内の進級状況、学力の経年変化、国家試験合格率、本学に相応しい進路の適切な選択、行政の動向、研究費獲得状況などを元に、教授会、下部組織の委員会の検討を経て決定している。

産業保健学部では、現在抱えている教育上の課題をFDのテーマとして取り上げ、外部講師を招聘し、グループ討議を交えるなど、全教員対象のFD「さんぽの会」を年3回程度開催している。なお、看護学科では、平成14年度から看護教育の質的保証を実現するために学科独自のFD活動を実施しており、看護学コロキウム委員会で年間の企画・運営を行っている。

大学院医学研究科では、平成26年度に医学部と協力し、医学部・大学院医学研究科合同教員研修会を実施した。また、図書館セミナーとの連携・共同で、英語論文の書き方、研究論文作成の留意点についての研修を実施している。

全学的なFDとしては、「知的財産セミナー」を年2回開催しているほか、「人を対象とする医学系研究倫理に関する講習会」、「研究費不正使用防止に関する説明会」等の研究支援に関する研修や学生支援を目的とする「学生支援プログラム研修会」を実施し、教員の資質向上に努めている。

また、各学部・学科で授業科目ごとに授業評価アンケートを実施し、取りまとめた上で分析を行い、その結果に基づき各授業科目担当者に次年度の方針を提出させることで、教員の教育の質向上と授業改善に努めている。

上記のとおり、テーマを多様化し、年に複数回開催するなど参加対象者を拡大し、参加できなかった教員に対しては、録画したDVDを後で視聴できる機会を設けているほか、平成28年度からは、本学ホームページにeラーニング専用ページ(資料6-12)を開講し受講の促進を行った結果、参加人数が大幅に増加した。また本学では、平成18年4月から教員に任期制を導入しており、任期更新時に教員自らが「教育」、「学術研究」、「組織運営」及び「社会貢献」の4領域の評価基準により「教員個人評価」を行っていることも教員の資質向上に繋がるものと考え、実施している(資料6-13)。

なお、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価結果の活用については、学長は、学長の下におかれた研究予算委員会において、教員の外部資金獲得額、研究業績等を評価し、教授会の承認を経て研究費の傾斜配分を実施している(資料6-14)。また、教員個人の組織への貢献については、学長・副学長会議で協議の上、学長は貢献に応じた賞与への反映、研究費・旅費の追加配分などの褒賞を行っている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
- 2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

第3次中期目標・中期計画「組織・人事に関する目標」において、「全学的に機能的かつ効率的な組織とし、社会の変化や要請に対応するため、組織の業務を精査し、体制を整備する。」と掲げており、第2章で記述したとおり、学校法人産業医科大学における内部質保証の方針に基づき、学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会において教育組織の適切性について点検・評価を行っている。

また、新しく発足した教育研究質保証推進委員会においても、教育研究に係る内部質保証の方針に基づき、各学部等で作成した年間事業計画の達成状況を半年ごとに点検・評価を行うことにより、教育組織の適切性について定期的に検証を行っている。更に、3年、5年及び6年経過後に外部評価委員会による点検・評価を受けている。

学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会における点検・評価結果の課題に対しては、学長の諮問による将来構想委員会を立ち上げ、教員組織の改善に向けて検討を行い、これらからの提案は大学運営会議、各組織の教授会等で報告し、教職員に周知している。また法人と連携し、改善の実現に向けて取り組んでいる。

取り組み内容の例示として、第3次中期目標・中期計画に沿って、学長のリーダーシップの下、教員の年齢構成を考慮した上で再編目標を設定し、3つの委員会等（環境マネジメント学科将来構想委員会、医学部一般教育実施体制の見直し検討会議、産業生態科学研究所の組織改編検討委員会」を立ち上げ、それぞれの課題について検討を行った結果、組織の編成及び教員数を見直すこととした(資料3-10、3-11、3-12)。

また教員については任期制の導入と、各組織体の教員再任審査における教員の実績評価を通じて総合的評価により任期更新、改善指導、組織内での連携による支援活動などを推進している。

大学院医学研究科の教員については大学院設置基準に適合し、かつ本学の設置理念に適合した人材の育成目標を設定し、現在学位を取得していない教員の学位取得を促進し、その進捗状況の評価を行っている。

(2)長所・特色

本学は、労働安全衛生法の制定(昭和47年)に伴い、昭和53年に産業医学の振興と優れた産業医を養成する大学として設立された。教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与してきた。

各学部設置基準に則り、本学の設置理念・目的を達成するのに相応しい教育、研究、診療との調和のとれた教員組織とするため、事案ごとに将来構想委員会を設けて、現状の課題を検証し、対応する仕組みを有している。定期的に実施するFD、任期制の導入等は教員の資質向上に有効な方策と位置づけている。

また、大学院では時代に即した専攻課程の再編を適宜行っている。具体的なものとして、看護学専攻においては共通科目を、医学倫理・研究倫理、研究における利益相反、疫学・統計学基礎、英語論文作成手法等の基盤的なものとし、一方で選択科目を増やし、全体にコンパクト化・一体感を図り、かつ、専攻系内部を細分化しないことで、より自由な科目選択を可能とした。これらに伴う必要な教員組織の見直しを医学研究科が主体となつて行うなどの実績を上げている(資料6-15)。

全体として、医学部、産業保健学部のカリキュラム変更、組織変更に伴い、教員に求められる資質、必要な教育能力、などの採用基準の透明性は高いと考える。本学の目標・目的を達成するために必要な人材を戦略的に獲得するために、学長のリーダーシップのもと専任教員の任用が行えるよう、大学の方針と各学部・研究科の採用選考に齟齬が生じないよう採用選考プロセスの見直しを行い、大学と各学部・研究科の連携・情報共有を強化す

る仕組みを整えた。

(3)問題点

課題として強いてあげるならば、医学部の教員組織の編成における女性比率が 20%を下回っているという現状がある。本学では男女共同参画を推進しており、女性教員の比率向上に向けた具体的な方策を講じる必要があると認識している。

(4)全体のまとめ

本学は開学以来、設置目的に沿って、国家資格では、医師、産業医、看護師、保健師、作業環境測定士、衛生管理者等の専門職の育成を目的としており、専門分野に関する教育・研究を実践できる経験豊かな教員を配置し、教育を実施している。ほとんどの卒業生は、本学の設置目的に合致した関連分野に就職しており、教育の効果は上がっていると言える。

教員組織の編成については、建学の理念、求める人材像、編成の方針に基づき、適切に教員組織を編成している。今後も大学として、社会の変化に伴うより新しい課題に対応するためには、従来の専門性とは異なる人材の登用、新たな教員組織の付加も必要である。このためには、限られた財源の中で、よりスリムで質の高い教育を実施できる組織再編を今後も行っていく必要がある。

本学は世界で唯一の学部レベルから産業医学、産業保健の専門性の高い人材を育成する機関であり、大学設置の理念・方針にもこれを謳っている。今後は、先進性の高いわが国の産業保健を国際的に広める責務がある。

第7章 学生支援

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針の明示

本学における学生支援を促進し、学生に対して親身な相談やきめ細かい情報提供に努めるため、大学の理念・目的、各学部・学科等の教育研究上の目的に基づいて策定した学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画において、「学生への支援に関する目標」を掲げ、これを「学生支援に関する方針」(表7-1)として明示している。「学生支援に関する方針」は、大学ホームページに掲載し広く社会に公表している(資料1-18-1【ウェブ】)。

学生への支援に関する目標

目標	計画
学生生活に関する指導・助言体制の充実を図る。	・指導教員制度の更なる拡充を図るとともに、特に学生のメンタルヘルス対策として、学生相談制度等を充実させ、学生の支援体制を強化する。 ・医学部においては、総合学生支援として、大学と企業との連携を更に充実し、学生の事業所訪問、卒業生産業医との意見交換会等をより多く実施する。 ・産業保健学部においては、健康状態を把握し、緊急時に即応できる体制を強化する。 ・情報化社会にあつてIT技術を用いた情報通信システムをより発展させ、学生支援情報の提供に努める。

表7-1 学生支援に関する方針

本学には、医学部6学年、産業保健学部(看護学科・環境マネジメント学科)4学年及び大学院医学研究科博士課程4学年、修士課程2学年(海外留学生を含む)の約1,200名が在学しており、すべての学生に対して手厚く学生支援を実施している。

日頃から、教員及び職員が緊密に連携しながら学生支援を行うため、学生からの相談に対する対応やきめ細かい情報提供に努めることを常に心がけている。組織としての学生への支援については、学生部長及び学生委員長のリーダーシップのもと、学生委員会を組織して責任体制を明確にした上で種々の学生支援活動を実施し、学生生活における諸問題解決

のために努力している。本学の学生支援活動においては、学生が心身ともに健全な成長を遂げることを支援しながら、正課外活動等における学生の自主性及び自立・自律心を涵養するように心がけている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

- 1) 学生支援体制の適切な整備
- 2) 学生への修学に関する適切な支援の実施
 - 1 学生への修学支援は適切に行われているか。
 - 2 新入生に対する学修指導体制は整備されているか。
 - 3 成績不振及び留年生の学修指導体制は整備されているか。
 - 4 発達障害等の学生に対しての学修指導体制は整備されているか。
 - 5 学生への経済的支援体制は整備されているか。
 - 6 学生生活への支援体制は整備されているか。
 - 7 学生のハラスメントに関する体制は整備されているか。
 - 8 学生への進路指導体制は整備されているか。

本学では、学生が安心して学修に専念できるように修学資金貸与制度などの修学支援制度が充実している。本学は目的大学であることから、本学独自の学生支援の取り組みを企画・実施している。

学内の学生支援に関する委員会としては、大学学生委員会、医学部学生委員会、産業保健学部学生委員会、課外活動小委員会があり、関連部署は学生課、卒後支援課、保健センター、学生相談室がある。また、その他、在学生の保護者の組織である産業医科大学後援会及び在学生の自治組織である学友会が支援を行っている(資料 7-1【ウェブ】)。

大学学生委員会、医学部学生委員会及び産業保健学部学生委員会は毎月 1 回開催し、学生の動向、正課外活動、奨学援助、厚生福祉、保健指導等厚生補導に関する報告・審議を行っている。

本学の学生支援に関する特徴ある取り組みとして、医学部・産業保健学部ともに指導教員制度を設けている。指導教員は、数名の担当学生と年 1～2 回の面談を実施し、面談報告書を学生課に提出することとしている。なお、平成 29 年度からは、面談項目を変更(細分化)して提出された面談報告書は学年担当教員等によって確認され、対応が必要な学生については速やかに対応できる体制を強化した(資料 7-2)。

学生の心身の健康維持・増進のための年 1 回の定期健康診断は 100%受診率達成を目標としている。また、種々の予防接種等を推奨している。近年、学生からの相談が時代の流れとともに相談の質・内容も変化し、精神的な悩みを抱える学生が増加していることから、学生が相談室を利用しやすい授業終了後に相談できるように開室時間(13:00～18:00→14:00～19:00)を変更するとともに、相談員においても女性 2 名(非常勤)から 3 名(男性 1 名(常勤：本学教員)、女性 2 名(非常勤))に増員し、学生が相談室を利用しやすい

環境及び体制を整備し、学生相談室機能の強化に努めている(資料 7-3【ウェブ】、7-4)。

また、飲酒や薬物に関わる事件・事故については、掲示及びメール配信により周知するとともに、学生への注意・警告や講習会(リーダーシップトレーニング)も実施して事件・事故防止の啓発に努めている。現在までに、本学においては飲酒及び薬物に係る重大な事件・事故は発生していない。なお、学生の自主的な活動であるサークル活動、学友会、大学祭(医生祭)等への支援を学生の自主性を尊重し実施している。

学生の経済的基盤の安定のために、全学生を対象とした本学独自の修学資金貸与制度を実施するとともに、必要な学生に対して授業料全額・半額免除を実施している。また、日本学生支援機構奨学金等の公的な奨学金を適切に運用しており、経済的な問題のために学業に困難が生じないように努めている。さらに、開学 30 周年記念事業の一環として、平成 21 年度から、学納金のうち施設整備費の一部に相当する一定額の給付も行っており、開学 40 周年記念事業へも引き継がれている。

なお、令和 2 年度からは、開学 40 周年記念事業を財源として、修学援助奨学金及び緊急学業支援貸付金制度を設け支援を行うこととなった。修学援助奨学金制度は、本学の学生納付金(入学料、授業料、施設設備費及び実験実習費)に対する本学支援制度(産業医学振興財団の修学資金貸与制度及び本学の授業料免除制度)適用後の個人負担額が、大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度を適用された場合の個人負担額よりも高額となる場合、両者の負担額が同等になる額を修学援助奨学金として貸与する本学独自の制度となっている。この奨学金は、卒業後、本学が定める返還免除職務に一定期間就いた場合は全額返還免除となる。緊急学業支援貸付金制度は、修学意欲があるが、緊急な経済的理由によって授業料等(授業料、施設設備費及び実験実習費)の納入に支障を生じると認められる者を対象としている。この制度では、緊急学業支援貸付金を無利子で貸付し、授業料等未納による除籍を回避するため、年額 30 万円を限度(人数制限有り)として貸付けを行う。なお、この貸付金は卒業後に貸付金全額を返還することとしている。

医学部においては、本学の設置目的の達成のためにより特化した学生支援の取り組みとして、文部科学省の支援を受けて 4 カ年(平成 20 年度～平成 23 年度採択課題)にわたり、“大学と企業の連携で育成する統合学生支援～働く人々が求める全人格的な「将来の産業医」の養成を目指して～”と題する学生支援プログラムを実施し、効果を上げた。本プログラム終了後も本学独自の財源を得て、平成 24 年度～平成 31 年度には新たな学生支援事業「優れた「将来の産業医」養成のための統合学生支援」に取り組んできた(資料 7-5)。

全学生への情報発信については、平成 21 年度に発生した新型インフルエンザ感染に対する対応を契機に在学生すべての連絡先(メールアドレス)を学籍システムに登録し、緊急時の情報発信を実施できる体制を整備した。医学部においては学生支援ホームページコンパスを運用していたが、令和元年度から本学ホームページで閲覧できるよう産業保健情報提供サイト(ラマティーサイト)に移行した(資料 7-6【ウェブ】)。

各講座・研究室等が研究指導を行っている大学院生に対しては、講座・研究室等ごとに生活面の支援や経済面の相談等を行っている。特に、留学生に対しては、研究室ごとの支援に加えて、自主的な国際交流活動を奨励している。

医学部においては、入学して間もない 1 年次生が授業に関する相談や質問をしやすくす

るため、オフィスアワーを設けている。また、2年次及び6年次の成績下位学生及び留年生を対象に夏季特別学習指導を実施している。なお、留年生に対しては、指導教員里親制度を設け、支援を強化している。

さらに、開学40周年記念事業における教育環境整備事業の一環として、医学部6年次生用に医師国家試験のための自習室を増設し、学習環境の整備を行った。

産業保健学部においては、1年次生に対して、基礎的学力向上のため、e-ラーニングの自己学習教材を提供し、自宅や大学で自由に使用できるようにしている。

また、看護学科4年次生を対象に、国家試験対策として、夏季に保健師・看護師国家試験セミナーを、冬季に保健師国家試験セミナーを実施している。環境マネジメント学科においても、1年次生を対象に夏季集中セミナーを実施し、理数系の基礎科目の講義と演習を行っている。

両学部共通として、留年、休学・退学の可能性のある学生は、病気の有無、授業の欠席状況等が把握できるため、科目担当責任者、学年担当教員、指導教員、サークル顧問教員等からも情報を収集することに努めている。留年者については、学生委員長、教務部長、指導教員が連携し、個別の指導・支援を行っている。休学・退学の可能性のある学生については、必ず教員が本人、保護者と面談を実施し、状況把握を行うとともに今後の対応について助言・指導を行っている。

また、休学期間中も定期的に休学状況定期報告書を提出してもらい、保護者と連携しながら復学を目指した支援を行っている(資料7-7)。

なお、学習方法が分からない、成績が低下した等の悩みを抱えた学生については、両学部とも学生委員長が中心となり、当該学生に最も相応しい教員に対応を依頼し、助言・指導を行うこととしている。

発達障害の可能性を考慮する必要がある学生については、医学部及び産業保健学部学生委員長、教務部長、指導教員、科目担当責任者が常に見守り、必要に応じて個別の修学支援を行うこととしている。

身体障害者の学生(産業保健学部)は過去には在学したことがあり、授業、実習時の配慮等ソフト面については充分に対応した。現在、医学部及び産業保健学部には身体障害者は在学していないが、バリアフリー化等の対応が十分でないため、今後ハード面について改修を進める必要がある。

学生への経済的支援の一環として、学業成績・人物評価共に優秀な学生に対して奨学金給付を行う特待生制度を設け、実施している。なお、特待生制度については、医学部において令和元年度からの実施に向けて、学習意欲の向上並びに学年全体の学力向上を図るため、また、経済的支援にも貢献できるように一人当たりの給付金額を減額し、より多くの学生が受給できるように制度改正を行った(資料7-8)。

学外の奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構奨学生として、平成30年度は、医学部は給付奨学金1名、貸与奨学金第1種88名、第2種122名と全体学生の33.0%、産業保健学部は給付奨学金4名、貸与奨学金第1種110名、第2種78名と全体学生の52.3%の学生が受給している。また、自治体等から奨学生の募集があった際は、掲示等により学生に周知し応募の機会を提供している。平成30年度は、14名の学生が、北九州市奨学金、交通遺児育英会、あしなが育英会、朝鮮奨学会、ニビキ育英奨学金、鳥取看護職

員修学金の貸与を受けた。

外国人大学院生については、奨学金による支援サポートに加え、授業料免除を実施している。一般及び社会人大学院生については、授業料免除の実施に加え、独立行政法人日本学生支援機構奨学金申請情報を提供している。

アルバイトの斡旋については、経済的に困難な学生に対して、学業に支障をきたさない範囲で大学に依頼された家庭教師・塾講師のアルバイトを紹介している。

学生の健康管理や健康保持・増進のために保健センターを設置しており、応急的な診察・処置や心身の健康相談に対応している(資料 1-11 P32【ウェブ】)。

定期健康診断の受診率はほぼ 100%であり、その後の有所見のフォローは、定期健康診断結果通知と共に「学生二次健康診断について依頼」書類を同封し、病院での受診を通知している。また、B 型肝炎予防接種、ツベルクリン反応検査、インフルエンザ予防接種も実施している。

精神的健康については、学生相談室を設置し、3名の専門の心理カウンセラーを配置し対応している。学生相談室の周知のため親近感のあるチラシを作成し、新入生・保護者に配付するとともに、学生にもチラシを掲示して相談室を利用しやすいように促している。なお、学生部長、学生委員長、学生相談室相談員等を構成員とする学生相談室運営会議を年2回開催し、学生相談室の運営、学生の精神的健康の対応について、検討している。

両学部ともに実施している指導教員制度は、指導教員が学生に身近にアドバイスを行い、学生生活全般の諸問題に対応できる制度となっている。指導教員は、学生の生活状況を把握するため、毎年定期的に指導学生と面談を実施し、「面談結果報告書」を提出している。なお、産業保健学部においては、緊急時に迅速に対応するため、指導教員が面談時に「健康管理簿」の提出を促している(資料 7-9)。

さらに、相談体制を強化するため、毎年、指導教員を対象に学生相談に特化したFDを開催している。

医学部、産業保健学部ともに定期的に「教員・保護者懇談会」を開催し、保護者に大学の現況等の情報を提供することにより、保護者と一体となった学生支援に取り組んでいる。

飲酒に係る事故の発生を未然に防ぐため、新学期、体育大会(九州山口医科学生体育大会、西日本医科学生総合体育大会)、大学祭(医生祭)、忘年会・新年会シーズンの前に掲示及び、各サークル部長等、顧問教員に文書を配付し、注意喚起を行っている。新型インフルエンザの感染情報提供を契機として、インフルエンザ流行状況や地震・洪水等の安否確認等のため、学生の携帯電話メールアドレスを学籍システムに登録し、緊急時にメールによる情報発信・収集を行っている。

また、学生生活について、在学中の心得、指導教員制度、学生生活の保険制度、学生関係諸規則、サークル活動など学生便覧に掲載している。

学生のハラスメントの事例については、ハラスメント委員会による調査等を経て適切に対応した。学生同士のハラスメントは存在する可能性はあるものの、表面上には現れにくいいため、実態の把握が困難であるが、指導教員が学生との面談時に悩みの聴取を行う際に、面談報告書に記載欄を設け、各種ハラスメントについて確認することとしている。

また、ハラスメントに関する規程を整備するとともに、ハラスメントに関する相談を円

滑かつ適正に遂行するために「ハラスメント相談窓口」を設置するなどハラスメント防止の取組を行っており、学内ホームページ上に公開している(資料 7-10)。

医学部における進路支援として、学内組織である進路指導担当部署において学生の卒業後進路について支援を行っている。具体的事項として、入学時の進路オリエンテーション、1 年次生及び 2 年次生の産業医学の講義において進路に関する説明、5 年次生に対する毎年 11 月から 1 月の期間の進路説明会の開催、進路指導個別面談を行っているほか、学生からの問い合わせや相談に応じている(資料 7-11、7-12)。求人情報等に関しては、適宜学生向け掲示板、就職資料室及び平成 31 年 4 月から新規稼働した産業保健情報提供サイト(ラマティーサイト)で提供している。

また、本学には同窓会(医学部：龍ヶ池会、産業保健学部：樺風会)、産業医学推進研究会、アリスの会など、多層的なネットワークがある。特に産業医学推進研究会は、全国 4 ヶ所の拠点を中心として、卒業生産業医同士の連携、産業医と学生との橋渡しを通じて、情報交換や研鑽、交流などを積極的に行い、現場の産業医活動体験や事例検討に触れる機会を多く持たせることで産業医志向を高めている。

産業保健学部における進路支援として、看護学科及び環境マネジメント学科ともに専門職及び修学資金被貸与学生の関連職場への就職率 100%、進学希望者の合格率 100%を目標として進路支援を行っている。この目標達成のために、両学科から進路指導委員として教員を選任し、大学事務部卒後支援課と協働で学生からの問い合わせや相談に応じている。学生への進路指導は、2 年次から開始しているが本格的な活動は 3 年次 4 月からで、進路指導ガイダンスを 3 回、就職対策講座を 2 回、進路指導面談を 2 回～3 回実施し、併せて進路指導体制や修学資金制度に関する説明を行うとともに、社会情勢、求人状況、卒業生の進路状況、求人開拓状況等の情報を提供している。このほか労働基準監督官試験対策講習、面接対策講習、卒業生との懇談会を行っている。4 年次には、個別の進路面談を実施し、進路指導教員を中心にきめ細やかな個別指導を行っている(資料 7-13)。さらに、大学として両学科教員が求人企業の開拓を行っている。求人情報等に関しては、医学部と同様に適宜学生向け掲示板や就職資料室及び産業保健情報提供サイト(ラマティーサイト)で提供している。

令和 2 年 3 月卒業生の状況は、両学科とも就職希望者の就職率は 100%、進学希望者 3 名の合格率も 100%で助産師課程 2 名、大学院 1 名であった。看護学科の就職希望者は 64 名であり、看護師として 54 名、保健師として 9 名、その他に 1 名が就職した。なお、64 名のうち関連職種に就職した者は 62 名(関連職種就職率 97%)であり、産業看護師及び産業保健師に就職した者は 10 名であった(資料 7-14)。環境マネジメント学科の就職希望者は 25 名であり、作業環境測定士等として関連職種に 25 名全員が就職した(関連職種就職率 100%)。

大学院における進路支援として、進路相談等の多くは、指導教員が受けることとなるが、進路指導担当部署及び卒後支援課において企業等の就職候補先の進路情報を収集し、個々の希望する就職先を紹介する環境も整っている。求人情報等に関しては、医学部、産業保健学部と同様に就職資料室及び産業保健情報提供サイトで提供している。

産業生態科学研究所における進路支援として、医学部の進路説明会に参画しているほか、独自の説明会を繰り返して開催し、専門的な産業医を目指す学生に対して、研究所の特徴

を活かした研修の内容について集団及び個別の説明を徹底している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 適切な根拠に基づく点検・評価
- 2) 点検・評価に基づく改善向上

医学部、産業保健学部及び大学院修士課程・博士課程に在籍する学生を対象に学生支援を行う組織として、医学部学生委員会、産業保健学部学生委員会を設置し、それぞれの学生委員長のもとで定期的に委員会を開催し、学生支援の適切性について点検・評価を行っている。さらに、全学的な組織として大学学生委員会を設置しており、学生部長のもとで全学にわたる諸問題について審議し、学生支援を策定・実施することとしている。これらの点検・評価の内容は、半年ごとに教育研究質保証推進委員会に報告され、その進捗状況の評価を学長に報告し、学長が改善案を承認後に改善指示を行うことで PDCA サイクルを実施して定期的な点検・評価結果に基づく改善・向上に繋げている。

また、学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画に掲げた「学生への支援に関する目標」を達成するため、毎年度自己点検・評価した進捗状況を「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」に報告し、同委員会により自己点検・評価によって見出された課題への対策及び改善を継続的に実施している。

目標・計画に到達したものについては継続及び目標達成の判断を行い、新たに計画するもの、今後も継続するものを選択して次年度以降の目標・計画として組み込み支援の改善向上に努めている。

学生支援事業“優れた「将来の産業医」養成のための統合学生支援事業”については、学生支援プログラム評価委員会において、3年毎に評価を行い、総括を学長に提出している。評価委員会で指摘された改善策等は次年度以降の新たな学生支援事業計画策定時に反映される。

学生支援についての問題点については、今後も各学部の学生委員会、課外活動小委員会、産業医科大学後援会、学友会及び学生支援担当部署である学生課との連携を強化するとともに迅速に対応するよう努めることとする。

(2)長所・特色

学生の質の多様化や急速に変化する現代社会に対応するため、指導教員が学生と個別面談を行い、「指導学生面談結果報告書」の提出を義務付けていることや報告書の記載内容によって、早急な対応が必要な場合は学生委員長が迅速に対応している。定期的なフォローが必要な学生の場合は、学生委員長から各指導教員に再面談実施を依頼し、学生の情報把握及び直接的な指導を行っている。学生が抱える様々な問題を早期に発見し、適切な指導を行うことのできる取り組みを行っている。

医学部の学生に対して実施している本学の特色を生かした学生支援プログラムの事業を実施するにあたり、学生相談に特化した FD を指導教員を対象に開催していること及び

外部講師を招聘し、専門的な講演を聴講することにより、指導教員の啓発及び学生対応についての情報の全学的共有化と同支援プログラムを充実させるため、実行委員を増員し組織強化を図っている(資料 7-15)。

両学部とも実施している教員・保護者懇談会においては、保護者に大学の現況を提供し、保護者からの事前の質問内容や懇談会当日の質問に対しても担当教員が回答するなどして理解をしていただくとともに、現役で活躍している卒業生の産業医及び産業保健従事者の講演を行い、産業医学への関心・理解度を深めていること及び懇談会終了後には、各ブースに分け、懇談会中に質問等できなかった保護者に対して大学・学生支援・進路関係の質問等に対応している。さらには、多くの保護者がこの懇談会について、継続開催を希望しており、保護者が大学の学生支援、教育、進路指導等を理解することで学生支援についての保護者を含めた意識向上に寄与している。

産業保健学部では、最近、人間関係の構築やコミュニケーションが不得意な学生、何らかの指示・指導を受けなければ行動に移せない学生、自分の学力等に疑問を持っている学生が増加傾向にあることから、指導教員と学生で健康、学生生活及び学習に関する個別面談を年に2回(5月及び10月)実施している。面談実施(対象学生のうち、面談出来ている割合)は、ほぼ全員が面談を受け、指導教員には面談結果報告書の提出を義務付けており、報告書の記載内容によって、早急な対応が必要な学生には学生委員長が迅速に対応している。定期的なフォローが必要な学生には、学生委員長から各指導教員に再面談の依頼を行い、学生の情報把握及び直接的な指導を迅速に行っている。このような体制で学生が抱える様々な問題をできるだけ早期に発見し、適切な指導を行う取り組みができています。

また、学生の健康状態を把握し、学生が健康で有意義な学生生活を送れるよう支援することを目的に健康管理簿の提出を学生に依頼し、健康管理簿が提出された健康上問題がある学生に対して、演習・実習中において緊急事態となった場合に素早く対応できる。

進路選択に関する支援は、進路指導委員会を中心にきめ細かく実施している。面接試験対策講座は学生の評価が高く、産業保健学部看護学科・環境マネジメント学科ともに就職率は100%であり、一定の効果を上げていると考えられるが、さらなる求人開拓が必要である。また、学生・卒業生・教職員を対象としたSNSによる就職及びキャリアアップ支援が効果を上げている。

大学院医学研究科においては、産業現場に精通した進路指導の専任教員によって、企業等の情報を迅速に入手することができる。大学院修了者は、毎年、数名が専属産業医等に就職しており、専属産業医等を養成するという本学の目的が確実に実を結んでいる。

(3) 問題点

毎年、学生で組織されている学友会から学生生活、授業・カリキュラム・国家試験、進路等について、大学に対する要望事項が提出される。学友会は、学生の声を直接聴く機会として機能しているが、学生総会への学生の出席者数が少ないため、より多くの学生が出席するよう学友会に対して、今後も助言・指導を行うことを継続していく。

今後、障害のある学生に対する配慮を充実する必要性を認識しているが、どこまでが合理的配慮にあたるのかについて、検討していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

開学以来、本学の学生指導の基盤である指導教員制度については、面談時の質問内容を詳細にしたことにより、問題学生の早期発見・対応、学生生活や修学に関すること等学生が抱えている諸問題の対応について、効果を上げている。

教員・保護者懇談会についても、大学と保護者、保護者と学生の情報交換に大いに貢献している制度であることから、さらにきめ細かな情報交換ができるよう改善・工夫を適宜行っている。

産業保健学部において実施している「健康管理簿」は、演習・実習、特に臨地実習時には欠かせない事項である。学生によっては疾患を抱えているにも関わらず、教職員に知られたくないと考えている学生もいるため、緊急時の迅速な対応を行うためにも、「健康管理簿」の目的と意義を改めて学生にしっかり伝えていくこととする。

学生支援に対する教員のさらなる意識向上を目指し、学生支援の課題をテーマとしたFDを企画・開催する。また、学友会からの要望事項にとどまらず、学生の声を拾い上げて対応するシステムの構築を図っている。

学生生活支援のための基礎情報整備のために指導教員と学生の個別面談を行い、面談結果を報告書に記載し、この情報に基づき、学生の就学援助等について学内関係者一体となって、きめ細かい学生支援を行っている。

卒業生・在学生及び教職員を対象としたSNSを充実させており、在学生、卒業生の就職支援や、キャリアアップ支援につなげている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

- 1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境の整備に関する方針を適切に定め明示しているか。

学生の学習及び教育職員の教育研究活動を促進するため、大学の理念・目的、各学部・学科等の教育研究上の目的に基づいて策定した学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画において、「研究環境整備に関する目標」、「施設整備に関する目標」、「コンプライアンスの徹底に関する目標」を掲げ、これらを「教育研究環境の整備に関する方針」（表8-1）として明示している。「教育研究環境の整備に関する方針」は、大学ホームページに掲載し広く社会に公表している（資料1-18-1【ウェブ】）。

「教育研究環境の整備に関する方針」に基づいた学生の学習及び教育職員の教育研究活動の促進、施設整備及びコンプライアンスの促進活動の詳細については、毎年度進捗状況を学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会に報告し、評価を受けている。

研究環境整備に関する目標

目標	計画
高度な研究活動を促進するための研究環境を整備する。	・図書館及び共同利用研究センター等教育研究支援施設を計画的に整備し、研究の推進を支援する。
学内における環境マネジメントシステムを構築することにより、環境保全活動の推進を図る。	・研究活動等において取り扱う化学物質及び毒物、劇物等の保有量、使用量等の一元管理を行うとともに、環境保全委員会を開催し、効率的使用に関する法改正等への対応及び適正な排出対策の検討・実施を図る。

施設整備に関する目標 ～将来に向けて、安全・安心な施設を整備する～

目標	計画
大学施設の老朽化に対応するため、必要な措置を講じる。	・大学施設の耐震補強について、具体的に検討し、順次実施する。 ・新病院建替えに関して、具体的な基本構想を策定し、建築・資金計画の検討を行うとともに、建設準備を行う。 ・老朽化した基幹設備について、計画に基づき更新する。

	・情報システムに関して、大学内における各システムの環境整備を行う。
--	-----------------------------------

コンプライアンスの徹底に関する目標 ～社会からの信頼維持に努める～

目標	計画
大学の社会的責任を果たすため、コンプライアンスの確立に向けて、継続的な推進を図る。	・職員のコンプライアンス意識の定着を図り、法令及び学内規則等を遵守するとともに、高い倫理観と良識をもって行動するため、遵守への取り組みを行う。 ・大学を取り巻くステークホルダーとの信頼関係の構築のため、迅速かつ適切で公平な情報開示により、大学運営の透明性を図る。 ・個人情報に関して適用される法令等を遵守するとともに、本学の個人情報保護に関する規程に基づき、情報の適正な取得・管理・利用に努める。 ・情報セキュリティの維持及び向上を図るため、情報セキュリティ講習会の実施や実施(運用)マニュアル等の充実を図り、情報機器及びツールの適切な利用について、教職員への啓発に努める。 ・科学的根拠に基づく安全かつ質の高い医療を提供し、適切なインフォームドコンセントを実施する。 ・研究活動における不正を防止するための組織的な取り組みを推進する。 ・公的研究費の不正使用を防止するための組織的な取り組みを実施する。

表 8-1 教育研究環境の整備に関する方針

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

- 1) ネットワーク環境及び情報通信技術(I C T)等機器の整備
- 2) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- 3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- 4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- 5) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学(産業医科大学若松病院を除く)の校地面積は 233,248 m²であり、大学設置基準第 37 条に規定する基準 87,508 m²を十分満たしている。また、校舎面積についても、現在 48,183

m²を確保しており、設置基準上必要な校舎面積 27,240.80 m²と比較しても適切に整備されている(大学基礎データ表1)。

大学施設内に無線 LAN 設備を整備しており、学生及び教職員はスマートフォンや携帯端末を利用して大学の情報環境を利用可能としている。また、1号館、2号館、産業生態科学研究所等において無線 LAN 機器の更新を行い、同時接続数の補強を行った。また、受信メールによるパソコンウイルス感染を防止するため、不正判定メール通知システムを導入し、学内ネットワークのセキュリティ強化を図っている。学生に対しては、自主的学習において利用可能な情報処理環境を含め、コンピュータ実習室等パソコン等情報機器の更新を行い、情報処理環境の整備を実施した。

大学内の既存施設、設備等を維持するために、長期的視点で毎年度基幹設備等の改修整備を実施している。また、学生の要望を踏まえ、広く学生が使用する施設設備については、平成 28 年度からの 7 カ年計画(資料 8-1)を策定、毎年度計画的に実施しており、必要に応じて計画の見直しを行っている。また、耐震性能を向上し、より安全な教育・研究環境の整備を図るため、平成 28 年度に大学本館 2 号館及び 4 号館の耐震補強工事を実施した(資料 8-2)。

安全及び衛生の管理に関して「学校法人産業医科大学安全衛生規程」に基づき、「大学等安全衛生委員会」を設置している(資料 8-3)。同委員会による学生及び教職員の教育研究環境、教職員の労働環境の保全に加えて、月に一度、大学等安全衛生委員会委員の産業医及び衛生管理者による職場巡視を計画的に実施し、多角的な視点から施設、設備の不具合や安全状況の点検を実施し改善を図っている(資料 8-4)。学生及び教職員の安全確保のため、各建物に防犯カメラを設置、24 時間体制の警備員を配置しているほか、夜間休日の不審者侵入対策として、教職員名札による入館管理を行っている。消防設備点検、エレベーター点検、空調設備点検についても委託業者により定期的に実施している。

大人数が利用するラマツィーニホール、図書館については、階段付近にスロープを設置する等バリアフリー化に努めている。また、教職員用の身障者用駐車場を整備しているほか、同駐車場からキャンパス内へのアクセスについては、自動ドアを更新する等段差解消のための整備を行っている。

学生の自主的な学習を促進するため、産業医科大学開学 40 周年記念事業における教育環境整備事業の一環として、大学本館 3 号館 3 階の医学部 6 年次生用の学生自習室の増設(個人用机 62 席→77 席)を行った(資料 8-5)。また、フリースペース等の自主学習の環境を整備しているほか、定期試験期間中の図書館開館時間の延長、日曜日祝日の開館を実施している(資料 8-6【ウェブ】)。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関して、「学校法人産業医科大学の情報システムにおける情報セキュリティに関する規程」(資料 8-7)を定め、本学における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定めている。同規程とともに情報セキュリティの具体的取扱いについて本学ホームページ教職員専用サイトに掲載している(資料 8-8)。年に 1 回、情報管理センターによる情報セキュリティ講習会を開催し、教職員に対し、業務における情報セキュリティ管理のあり方について解説している(資料 8-9)。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

- 1) 図書館資料の整備と図書利用環境及び図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- 2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- 3) 学術情報へのアクセスに関する対応
- 4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備
- 5) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館、学術情報サービスを提供するため、図書館員 6 名を配置している。

図書に関しては、教員からの購入希望アンケート(教員研究用、学生教育用)及び学生による選書企画などで図書を購入している。それに加えて、医学・看護学という専門の性格上、常に最新版の図書を収集するように留意し、陳腐化した図書を除籍するとともに最新の代替図書の購入に努め、書架スペースの有効利用と利用者への最新情報の提供に努めている(資料 8-10)。また、産業医学図書等を積極的に収集し、産業医学関連資料コーナーを設け別置することで、利用者に分かりやすく配置し、蔵書検索においても産業医学データベースを構築し、迅速かつ的確に所蔵情報を入手できる環境を整えている。学術雑誌については、3 年ごとに和・洋雑誌の見直しを行い、新たな需要に応えるとともに、利用頻度の低い雑誌の購読中止を行い、予算規模に見合った蔵書構築を図るように努めている。また、電子ジャーナルについては、購入分の他に最長 1 年程度の遅れとはなるがアグリゲータ系電子ジャーナルの導入やフリーアクセスジャーナルを収集し、データベースから電子ジャーナル文献へのナビゲーションツール(360Link)を導入し、連携利用の利便性を高めている。

国立情報学研究所の提供する図書館間ネットワークによる目録所在情報データベース(Nacsis-Cat)及びそれぞれの図書館が自館で所蔵していない資料を相互に提供する「図書館間相互協力」(Nacsis-ILL)システムの利用により、利用者への文献提供の利便性を高めている。

教職員及び学生が図書館ホームページにアクセスすることにより、各種の学術情報、図書館利用案内、所蔵する図書・雑誌の検索、卒業生支援サービスのほか、学外文献複写依頼(ILL)や図書購入依頼が学内端末からの申込を可能としている(資料 8-11【ウェブ】)。各種の学術情報(文献データベース及び電子ジャーナル)は、リモート・アクセス・ナビゲーションツール(RemoteXs)を導入し、自宅や出張先等からも利用できる環境を整え、研究支援に努めている。また、図書館からの学術情報の発信ツールとし、図書館通信の発行や学習の支援に役立つテーマや時事的な話題から特定テーマごとに図書を集め展示し学生の図書利用の促進に努めている(資料 8-12)。

学生の学習に配慮するため、閲覧総座席数は 196 席であるが、定期試験期間中は 2 号館 1 階のラーニング・コモンズを開放し、座席不足を解消している。開館時間については、平日は 9 時から 22 時まで、土曜日は 9 時から 18 時までとなっているが、定期試験期間中の平

日に限り試行として開館時間を 8 時 40 分に繰り上げ、土曜日は開館時間を 22 時まで延長し、日曜日・祝日は、9 時から 22 時まで開館し利用者の便宜を図っている。学生の多様な学習スタイルに対応するため、情報ゾーンを設け、インターネットに接続できるパソコン(19 台)、プリンター(1 台)及び無線 LAN 機器を設置し、学生の多様化した自学自習を支援している(資料 8-13)。

図書館には、多様な学びの形態を支える「ラーニング・コモンズ」としての役割が求められていることから、図書館附属施設の LL 室及び視聴覚室をラーニング・コモンズとして利用できるよう備品(組換え可能な机及び移動式のホワイトボードなど)を令和 2 年 1 月に整備し、学生の学習支援(グループワークやディスカッションなど)を図っている(資料 8-14)。

図書館員 6 名のうち 3 名の司書は、図書館業務の専門・多様化、電子図書館機能の拡大に伴う豊かな知識と高い技術などを修得する必要があることから、可能な限り研修会等に出席するようにし、医学図書館員としての専門性の向上と情報の収集に努め、学生や教職員への情報提供、授業や教員の依頼による講習会の情報リテラシー教育を実施している(資料 8-15)。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

- 1) 研究活動を促進させるための条件の整備
- 2) 研究費の適切な配分
- 3) 外部資金獲得のための支援

研究活動を促進させるため、毎年 5 月頃、総合教育・医学基礎、基礎医学、臨床医学、産業保健学部、産業生態科学研究所、教育研究支援施設の各講座等に対して、教育・研究用機器更新の希望調査を行っている。希望のあった更新機器については、教育・研究用機器整備調整委員会において審議され、更新機器を決定している(資料 8-16)。本学の若手研究者に対する産業医学・産業保健研究の奨励及び産業医又は産業保健技術職として、産業保健活動に従事する卒業生との連携による産業医学・産業保健研究の奨励を行うため、産業医学・産業保健重点研究助成を行っている(資料 8-17)。教育職員の研究及び資質等の向上を図るため、「学校法人産業医科大学サバティカル規程」を規定し、大学における業務を一定期間免除し、教育職員が自らの研究に専念できる環境を整えている(資料 8-18)。教員へのティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)の人的支援制度は整備していないものの、研究指導補助教員として十分な人数を確保している。また、教員研究室の整備については、教員の異動・編成内容により適正に対応している。具体例として令和元年度に教員の居室が複数のフロアに点在していた医学教育改革推進センターについて、1 号館 8 階の西エリアに集約し迅速に対応できる環境を整備した。

各講座等所属教育職員への研究費配分について、教育研究予算の配分方針に基づき、次のとおり適切に実施している(資料 6-14)。

基礎配分 職位ごとに単価を定め配分

傾斜配分 研究業績評価(原著論文等)、組織運營業績評価(大学における委員会委員等)、外部資金獲得評価(文部科学省科学研究費助成金実績等)をそれぞれ点数化し全体の評価点に対する各講座等の評価比率相当額を配分

重点配分 論文掲載者(第1著書もしくは責任著者)、科研費不採択(A判定)者に対し配分、若手奨励研究助成、新任教授へのスタートアップ助成

外部資金獲得のための支援については、各省庁等関係機関及び企業等から配信される研究助成の公募情報をホームページ及び掲示板にて周知するとともに、学内メールにより情報提供を行っている(資料8-19)。科研費採択率向上のためのワーキンググループを設置し、ソフト面では、科研費申請書の書き方セミナーを年数回開催(資料8-20)、委員による研究計画調書の事前チェック及び添削指導等を実施し、ハード面では、毎年度予算を確保し高額機器整備を行い、その導入機器の説明会を研究者向けに行うことで科研費採択率の向上に努めている(資料8-21)。

さらに、学内の若手研究者及び大学院生に対して、公的研究費の獲得及び国際学会での研究発表の促進を図るため、国際学会発表等における海外出張を支援するための制度を実施している。(資料8-22、8-23)。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

- 1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組及び関連規程等の整備
- 2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- 3) 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組として、研究不正防止推進体制(図8-1)を整備し、学長の直下に研究不正防止統括本部を設置し、各委員会の活動について相互に監視するほか、研究不正防止に関わる学内委員会の運営上の公正性、透明性及び客観性を確保している。

研究不正行為防止に関する取組(資料8-24【ウェブ】)については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、産業医科大学研究不正行為等防止対策ガイドラインを策定(資料8-25)し、研究者にコンプライアンス教育及びeラーニング受講を義務付けるなど、関連規程等を整備し研究不正行為防止の推進に努めている(資料8-26、8-27、8-28)。

公的研究費の不正使用防止に関する取組(資料8-29【ウェブ】)については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)に基づき、組織として責任ある研究費の管理・監査体制を整備・充実し、学校法人において公的研究費の管理及び執行に関わる全ての教職員に対して、研究費の使用に関するルール徹底と意識向上を図るために、必要なマニュアル・規程等を周知し、公的研究費の不正使用防止に取り組んでいる(資料8-30、8-31、8-32、8-33)。

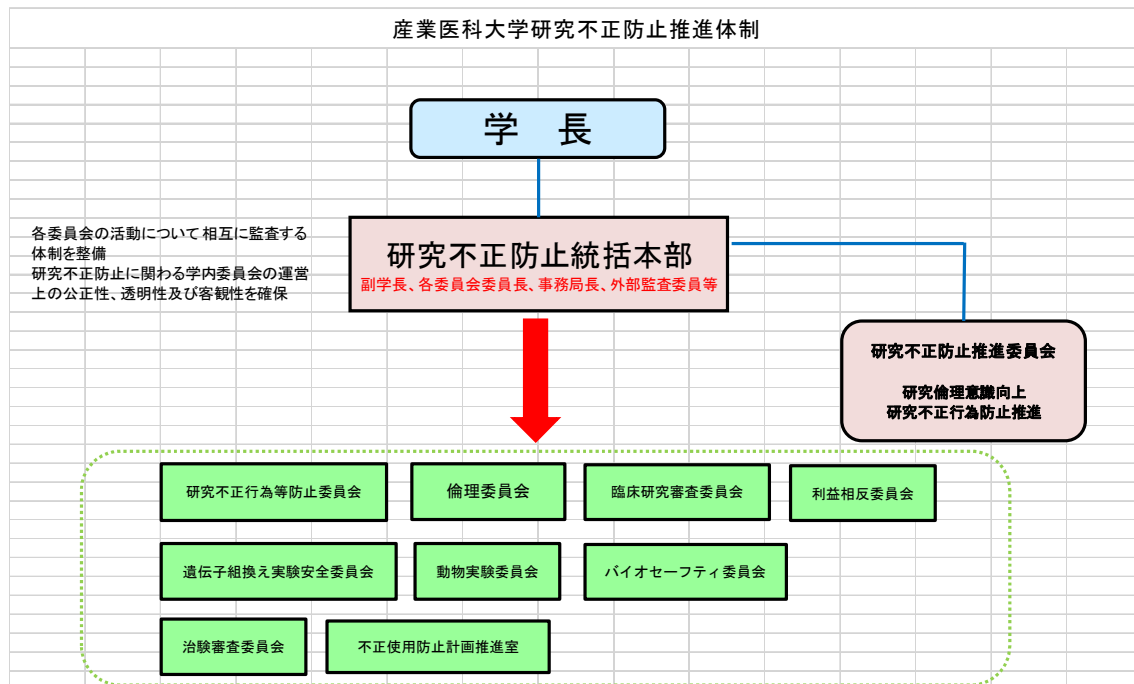


図 8-1 研究不正推進体制

コンプライアンス教育の定期的な実施については、教職員の研究費不正使用防止に係る意識向上のため、不正使用防止計画推進室において、「不正使用防止計画の推進にかかる年間計画」を策定し、コンプライアンス教育を実施する等、組織的な取組を推進している（資料 8-34）。主な取組みとして、「学校法人産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」に基づき、教職員に対して、毎年度初旬に「誓約書」の提出を求めている（資料 8-35）。また、毎年 10 月頃に学外講師を招き、研究費不正使用防止及び研究不正行為防止に関する講習会を開催するほか、コンプライアンス推進副責任者（各講座等責任者）から、教職員に対して「コンプライアンス教育理解度調査」を実施し教育・啓発に努めている（資料 8-36）。

研究倫理教育については、毎年 9 月と 3 月に産業医科大学倫理委員会委員長による「人を対象とする医学系研究倫理に関する講習会」を開催しているほか、同講習会を収録した DVD による講習会を年に 10 回程度実施している（資料 8-37）。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、平成 30 年 4 月 1 日に施行された臨床研究法に対応するため、次のとおり実施したところである。

- ① 平成 30 年 3 月、臨床研究法に規定された特定臨床研究に対応及び厚生労働省に認定を受ける準備を行うため、学長・病院長の諮問により「産業医科大学認定臨床研究審査委員会設置のためのワーキンググループ」を設置した（資料 8-38）。
- ② 同ワーキンググループにおいて、産業医科大学臨床研究審査委員会を設置するための規程について内容を検討した。
- ③ 平成 30 年 7 月 学内の会議体の審議を経て、産業医科大学臨床研究審査委員会規程

を制定した(施行日平成 30 年 10 月 1 日)。

④ 平成 30 年 10 月 臨床研究審査委員会事務局として、産業医科大学病院臨床研究推進センター内に臨床研究部門を設置した。

⑤ 平成 30 年 9 月 産業医科大学臨床研究審査委員会の認定を受けるため、厚生労働省に申請し、9 月 28 日付で認定された(資料 8-39)。

臨床研究審査委員会では、特定臨床研究のほか、これまでは倫理委員会において審査していた「患者を対象とする研究」を臨床研究審査委員会において審査を行うこととなり、平成 31 年 4 月以降、それぞれ月 1 回のペースで委員会を開催している(資料 8-40)。

研究倫理に関する学内審査機関については、臨床研究審査委員会に加え、従前より次のとおり整備している。

・人に関する事項

産業医科大学臨床研究審査委員会

対象：臨床研究法に規定された特定臨床研究、患者さんを対象とした研究

規程：産業医科大学臨床研究審査委員会規程(資料 8-41)

産業医科大学倫理委員会

対象：患者さん以外を対象とした研究

規程：産業医科大学倫理委員会規程(資料 8-42)

・動物に関する事項

産業医科大学動物実験委員会

対象：実験動物

規程：産業医科大学動物実験管理規程(資料 8-43)

産業医科大学動物実験委員会細則(資料 8-44)

なお、人を対象とする医学系研究については、「人を対象とする医学系研究に関する標準業務手順書(資料 8-45)」及び「人体から取得された生体試料及び個人情報等の保管に関する手順書(資料 8-46)」を整備し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 29 年 2 月 28 日一部改正)」に基づいて適正かつ円滑に行われるよう、これらの研究に係る業務に対して研究者等が実施すべき事項を定め、大学ホームページに公開している(資料 8-47【ウェブ】)。

研究倫理の遵守を図るため、産業医科大学臨床研究審査委員会及び産業医科大学倫理委員会に審査を依頼する研究実施責任者及び研究実施分担者については、利益相反委員会の承認、1 年以内の研究倫理に関する講習会の受講、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN) eラーニングプログラムの受講を義務付けている(資料 8-48【ウェブ】)。また、大学院生についても同講習会の受講を義務付けている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の整備に関わる組織として、医学部、産業保健学部、大学院医学研究科修士課程・博士課程、産業生態科学研究所、産業医学実務研修センター、教育研究支援施設（図書館、共同利用研究センター、動物研究センター、アイソトープ研究センター）などが挙げられ、それぞれに教授会、センター運営会議が設置され、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画に掲げた「教育研究環境の整備に関する方針」を達成するため、毎年度自己点検・評価した進捗状況を「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」に報告し、同委員会により自己点検・評価によって見出された課題への対策及び改善を継続的に実施している。

また、新しく発足した教育研究質保証推進委員会においても、教育研究に係る内部質保証の方針に基づき、各学部等で作成した年間事業計画の達成状況を半年ごとに点検・評価を行うことにより、教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っている。3年、5年、6年ごとに外部評価委員会による点検・評価を受けている。

教育環境整備に関する課題への対策及び改善については、副学長（教育研究担当）が委員長である「教育研究支援施設運営会議」において協議を行っている。

例えば、文部科学省科学研究費の採択率が低迷していたため、学長の発案により科研費採択率向上のためのワーキンググループが設置され、採択率低迷の原因を分析して対策をとったことにより令和元年度採択率が全国平均を上回る30%近くにまで上昇した。

（2）長所・特色

本学は、学部教育として医学部及び産業保健学部、博士課程・修士課程として大学院医学研究科（医学専攻・産業衛生学専攻・看護学専攻）、卒後教育として産業医実務研修センター、産業医学の専門的研究・教育として産業生態科学研究所を設置している。また、教育研究支援施設として、図書館、共同利用研究センター、動物研究センター、アイソトープ研究センターなどに研究機器を整備している。学生教育及び教育職員の研究支援体制はよく整っており、機器更新を随時行っている。

さらに、人工気候室や無響室、動物実験用の吸入曝露装置など、産業医学教育・研究は多様化した教育研究施設が充実していることが長所・特色として挙げられる。

研究環境の整備については、毎年度科学研究費等補助金等の間接経費を充てることにより、産業医学研究支援施設の機器更新及び図書の更新を行っている。特に、在学生に対する自習室の整備を積極的に実施している。図書館においては、研究者の新たな需要に応えるとともに、利用頻度の低い雑誌の購読中止を行い、予算規模に見合った蔵書構築を図るように努めている。

本学では、「科研費採択率向上のためのワーキンググループ」を設置し、科学研究費補助金等の獲得に努めており、令和元年度の採択率は30%近く、とくに若手研究の採択率が高いのが特徴である。

教育環境の整備については、令和元年7月に大学病院南別館が開院し、4階全フロアを医学部4年次生に対して実施する「客観的臨床能力試験（OSCE）」及び医学部6年次生に対して実施する「Post CC OSCE」用の施設としたことで充実した実習が可能となった（資料8-49）。

研究不正防止及び研究費不正使用防止のためのコンプライアンス教育の徹底、臨床研究法に対応するための委員会を設置する等、研究者が適切に研究を実施できる体制を整備している。

(3)問題点

学生教育のための施設として、自習室・自習機の不足(全学生分に至っていない)がたびたび在学生から指摘され、図書館については、24 時間 365 日オープンの要望が絶えない状況にある。自習室については順次拡張整備を行い、図書館については試験期間中の開館時間の延長及び日曜日・祝日の開館を実施するなど対応を進めている。

(4)全体のまとめ

本学の設置目的を遂行するための教育研究施設及び環境はよく整っており、最新機器への更新も適宜行われている。動物実験審査受審、RI 使用のための規程改正、倫理教育などの対応も迅速に行っており、研究不正・研究費不正使用の事例も見当たらない。

文部科学省科研費、厚生労働省科研費などへの申請・採択状況も全国平均を上回っており、間接経費を用いた研究環境の整備も有効に行っている。

今後、学生教育のための諸設備(例:自習室・自習機の増設)や図書館の開館時間などについて継続して対応していく必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

産業医学の振興及び優れた産業医を養成する目的大学として設立された本学は、寄附行為において「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与すること」を目的及び使命にすることを謳っている。大学の理念・目的、各学部・学科等の教育研究上の目的に基づいて策定した学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画(平成28年4月～令和4年3月)において、「社会との連携や社会貢献に関する目標」を掲げ、これを「社会貢献・社会連携に関する方針」(表9-1)として明示している。

社会との連携や社会貢献に関する目標

目標	計画
本学の知見や研究成果を社会に還元し、公益に寄与する。	・福島第一原発事故対応の労働者への医療支援を継続する。 ・海外学術機関及びWHO等国际機関との学術交流を推進するとともに、学外機関からの国際研修の要請に応える。 ・市民公開講座を開催するなど、地域に対して社会貢献を図る。 ・産学官連携により、社会的な活用を踏まえた知的財産の権利化を積極的に推進する。

表9-1 社会貢献・社会連携に関する方針

産業医学に関する情報提供、人材育成等の社会貢献に開学当初から取り組んでおり、他学と一線を画す特徴となっている。なお、本学の社会貢献は、①産業医学の振興に資する貢献、②地域社会への貢献、③知的財産の活用・産学官連携活動、④国際交流・国際貢献の4つを大きな柱としている。

<産業医学の振興に資する貢献の方針>

これについては、寄附行為及び中期目標・中期計画に明示しており、本学としての極めて重要な活動であると位置付けている。

本学では近年、長年蓄積してきた産業医学研究及び産業医養成に係るノウハウをこれま

で以上に社会に広く還元し、産業保健専門職を志望する者やその技術向上を目指す者の育成を着実に進めるため、これらの取組みをより推進すべく平成 30 年 2 月に「産業医科大学における今後の産業保健分野の人材育成プラン」(資料 1-22)を策定するとともに、「首都圏専門的産業医等養成支援事業(東京プロジェクト事業)実施大綱」(資料 9-1)を策定し、より一層優秀な産業医・産業保健専門職の人材育成について取組みを強化している。

<地域社会への貢献の方針>

大学の理念・目的、各学部・学科等の教育研究上の目的に基づいて策定した学校法人産業医科大学第 3 次中期目標・中期計画(平成 28 年 4 月～令和 4 年 3 月)において、「社会との連携や社会貢献研究環境整備に関する目標」を明示している。

<知的財産の活用・産学官連携活動の方針>

産学連携や知的財産の活用の面では、「産学連携及び知的財産に関するポリシー」(資料 9-2【ウェブ】)を定めており、その中で「産業医学及び産業保健分野の学術研究を積極的に推進し、その成果としての知的財産を広く産業界や社会で活用するため、大学として積極的に産学連携に取り組むこと」、「研究成果の社会的還元を図るため、産学連携を一層進展させること」を謳っている。

<国際交流・国際貢献の方針>

産業医学の国際的な振興・発展のため、平成 24 年度に設置した国際交流センターが中心となって、学生の交換医学教育、海外の研究機関を結ぶ遠隔講義等、国際交流活動に取り組んでおり、その方針は「国際交流センター 基本理念及び基本方針」(資料 9-3【ウェブ】)に示している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- 1) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 2) 学外組織との適切な連携体制
- 3) 地域交流、国際交流事業への参加

<産業医学の振興に資する貢献>

○産業医の養成・能力向上のための支援

本学では、産業医の能力向上につながる質の高い教育研修を、全国展開で実施している。

具体的な取組みとしては、産業医学の基本から実践までを教育することを目的とした「産業医学実務講座」(資料 9-4【ウェブ】)、産業医として多様化する事業所のリスクやニーズに的確に対応し、労働者の健康保持増進に資するための実践能力向上を目的とした「産業医

学実践研修」(資料 9-5【ウェブ】)、過重労働対策を推進するための幅広い知識を有する特命講師を養成する「過重労働対策セミナー」(資料 9-6【ウェブ】)、産業医活動を行うために必要な基本的知識・技術を修得することを目的とした「産業医学基礎研修会集中講座」(資料 9-7【ウェブ】、9-8【ウェブ】)及び「産業医学基本講座」(資料 9-9【ウェブ】)等、様々な研修会や講座を通じて、最新の知見や政策について本学卒業生のみならず他学卒業生に対しても広く教育している。なお、「産業医学基礎研修会集中講座」及び「産業医学実践研修」の受講者数は、平成 24 年度から令和元年度までの累積で、12,000 名を超えている。

また、首都圏において、主に他学を卒業した医師で専門的な産業医を目指す者に対して、体系的な研修を行い、産業医学・産業保健の分野に関わる高度な人材を育成するとともに、産業保健現場で活躍する本学卒業生・教員・研究者を講師として、企業等の産業保健スタッフ、人事、労務スタッフ等を対象に実務的、実践的内容のセミナー等を開催している。

○産業保健に関する知見の発信・提供

産業医をはじめとする産業保健スタッフ等の人材育成等について充実、強化を図るため、長年蓄積してきた研究・教育の成果、ノウハウを活用し、より実践的な内容による研修や産業保健情報提供サイト(ラマティーサイト)(資料 7-6【ウェブ】)等でホームページを利用して、学外に本学の知見を広く提供している。

特に全国でも類を見ない本学の特色の一つである産業生態科学研究所では、卒業生産業医をはじめとする産業現場の産業保健専門職からの相談や依頼に対して、研究室の専門分野毎の知見や技術を紹介するなど研究の成果を積極的に還元している。

近年問題となっている過労死等の防止対策に関しては、平成 28 年度に設置されたストレス関連疾患予防センターが主体となり、過重労働対策を推進するための研究及び研修教材の開発を行うとともに、関連分野の科学及び社会政策について幅広い知識を有する特命講師を養成するための研修会等を実施している。

また、日本医師会認定産業医制度における認定産業医の申請及び認定更新のために日本医師会が行っている研修会へ講師を派遣し、産業医学分野や産業現場の公益に寄与する研究成果や知見の発信を行っている。

○東京電力(株)福島原子力発電所への医療支援

国(厚生労働省)からの支援要請に基づき、東京電力(株)及びその協力会社へ産業保健サービス(健康管理業務等)を提供するため、平成 23 年から継続して福島第一原発、福島第二原発及び J ヴィレッジ等への医師(本学教員)派遣を実施している。現在においても、年平均 30~40 名の医師を派遣しており、作業員の健康管理に貢献している(平成 28 年度: 30 名、平成 29 年度: 40 名、平成 30 年度: 35 名、令和元年度: 21 名(令和 2 年 12 月まで))(資料 9-10)。

○日本産業衛生学会における学会運営の貢献

公益社団法人日本産業衛生学会は、産業保健に関するわが国最大の学術団体であり、産業衛生に関する学術の振興と、勤労者の職業起因性疾患の予防及び健康保持増進を図り、もってわが国の学術と社会の発展に寄与することを目的としている団体である。この日本産業

衛生学会において、現在、本学卒業生が理事定数 30 名中 7 名を占め、副理事長、許容濃度等委員会委員長、専門医制度委員会委員長、産業医部会部会長の役職や第 91 回学会（2019 年度）や第 93 回学会（2021 年度予定）の企画運営委員長を担うなど、学会運営に多大な貢献をしており、当該学会の活動を通して、産業医学・産業保健の水準向上に大きく寄与している。

○西日本新聞掲載「産業医が診る働き方改革」

平成 30 年 1 月～12 月にかけて、地元紙の西日本新聞「医療いのち」のコーナーで毎週月曜日に本学教員の執筆による「産業医が診る働き方改革」を掲載した。本学が培ってきた知見を地域住民に提供する取組みであり、産業医の役割を社会に広く発信した。なお、平成 31 年 4 月に 1 冊にまとめて西日本新聞社から出版され、企業の人事・労務担当者にも利用しやすく、具体的でわかりやすい内容を提供している（資料 9-11 【ウェブ】）。

<地域社会への貢献>

○公開講座等の生涯学習機会の提供

本学では、市民を対象とした複数の公開講座を開催している。

「産業医科大学公開講座」（資料 9-12）は、地域住民等の知識、教養等の涵養に貢献することを目的として開催してきたものである。平成 17 年度までは本学の主催で実施してきたが、平成 18 年度から産業医科大学学会が企画し、毎年 1 回開催している。本講座は、日常生活における病気の治療・予防を中心とした内容にしており、参加者にわかりやすい丁寧な講座になっている。

例年、がんの予防や治療の最前線の情報を市民に提供するため、「がん診療に関する市民公開講座」（資料 9-13）を開催しており、手術動画等を用い、わかりやすく解説している。また、認知症に対する正しい知識を広め、地域での支え合いの体制を構築することを目的に、平成 30 年度から認知症に関する市民公開講座（資料 9-14 P8）を開催している。

また、北九州市の 4 大学（産業医科大学、北九州市立大学、九州工業大学及び九州歯科大学）が連携して実施している北九州市内 4 大学スクラム講座（資料 9-15）を、平成 17 年度から開催しており、国公立の大学間の垣根を越え、各大学の強みと特色を生かして、単一の大学では実現できない多様で質の高い講座を開講しているほか、北九州市民カレッジ主催による公開講座を本学で開講している。

○大規模災害対応講習会

本講習会は、自然災害、NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）テロ等、想定外の大規模災害の現場で、初期対応者となる警察、消防署、海上保安庁、自衛隊等の職員に対し、本学が培ってきた産業医学の知識・技術等を提供し、災害現場で初期対応する労働者の生命・健康を守り、それにより住民の安全・安心に資することを目的としており、平成 26 年度から毎年開催している（資料 9-16 P7）。

○産業医科大学 DMAT 活動

本学には日本 DMAT 隊員 11 名（うち統括 2 名）及び福岡 DMAT が 11 名在籍しており、平成

28 年 4 月に発生した熊本地震、平成 30 年 7 月に発生した広島豪雨災害では現地に DMAT と
して出動し支援を行い、令和元年 6 月の G20 では救護班として出動した。

○高校生を対象にした講義

若者に科学の楽しさ、不思議さ、難しさを学ばせることで、未来の科学者を夢見てもらう
ことを目的に、次のような取組みを行っている。

独立行政法人日本学術振興会が全国の大学や研究機関から企画を公募し実施している
「ひらめき☆ときめきサイエンス」を、高校生を対象に開催(平成 20 年、平成 24 年、平成
29 年開催)している。また、文部科学省の「スーパーサイエンスハイスクール事業」を福岡
県立小倉高校からの委託により開催している。さらに、高校生の理科離れ問題に対する取り
組みとして、福岡県立北筑高校の学生を対象に「チャレンジラボ」を開催している。

○北九州市主催「北九州ゆめみらいワーク」への出展

北九州地域の企業、大学、短期大学、専門学校などが一同に集結し、地元企業の魅力や仕
事と学びのつながりを学生等に理解を得ながら、これからの社会とのかかわり方や将来の
働き方について学びながら考える機会を提供することを目的としており、本学からは産業
保健学部環境マネジメント学科が出展している。

○職場体験

地域貢献の一環として、次世代の若者に医療への関心を高めてもらうため、次のような職
場体験の取組を行っている。

近隣の高校生を対象とした「一日看護体験」(資料 9-17 P8~9)、臨床検査の現場が体験
できる中学生を対象とした「お仕事体験ラボセミナー」(資料 9-18 P8)、年々減少傾向にあ
る外科医師を目指すきっかけ作りとなるよう、北九州周辺地域の中高生を対象に外科手術
手技体験「ブラック・ジャックセミナー」(資料 9-19 P6)を開催している。

○連携協定の締結

本学は、平成 27 年 9 月に北九州市内の 4 大学(産業医科大学、北九州市立大学、九州工業
大学、九州歯科大学)、西日本産業貿易コンベンション協会、北九州商工会議所及び北九州
市と「コンベンションの誘致及び開催に関する連携協定」(資料 9-20 P8)を締結しており、
国際学術会議の誘致等を目的として、産学官の連携強化を図っている。

また、平成 31 年 3 月に福岡県内の 4 大学病院(産業医科大学病院、九州大学病院、福岡大
学病院、久留米大学病院)、(一社)福岡県精神科病院協会、(一財)医療・介護・教育研究財
団と「災害派遣精神医療チーム『ふくおか DPAT』派遣協定」(資料 9-21 P6)を締結してお
り、災害時における精神保健医療の一翼を担っている。

○産業医大通信の配布

健康に係る情報や本学の情報を発信するため、学外向けの広報誌として、平成 25 年 12 月
から隔月で「産業医大通信」を発行している。この冊子は、産業医科大学病院及び若松病院
で配付・配架しており、また、地域医療連携機関において配付している。なお、本学ホーム

ページに公開している(資料 9-22【ウェブ】)。

<知的財産の活用・産学官連携活動>

○知的財産の創出・活用

本学では、知的財産の発掘・管理及び技術移転活動の推進のため、平成 18 年に産学連携・知的財産本部を設置している。現在、専任の教員を 2 名(知的財産アドバイザー、産学連携・知的財産担当教員)配置しており、研究者の活動を支援している。

知的財産アドバイザー及び産学連携・知的財産担当教員による研究室訪問や発明相談を実施し、発掘された知的財産を特許出願・登録することで、知的財産の権利化に努めている。

研究者から収集した研究シーズ情報をもとに「シーズ集」(資料 9-23【ウェブ】)を作成し、全国各地で開催される展示会等で配付している。また、平成 30 年度には「産学官連携による産業医学関連成果事例集」(資料 9-24【ウェブ】)を作成し、本学ホームページに公開しており、企業に PR している。

○産学官連携活動

本学の研究活動の成果である知的財産を社会に還元するため、多くの展示会や技術説明会等を通じて、積極的な技術移転活動に努めている。また、産学連携活動を通じて、共同研究・受託研究等の外部研究資金の獲得に繋げている。

医科大学の有志 15 校による連携を行い、平成 22 年度から東京において国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)との共催で医学部合同技術説明会を開催しており、企業への技術移転に努めている。また、医療系産学連携ネットワーク協議会(medU-net、事務局：東京医科歯科大学)、西日本アカデミア TR ネットワーク(WAT-NeW、事務局：九州大学)等に参加することにより、他大学との連携を図り、本学の知的財産情報を発信している。

<国際交流・国際貢献>

○国際交流への参加

国際交流事業については、海外の 7 カ国 23 の教育研究機関と協定を締結しており、平成 24 年度に設置した国際交流センターが中心となって、産業医学の国際的な振興を図っている(資料 9-25【ウェブ】)。

交流協定締結機関のうち卒前教育に係る交流では、医学部及び産業保健学部の両学部において、学生の派遣・受入れの交換留学教育を実施し、グローバルな人材の養成を目指し、国際交流の推進を図っている。(医学部 4 校、産業保健学部 1 校)

○産業医学分野での国際的な貢献

平成 26 年から実施している国際遠隔講義では、毎年 9 月から 12 月にかけて、アジア諸国の教育研究機関とインターネット回線を用いて、相互の知見を交わしており、産業医学の国際的な振興に寄与している(資料 9-26【ウェブ】)。

また、本学の産業生態科学研究所は、昭和 63 年の開所以来、産業保健分野における世界保健機関指定協力機関(WHO Collaborating Centre[WHO-CC] for Occupational Health)として、年々厳しさを増す厳格な要件審査をクリアし、その指定を受け続けており、発展途上

国の現地に赴き、ワークショップ等での講義を提供するなど活動を継続している。指定協力機関としての名誉ある地位を保ち続けていることは、本学が産業保健分野で顕著な活動を行っている成果であると高く評価できる(資料 9-27【ウェブ】)。

さらに近年、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施している「イラク労働安全衛生分野における人材能力向上プロジェクト」にも協力し、イラクの労働安全衛生担当者を受入れ、研修を実施している(資料 9-28【ウェブ】)。

○J-SPEED の開発

本学が貢献した東日本大震災の災害時医療・産業保健の活動の中で、災害医療カルテと活動日報の標準化が課題となり、関係団体・学会により合同委員会が立ち上げられ、本学公衆衛生学久保講師(当時)が中心となって標準的な災害診療記録が J-SPEED(Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters)として開発された。J-SPEED は、平成 28 年に発生した熊本大地震において本学がオフサイト解析支援チームを立ち上げて初めて本格稼働し、災害時医療に貢献した。この実績が認められて、J-SPEED 方式は日本側の働きかけにより、平成 29 年に日本発の WHO 国際標準として採用された(資料 9-29)。

<その他の社会貢献>

○エコチル調査

エコチル調査は、環境省が企画し国立環境研究所がコアセンターとして統括する長期・大規模のコホート研究である。妊娠中から出生した子どもが 13 歳になるまでフォローアップを行い、環境中の化学物質などの環境因子と子どもの身体発達・先天異常・精神神経発達障害・免疫異常・内分泌代謝異常などとの因果関係調査を行っている。全国 15 か所のユニットセンターで約 10 万組の親子に参加いただき、産業医科大学は、福岡のサブユニットセンターとして、3,000 組の参加者をフォローしている。本センターでは、妊娠中に妊婦が曝露した重金属が早期早産発生率や前置胎盤発生率を高めること、水銀濃度が妊婦の抗原特異的 IgE 値を上昇させること、といった調査の中心仮説となる研究成果を既に複数発表している。これらは大規模コホート調査の結果を用いて同時に複数の金属と妊娠中の異常や抗体値の関係を検証した世界初の研究であり、日本のみならず、国際的な環境政策の立案や検討への寄与を通じ社会貢献できると考えている。

○DPC※分析方法を学ぶ機会の提供

本学公衆衛生学において、病院の内部環境・外部環境を的確に把握して病床転換などの自院の次の戦略を正しく提言できる人材を育成するため、DPC データを使用した分析方法を学ぶ機会を提供している。具体的には、データベース管理システムを使用したデータの抽出・加工方法及びビジネス・インテリジェンスツールによる可視化の手法について学習するコースを定期的に開講している。受講生は職種を問わず全国から集っており、DPC データ活用スキルのニーズは高まっている。

※Diagnosis Procedure Combination の略 「病名(診断)」と「提供されたサービス(治療・処置)」の「組み合わせ」によって、様々な状態の患者を分類する手法

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
- 2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学校法人産業医科大学第3次中期目標・中期計画に掲げた「社会との連携や社会貢献に関する目標」を達成するため、関係部署（産業医実務研修センター、首都圏専門的産業医等養成支援事業本部、産学連携・知的財産本部、国際交流センター）などで定期的に会議を開催し、社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価を行っている。そして、毎年度自己点検・評価した進捗状況を「学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会」に報告し、同委員会により自己点検・評価によって見出された課題への対策及び改善を継続的に実施している。具体例として、産業医学基礎研修会 東京集中講座について、申込が多数なことから受入れを200名から300名に拡大した。

また、新しく発足した教育研究質保証推進委員会においても、教育研究に係る内部質保証の方針に基づき、各学部等で作成した年間事業計画の達成状況を半年ごとに点検・評価を行うことにより、教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っている。また、3年、5年、6年ごとに外部評価委員会による点検・評価を受けている。

産業医の養成・能力向上に関しては、各種研修会の終了時に、受講者へ満足度、意見要望のアンケートを実施しているが、満足度は高く、高評価を受けている。また、アンケート結果は各種研修会を運営する委員会等に報告され、改善・向上に向けた対応について検討を行っている。

首都圏専門的産業医養成支援事業(東京プロジェクト事業)に関しては、毎月開催されるコア会議で各事業の進捗状況を報告し、首都圏専門的産業医養成支援事業本部会議において、各事業の事業計画・事業報告、収支報告、反省点の洗い出し、事業の改善・向上に鋭意取り組んでいる(資料9-30)。

地域社会への社会連携・社会貢献については、アンケートの実施、結果の評価・分析、次回への反映等により、所掌の組織・委員会等において、適宜、自己点検・評価を行っている。

産学連携及び知的財産活動については、産学連携・知的財産本部会議において、毎年度基本方針・事業計画を策定し、それに基づいた年間事業計画進捗状況で毎月の達成度合いを確認している。また、年度終了時に総括的な自己点検・評価を行い、次年度の基本方針・事業計画に反映させている(資料9-31)。

国際交流については、国際交流センター運営会議において、半期毎に活動報告等を確認し、自己点検・評価を行っている(資料9-32、3-4)。

(2) 長所・特色

本学の社会連携や産学連携については、設置目的である産業医学の推進を中心としており、本学がこれまで長年の間培ってきた産業医学の知見や技術を社会に提供することで、社

会貢献に取り組んでいる。

本学の産業医学・産業保健の研修事業の1つに、産業医活動を行うために必要な基礎的知識・技術の習得を目的とした「産業医学基礎研修会」があり、本研修会の実施により新たに産業医資格を取得する者が、毎年1,000名を超えており、本学の社会貢献の大きな成果であると考えている。また、受講希望者は、毎年受講定員を超えており、研修会開催決定のかなり早期のうちから時期や申し込みについての問い合わせがあるなど、本学の研修事業への期待は大きいものがある。

国際交流については、アジア諸国の教育研究機関との国際遠隔講義を毎年開催しており、産業医学の国際的な振興に寄与する取組みであると評価できる。また、産業生態科学研究所が、昭和63年の開所以来、世界保健機関指定協力機関としてその基準要件を満たし続けていることは、産業保健分野において本学が世界規模で活躍している証として、高く評価できる。

(3) 問題点

問題点として、特記すべきことはないと考える。

(4) 全体のまとめ

本学では、本学の理念・目的に基づき、①産業医学の振興に資する貢献、②地域社会への貢献、③知的財産の活用・産学官連携活動、④国際交流・国際貢献、⑤その他の社会貢献において、点検評価項目②で記載したように様々な社会貢献活動に取り組んできた。

特に、本学の設置目的である産業医学の振興に資する貢献については、産業医の養成・能力向上のための支援、産業保健に関する知見の発信、福島原子力発電所への医療支援等の取組みに対して、社会的にも評価されているところである。

以上のことから、良好な社会連携・社会貢献を実現していると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- 1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 2) 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学一般及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育研究を行うことはもとより、産業医学の振興と優れた産業医及び産業保健従事者の養成に寄与することを目的及び使命として設置された大学である。

その本学の理念・目的を達成するための大学運営に関する方針は、「中期目標・中期計画」(6か年)の中でそれぞれ明示している。

第3次中期の柱立ての項目としては、次のとおりである。

I 大学の目標を達成するための目標

- 1 教育に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 産業医及び産業保健従事者に関する目標
- 4 病院に関する目標
- 5 社会との連携や社会貢献に関する目標

II 業務運営等に関する目標

- 1 組織・人事に関する目標
- 2 財務・経営管理に関する目標
- 3 自己収入及び外部資金獲得の増加に関する目標
- 4 魅力ある職場づくりに関する目標
- 5 情報発信等の推進に関する目標
- 6 評価の充実及び活用に関する目標
- 7 施設整備に関する目標
- 8 コンプライアンスの徹底に関する目標

このうち、第2次中期から、第3次中期策定時に新たに目標として追加したのは、I－5の社会貢献とII－8のコンプライアンスの徹底に関する項目である。

また、I－3の産業医及び産業保健従事者に関する目標については、産業医及び産業保健

機能に求められる役割や事業者が取り組むべき労働者の健康確保のあり方が、社会的に変化していることを受け、本学の理念・目的に沿って、第3次中期における産業医等の養成目標を本学卒業生のみならず、他学卒業生も幅広く養成していくこと、併せて、新たに産業医及び産業保健従事者の能力向上に関する目標も設定した。

現在は、第3次中期目標・中期計画の期間中であり、第3次は平成28年4月1日から令和4年3月31日までの期間としている。

第3次中期目標・中期計画の策定にかかるプロセスは、第1章で述べたとおりである。

「第3次中期目標・中期計画」は、平成28年3月開催の理事会決定後、本学ホームページで公表した。また、学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知のため、中期にかかる理事長によるメッセージの全職員への配信のほか、広報誌で学内に情報共有を図った(資料10(1)-1、1-18【ウェブ】、10(1)-2)。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

1) 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

2) 適切な危機管理対策の実施

上述した本学の中期目標等の大学運営の方針や関係法令に基づき、次のように大学運営組織を整備している。

ア 本学の意思決定においては、最高意思決定機関として、「学校法人産業医科大学寄附行為」に定める理事会を、また、常態的な意思決定機関として学内役員会を整備している。

学長の権限は、「産業医科大学組織規程(以下「大学組織規程」という。)」第2条第7項において、「理事会の定める方針に従い、校務を掌り、所属職員を統督する。」と明示している(資料5-2 P2)。学長の選任方法については、大学組織規程第2条第3項において、「理事長は、学長選考会議の審議結果を踏まえ、理事会の同意を得て、学長を任命する。」と明示しており、同規程に基づいて、「産業医科大学学長候補者選考等規程」及び「産業医科大学学長選考会議規程」により学長候補者を選考することを明示している(資料10(1)-3、10(1)-4)。

また、副学長、各学部長、産業生態科学研究所長、病院長等の役職者の権限と選任方法についても、大学組織規程に明示している。特に、病院長の選任方法については、医療法の改正に伴う特定機能病院のガバナンス強化のため、大学組織規程第8条を改正し、「理

事長は、病院長選考会議の審議結果を踏まえ、学長と協議して、病院長を任命する。」と明示し、この改正規定に基づき、新たに「産業医科大学病院長候補者選考等規程」及び「産業医科大学病院長候補者選考会議規程」（資料 10(1)-5、10(1)-6）を制定した。

イ 学長による意思決定や執行等の整備という点に関しては、平成 27 年施行の学校教育法等の改正（以下、「平成 27 学校教育法の改正」という。）に伴い、産業医科大学大学運営会議をそれまでの総合調整を行う機関から、学長の求めに応じ審議する機関として改めた。また、学長との関係を含む教授会の役割の明確化という点に関しては、例えば医学部教授会はこれまで「重要な事項を審議する」と規定していたが、平成 27 年学校教育法の改正により、決定権者である学長に対して、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる関係であると改正し、同年度から一部改正・施行した学則等の関係諸規程でこれらの関係を明示した。加えて、平成 27 学校教育法の改正に基づき、副学長の学長補佐体制を強化するため、「学長の職務を補佐する。」から、「学長を助け、命を受けて校務を掌る。」に改めた（資料 10(1)-7、10(1)-8、10(1)-9、10(1)-10）。

ウ 大学と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化に関しては、理事の一人として、学長を置き、理事長及び常務理事の職務及び権限を「学校法人産業医科大学寄附行為」によって規定している（資料 1-1、10(1)-11、10(1)-12）。

また、本学では、理事会のもとに学内役員会を置き、理事長、学長、常勤理事及び副学長により大学全体の課題を共有・議論し、教学の意見を反映した大学運営を行っている。

大学と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化の例示として、内部質保証については、学長が中心となる教育研究にかかる全学的な内部質保証において、「教育研究に係る内部質保証の方針について」を定めて PDCA サイクルを回すこととした。その PDCA サイクルが適切に機能しているかを点検・評価するのは、法人全体の「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」に基づいた理事長の責任としている。

エ 令和元年 5 月 24 日に私立学校法の改正を含む学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、役員の職務と責任の明確化等について、学校法人産業医科大学寄附行為の変更を行った。（資料 10(1)-13）。

オ 学生や教職員からの意見への対応のうち、学生からの要望については、学生の組織である産業医科大学学友会から学生部長宛に要望書に対し、各関係部署において検討を行い、実施可能なものについては、要望に応えることとしている。

教職員は、第 3 次中期目標の「魅力ある職場づくりに関する目標」で、職員の意欲・資質の向上のため、「職員の意見・要望を聴取する仕組みを設置する」ことを明示しており（表 10-1）、その仕組みとして提案制度を設けており、この提案制度を出発点に、上位の機関会議を経て政策を役員会に諮ることができる。教職員からの意見にも真摯に耳を傾け、各種会議体や説明会を通じて、積極的な情報公開、施策や計画の説明に努め、全学の要求を吸収する仕組みによって、個々の計画を具体化している（資料 10(1)-14）。

魅力ある職場づくりに関する目標

～健康で働きがいのある職場を目指す～

目標	計画
職員の意欲・資質の向上のための取り組みを図る。	魅力ある職場づくりのために、職員の意見・要望を聴取する仕組みを活用し、職員が積極的に仕事に取り組めるよう具体的な取り組みを図る。

表 10-1 教職員からの意見に関する方針

カ 学校法人の危機管理対策については、火災、地震、風水害その他の災害対策は、関係法令に基づき、学校法人産業医科大学消防規程(資料10(1)-15)を定め、対応している。

学校法人における防災対策に関する組織としては、理事をはじめとして、副学長、各組織体の長及び事務局部長で構成される防火管理委員会を構成している。理事長の下に防火管理委員会と防火管理者を置き、防火管理者の下に防火責任者を置いている。防火管理者は、職員に対して防災教育を実施し、消防訓練を実施している。また、大学病院や若松病院及び女子学生寮においても、毎年消防訓練を実施している。災害や事故等が発生した際は、直ちに連絡体制を取れるようにしており、学生については、学籍システムに設定された学生の連絡先にメールを配信することにより、災害等発生時における学生の安否確認手段としている。

また、情報漏えいについては、学校法人産業医科大学が保有する個人情報の保護に関する規程(資料 10(1)-16)に基づき、個人情報を適正に取り扱わせるため、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱者を置き対応している。学校法人は、本学の保有する個人情報の保護に係る重要事項を審議するため、個人情報保護委員会を設置し対応している。

コンピュータのシステムセキュリティについては、学校法人産業医科大学の情報システムにおける情報セキュリティに関する規程(資料 8-7)に基づき、情報セキュリティ管理者を定め、その下に責任者を定め対応している。情報セキュリティ管理者は、本学の情報セキュリティに関して、権限及び責任を有し、情報セキュリティの維持及び向上を図るために必要な措置を講じ、情報セキュリティの維持業務に当たり、情報管理センターと連携及び協力するものとしている。その他、国際交流にかかわる学生、教職員の安全について、学生等が海外で事件・事故等に遭遇した場合等の対応について、大学としての行動指針を取り纏めた産業医科大学国際交流危機管理マニュアル(資料 10(1)-17)を平成 29 年 7 月に策定している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算には、厚生労働省からの大学運営に係る補助金を受けた一般会計と補助金以外の病院特別会計等がある。大学運営に係る補助金を受けた予算は、大学運営費補助金を交付する厚生労働省から事業内容、使途の査定を受けた事業費の枠内で計画、執行している。また、補助金に拠らない運営費についても、別途予算計画を立て執行している。

予算編成は、財務部が各事務部に補助金の査定内容に基づいた編成方針を示し、各事務部作成の予算実施計画案を基に調整して全体の予算案を作成した後、所定の会議を経て、評議員会に諮った上で最高議決機関である理事会において決定する。

予算には教学が要望する教育研究機器の更新費や学生が要望する施設設備の整備費を一定額確保しており、教学や学生の要望に柔軟に対応できるようにしている。

予算執行は、管理会計システムを活用して執行、管理を行っている。各事務部、講座等の予算を執行する部署により直接発議されたものについて、物品取得、委託、特別修繕等契約の締結が必要なものは、契約課において契約予定金額に応じて複数の見積書を徴取又は入札を実施することにより、公正な発注先業者決定と適正価格による執行を確保している。最終的には契約にかかる決議書の決裁により執行が確定する。なお、執行が予算実施計画に基づいた執行になっているのかを決裁過程で確認する他、執行額により決裁権者を規定化する等、予算執行の厳格化を図っている。また、法人、大学及び大学病院(若松病院含む)の各主管課においては、所掌する各部門・部署の、各部署においては自部署の予算執行状況について、管理会計システムにより、常態的に確認することができる(資料 10(1)-18、10(1)-19)。

本学では、競争的資金(外部資金)のみならず講座等へ配分する研究費等、本学が管理する全ての研究費を「公的研究費」と位置づけ、公的研究費の適正執行確保のため、研究費の予算執行マニュアルとして「研究費の使用ルール」を定め周知し、また納入業者には「納品検収センター」において検収を受けた後、発注部署へ納品させることをルールとしている(資料 8-29【ウェブ】、10(1)-20)。

内部統制等については、常勤監事が、合計残高試算表及び重要な契約にかかる決裁書類の事前回付を受け、収支状況や資金計画、設備投資計画及びその進捗状況等を精査し、大学運営にかかる予算執行が適正に行われているか監査している。

また、常勤監事が決算時には財務担当部署から計算書類及び財産目録等の財務諸表にかかる説明を受け、非常勤監事と連携し、これら財務諸表及び財産状況の精査、その他必要な監査手続きを行っており、これらの状況を取りまとめて「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会に提出している(資料 10(1)-21)。

なお、本学は、私立大学等経常費補助金を受けていないことから私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人による監査は行っていないが、自ら、計算書類の適正性に対する合理的な保証を得ることを目的として、会計処理にかかる指導及び計算書類等の作成補助・精査確認について、監査法人(有限責任監査法人トーマツ)にその業務を委託しているところである。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組み(PDCAサイクル)として、補助金を含む大学運営費については、四半期ごとに実績報告書を作成し、厚生労働省に報告して検証を受けている。

更に、厚生労働省労働基準局に設置されている社会復帰促進等事業に関する検討会にお

いて、PDCA サイクルに基づき、厳格に目標管理が行われている。また、国の行政事業レビューとして、厚生労働省において、大学運営について、事業の実態把握や本来の事業目的に合致しているか、真に効率的・効果的な支出になっているか等の点検が外部有識者を交えて行われ、当該結果が公表され、概算要求・予算等への反映が行われている。

病院運営については、毎月、分析した診療状況を常勤役員会で報告しており、診療科別の診療状況や収支状況の報告の中で、予算目標の達成状況、増員や医療機器等投資したものについての効果等の分析結果を報告している。また、これらの情報を大学病院・若松病院に提供し、両病院の運営方針の決定に役立てている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

1) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「学校法人産業医科大学組織規程(10(1)-22)」に基づき設置しており、各組織の細かな事務分掌を明確に規定し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等を円滑に行うこととしている。

事務局組織は、5部1所14課7室(資料1-11 P6【ウェブ】)で編成され、事務局長を中心に学校法人全体に係る事項を所掌する総務部のほか、財務部、大学事務部、病院事務部、若松病院事務部、東京事務所、その下部には、課、室、係を設置し、事務組織を有効に機能させるための適切な人員配置に努めている。

職員の採用に関しては、将来を見据えた新規(新卒者及び中途採用者)の採用を毎年実施しており、選考方法については、幅広く志のある人材を得るため、一般公募による筆記試験、グループ討議、面接試験等により適正かつ公正に実施している。

業務内容の多様化、専門化に対応した整備としては、柔軟に事務組織の変更等を実施している。現在、新病院の建設、IT化、国際交流及び社会的に取組が必要な事項などは、専門的な知識や技能を有する職員を配置できるようにし、コンサルタントを依頼するなど、学外の専門家との連携を取りつつ体制を強化し、業務を進めている。

また定型的な業務については、嘱託職員、契約職員及び派遣職員を活用するなど業務内容の多様化、専門化に対応した事務機能の効率性を高めている。

大学運営について、運営等にかかる方針を検討または決定する会議体の構成は、教員及び事務職員とともに参加しており、加えて規程等において庶務は事務部門が担うこととなっており、大学運営について、教職員一体で協議して業務を遂行している。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)の例示としては、国際交流において、企画立案は協働で行い、大学間の協定の締結は事務担当者が、交流の実

施においては教員が実施していること、また、海外との共同研究及び外部資金の獲得については、共同研究の研究計画書の策定は研究者が、共同研究の枠組みや相手国の政府と連絡は事務担当者が行うなど、協働作業を行っている。

また、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善については、毎年「学校法人産業医科大学職員人事考課規則」に基づき、職員の人事考課を行っており、その結果を職員の適正配置、昇任の決定、勤勉手当の支給及び研修に利用しているところである。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

第3次中期目標の「組織・人事に関する目標」で、全学的に機能的かつ効率的な組織とするため、「職員の資質向上のために職員研修の充実を図る」ことを明示しており(資料1-18【ウェブ】)、スタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施に取り組んでいる(資料10(1)-23)。

組織・人事に関する目標

～機能的な組織と適正配置を目指す～

目標	計画
全学的に機能的かつ効率的な組織とする。	人事考課に基づく適正な業務評価を実施するとともに、職員の資質向上のために職員研修の充実を図る。

表 10-2 スタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的方針

教職員が一体となって行うFD及びSDについては、まず、大学運営全般について、大学運営会議メンバーと法人役員メンバーが大学におけるタイムリーな課題等に対応するため、幹部研修を行う四水会があり、奇数月の第4水曜日に開催している。

また、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会も開催しているほか、欠席者のために、学内ホームページにeラーニングとして公開している。

コンプライアンスに関する研修については、第8章で述べているとおり開催している。

医療安全及び感染対策に関する研修についても、定期的に行われ、別途DVD研修も行っている。その他、男女共同参画推進にかかる研修会も毎年開催している。

本学の教育職員においては、教育内容や方法の組織的改善と教員の教育能力の向上を図るため、第6章のとおり、ファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施している。

事務職員においては、毎年度職位別に研修を実施し、その他、各部署独自の研修や外部研修も取り入れており、より実践的で各部署に即したSDの実施が可能となっている。

また、職員個々の能力、業績、意欲、適性等を公正に評価し、職員の能力開発、育成等を行うことを目的とした人事考課制度を導入し、その結果については、昇任の決定、勤勉手当の支給等に反映している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
- 2) 点検・評価結果に基づく改善・向上
- 3) 監査プロセスの適切性

本学においては、大学運営の自己点検・評価について、次のように実施してきた。

ア 平成 31 年度以前

本学の内部質保証に関する基本的な考え方は、学校法人産業医科大学組織等評価規則(平成 17 年規則第 2 号)第 5 条に基本原則として定めていた。また、第 4 条において学校法人に組織等評価を実施するために大学組織等評価委員会(大学評価委員会)、経営組織等評価委員会(経営評価委員会)及び外部評価委員会を置くことを定めていた。これらの委員会の組織及び運営に関して、大学組織等評価委員会規程(平成 17 年規則第 9 号)、経営組織等評価委員会規程(平成 17 年規則第 10 号)及び外部評価委員会規程(平成 17 年規則第 11 号)に規定していた。

平成 25 年度に前回の大学評価を受け、これまで大学組織等評価委員会及び経営組織等評価委員会を合同で、大学・経営組織等評価委員会(合同委員会)として平成 27 年度に 5 回、平成 28 年度に 3 回開催した。進捗状況等を把握するとともに、新たに第 3 次の中期目標・中期計画(6 年間)を策定し、毎年度毎に自己点検・評価を行ってきた。この自己点検・評価をもとに、3 年、5 年及び 6 年経過後に外部評価委員会による点検・評価を受け、指摘された改善すべき事項について理事長、学長及び部局等の長が責任を持ってその改善に取り組むことで、PDCA サイクルを回していた。

なお、以前から、毎年度の事業報告については、理事会においても審議し、承認を受けている。

中期目標・中期計画については、3 年、5 年及び 6 年経過後に学内の大学・経営組織等評価委員会(合同委員会)による自己評価を付して、第三者評価として外部評価委員会による評価を受けている。

併せて、厚生労働省及び公益財団法人産業医学振興財団への報告を行っており、厚生労働省労働基準局に設置されている社会復帰促進等事業に関する検討会において、PDCA サイクルに基づき、厳格に目標管理が行われている。

イ 令和元年度以降

内部質保証推進のための組織体制を構築し、自己点検・評価の結果を改善につなげる具体的なプロセスを確立するため、学校法人における内部質保証の方針をより明確にした「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」を平成 31 年 4 月 23 日に定め、この方針に基づき、「学校法人自己点検・評価委員会規則」を令和元年 5 月 1 日から

施行した(資料序-4)。

この「学校法人産業医科大学における内部質保証の方針」に基づき、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について中期目標・中期計画に基づき点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進している。

令和元年度の自己点検・評価は、平成 31 年 3 月末日時点で第 3 次中期目標・計画(平成 28(2016)年度～令和 3 (2021)年度)の前期 3 年が経過したところであり、4 年目となった令和元年に各組織体から提出された進捗状況及び中間評価を「学校法人産業医科大学自己点検・評価規則」に基づき、令和元年 5 月 14 日に開催した学校法人産業医科大学自己点検・評価委員会において、審議承認した。

また、平成 30 年度の事業計画における事業報告を審議し、点検・評価を行った。

令和元年 11 月 1 日に外部評価委員会による点検・評価を受け、指摘や改善点等を踏まえて、その解決に向けて自主的・自律的な改革・改善を行っていくこととしている。

監査については、私立学校法に基づく監事による監査は、学校法人の業務及び財産の状況について行っている。

常勤監事は、業務状況については、法人の業務に関する重要な事項が、法令、寄附行為及び諸規程に基づいて行われているか、また、中期目標・中期計画及び各年度の事業計画に基づいて行われているかについて監査し、財産状況については、合計残高試算表は四半期ごとに、重要な契約にかかる決裁書類については、事前に回付を受け、収支状況や資金計画、設備投資計画及びその進捗状況等を精査し、大学運営にかかる予算執行が適正に行われているか監査している。監査終了後は理事長へ通知している。

また、常勤監事は、決算時には財務担当部署から計算書類及び財産目録等の財務諸表にかかる説明を受け、非常勤監事と連携し、これら財務諸表の精査、その他必要な監査手続きを行っており、これらの状況を取りまとめた「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会に提出している。

常勤監事は、理事会・評議員会の他に、学内の重要な会議である常勤役員会・学内役員会に毎回出席し、さらに、平成 29 年度からは、教学の各組織体の責任者に対して、ヒアリング形式で業務状況の監査を行っている(資料 10(1)-24)。

監査室による監査としては、学校法人における業務及び会計の適正な執行を図るため、理事長の命を受けた専任職員 2 人体制で、毎会計年度、策定された監査計画に基づき、監査対象部署への内部監査を行っている。監査終了後は事務局長あて報告している。

また、公的研究費等の書面監査においては、リスクアプローチ監査チェックシートを基に作業を行い、実地検査においては、監事が立会いを行っている(資料 10(1)-25、10(1)-26、10(1)-27、10(1)-28)。

監査終了後は、監査報告書を学長(最高管理責任者)に提出している。

さらに、監査報告の取りまとめ結果については、科研費説明会等で周知するなどして、不正使用防止を図っている。

(2)長所・特色

今回、学校教育法等の一部を改正する法律で、中期的な計画の策定が義務づけられるこ

ととなったが、本学は政策目的大学であることから、中期的な計画については、平成 16 年度から 6 か年単位で策定されており、既に第 3 次を迎えている。

大学における課題を明確にし、管理運営に関する適切性の検証は、毎年度中期目標・中期計画の自己点検・評価、事業計画の進捗状況の把握などを通じて行われており、その結果を厚生労働省及び公益財団法人産業医学振興財団に報告し、外部評価委員による第三者評価を受けている。

また、補助金を受けている大学として、毎年度、厚生労働省の行政事業レビュー及び社会復帰促進等事業に関する検討会により、大学運営について、大学の理念・目的に基づく厳格な目標管理が行われるとともに、真に効率的・効果的な支出になっているか等の点検が外部有識者を交えて行われ、本学の運営成果(補助金の使途)について改善の余地がないかについての評価を受けている。

予算執行が適切であるかについては、毎年度産業医学振興財団の監査を受けており、数年おきに厚生労働省の監査も受けている。

「教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)」については、大学内におけるタイムリーな課題等に対応するため、大学運営会議メンバーと法人役員メンバーが会合し、大学運営全般について研修を受講する機会を設け、自由に意見の交換をすることにより、意思の疎通を図ることを目的とした四水会を開催している。

また、「学生、教職員からの意見への対応」については、職員からの提案制度については、本学を取り巻く環境が、年々厳しいものとなっていることを鑑み、大学構成員が主体性を持って、本学の活性化に資すること、また魅力ある大学づくりを目指すことを目的とし、これまで期間を定めて募集していた提案制度を、平成 27 年 10 月から常設化したところである。

(3) 問題点

本学は目的大学として、補助金を受けていることから、事業内容を国から厳しく査定され、大学の定員は国の定員削減方針(5 年で大学定員の 1 割削減)により人件費が削減され続ける傾向にある。このため、更に効率的に業務運営を進める必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、理念・目的に基づく大学運営のため、組織を整備し、適切な予算編成及び執行を行い、自己点検・評価や厚生労働省による点検・評価とその結果に基づく改善を行ってきた。

さらに、今回の働き方改革の中に産業医・産業保健機能強化が盛り込まれるなど、大学を取り巻く環境は常時変化している。本格的な少子高齢化時代を迎えている中、働く人々の就業形態が多様化し、労働条件、職場環境も著しく変化しており、「社会の活力の基盤である働く人々の健康確保」は益々重要になり、本学に対する期待や果たすべき役割は一段と大きくなっている。このことから、第 3 次中期目標・中期計画を補完するものとして、平成 30 年 2 月に、産業医科大学における今後の産業保健分野の人材育成プランを策定した(資料 1-22)。

今後も、大学全体の活性化のために、さらに教員と法人及び事務職員が協働で本学の発展に寄与していく。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

- 1) 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
＜私立大学＞
- 2) 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

平成28年度からスタートした第3次中期目標・中期計画において、財務・経営管理に関する目標として、安定した経営基盤の確立、施設整備に関する目標として、大学施設の建替え等の整備の推進を挙げており、特に中期目標では、将来に向けて、安全・安心な施設を整備することとし、「大学施設の老朽化に対応するため、必要な措置を講じる」、中期計画では「大学施設の耐震補強について、具体的に検討し、順次実施する」、「新病院建替えに関して、具体的な基本構想を策定し、建築・資金計画の検討を行うとともに、建設準備を行う」としている。

財務・経営管理に関する目標 ～財政基盤の安定化と収益性の確保に努める～	
目標	計画
財政基盤の安定化を図る。	・会計処理を適正に実施し、経営状況の把握と分析による経営管理を行い、現状を認識するとともに、原因把握や具体的な改善を行う。 ・適正な予算編成を行うとともに、管理経費等の支出を抑制した予算執行を実施する。

表 10-3 中・長期の財政計画に関する方針

施設整備に関する目標 ～将来に向けて、安全・安心な施設を整備する～	
目標	計画
大学施設の老朽化に対応するため、必要な措置を講じる。	・大学施設の耐震補強について、具体的に検討し、順次実施する。 ・新病院建替えに関して、具体的な基本構想を策定し、建築・資金計画の検討を行うとともに、建設準備を行う。 ・老朽化した基幹設備について計画に基づき更新する。

表 10-4 中・長期の施設整備に関する方針

この計画に基づき、大学運営に係る第3次中期目標・中期計画期間中(平成28年度から令和3年度までの6年間)の中・長期的な財政計画を策定している(資料10(2)-1)。

特に新病院建設については、当該事業が大学全体の財政計画及び運営に影響を及ぼす大型事業であることから、各関連事務部等との調整、検討会議によりコンセンサスを得ている他、コンサルタントを導入して随時必要額、進捗状況の把握に努めるなど、計画の実現に向け、管理を徹底しているところである。

財務関係比率については、経常収支差額比率、人件費比率、流動比率、積立率の主要比率について他私立医科大学との比較を行い、本学の立ち位置の把握、比率の増減要因等について検討を行い、役員会で報告している。指標としては私立医科大学の平均値を用いており、私立医科大学の中で平均と比較してどのような状況かを確認している。現在まではいずれの指標も平均値を上回る良好な水準で推移している。

今後、人件費の増加や施設整備による留保資金の減少が見込まれる中で、どの程度の比率が維持できるかについてシミュレーションし、積立については将来の施設整備拡充にかかる減価償却引当特定資産の残高は一定水準が確保できることを確認している。第3次中期目標・中期計画期間中の目標を達成するよう収支改善に努めている。(大学基礎データ表9、表10、表11)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収支差額比率	産業医科大学	4.0% (12位/29大学)	5.5% (7位/29大学)	2.8%
	私立医大平均	3.0%	3.0%	
人件費比率	産業医科大学	42.1% (11位/29大学)	40.1% (9位/29大学)	40.6%
	私立医大平均	44.1%	43.5%	
流動比率	産業医科大学	383.1% (6位/29大学)	365.1% (4位/29大学)	314.0%
	私立医大平均	252.9%	229.2%	
積立率	産業医科大学	98.1% (3位/22大学)	96.4% (2位/22大学)	93.7%
	私立医大平均	48.5%	47.4%	

※ 私立医大平均は各大学の決算書を基に独自に集計した数値

表 10-5 主要財務指標 私立医大比較

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

- 1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
- 2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 3) 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

本学は、他大学との財務関係比率を見ても明らかであるが、本学の理念・目的を実現し、教育研究活動を安定して遂行するための必要な財務基盤を確立している。

本学は、厚生労働省から制度的補助金を受けているが、自主財源の確保を含め、運営の一層の効率化により、補助金に頼らない運営に努力しているところである。

外部資金の獲得については、中期目標・中期計画の自己収入及び外部資金獲得の増加に関する目標で、「科学研究費等外部資金の獲得に努め、収入の拡大を図る」と挙げており、科学研究費補助金等については、採択率の向上と安定した獲得を目指している。科学研究費等の競争的資金、受託研究費、奨学寄附金の外部資金は年間約 11 億円の規模になっている。

自己収入及び外部資金獲得の増加に関する目標

目標	計画
科学研究費等外部研究資金の獲得に努め、収入の拡大を図る。	文部科学省、厚生労働省等が公募する科学研究費補助金等の外部研究資金募集情報を教員に周知するとともに外部資金の一層の獲得を図るための支援体制・環境整備に努める。科学研究費補助金等については、採択率の向上に向けた分析とその具体的な方策を検討し、常に安定した獲得を目指す。

表 10-6 科学研究費補助金に関する方針

区 分	2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費助成事業	111	149,727	118	185,900	132	196,004
厚生労働科学研究費補助金	7	31,144	6	26,462	13	56,334
労災疾病臨床研究事業補助金	11	169,254	7	76,102	8	70,333
その他競争的資金	1	1,000	11	20,000	14	43,000
受託研究費	611	475,244	702	517,952	616	449,262
奨学寄附金	474	351,533	420	279,152	430	305,714
合 計	1,215	1,177,902	1,264	1,105,568	1,213	1,120,647

表 10-7 科学研究費獲得状況

資産運用については、各資金の特性に留意し、安全性と満期保有を原則とした学校法人産業医科大学資金運用規程(2011年6月制定)を基に安全性を最優先とした運用を行っている。主に自主財源を確保する目的で積み立てている大学運営基金の運用により、資産運用収入は年間5億円を超える収入になっている(表10-8、資料10(2)-2)。

区 分	(単位：千円)		
	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
受取利息・配当金収入	546,897	611,040	553,524

表 10-8 資産運用収入

(2)長所・特色

法人の経営状況、中期的な計画の実現に向け、専門の室(財務部経営分析室)を中心に現状の分析、計画の策定を行っており、特に新病院建設については新病院建替対策室を中心に検討する組織を整備し、全学的に意志統一を図っている。

外部資金の獲得については、職場のメンタルヘルスや放射線作業従事者に対する労働衛生対策、過労死防止対策、仕事と治療の両立支援等多様化する産業保健に求められるニーズに対応した産業医学を中心とした特色ある研究の推進が多様な外部資金の獲得に繋がっており、本学の研究活動に大きく寄与している。

厚生労働省からは制度的補助金を受けているが、補助金に依存するのではなく、業務

運営の効率化を図り、運営費の削減に努力しているところである。

本学としては開学後 40 年を経過し、施設の老朽化も著しく更新が必要なため、施設の更新計画を中心に資金計画及び財政計画を策定し、実行に移す段階にある。今後、財務指標を活用して経営の安定化を図り、計画の実現に向け予算管理を徹底して円滑な大学運営を図る計画である。

財務関係比率については、現在のところ、私立医大の中では比較的良い状況にあり、今後も健全な経営を図っていく。

(3)問題点

施設の更新については、国の方針により開学当初から減価償却の引当がされておらず、平成 16 年度から減価償却引当特定資産を積立始めたため、更新に必要な特定資産が充分ではないことから、長期に亘って計画的に施設の更新をしていく必要がある。

(4)全体のまとめ

本学は、一般の私立大学とは異なり、国の政策目的大学として補助金を受けている状況であるが、今後もさらに業務運営の効率化を図り、運営費の削減に努力し、積極的に外部資金の獲得を行うなど、自前収入の拡大に努め、財政基盤の安定化と収益性の確保に努める。

終 章

多くの成人にとって、働くことは精神的・身体的健康への最大の貢献要因であり、働く場の危険の低減、不具合要因の改善を行い、一方では、精神的・身体的健康を維持増進し、就業機会を広げることは、産業医学・産業保健に期待される事項である。産業医科大学のミッションは、理念・目的である「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与すること」にあるように、働く人の健康の保持増進、就業支援を通じた自己実現の支援、健康寿命の延伸を通じ、ひいては社会の活性化に寄与する有為な産業医・産業保健専門職の育成ならびにこの根拠となる知的資産集積のための研究推進にある。変動する社会情勢の中で、将来にわたって期待される機能を有する「産業医学・産業保健分野の人材育成・研究の拠点」大学であり続けることが重要な使命と考える。

初代学長の掲げた建学の使命「1. 産業医科大学は人間愛に徹し、生涯にわたって哲学する医師を養成し、2. 産業環境を中心とする環境科学とライフサイエンスとの融合発展に努力を払い、3. 経済学をも含む新しい生態学を発展せしめ、4. 産業化社会における産業医学の確立のみでなく、地域医療との有機的な結合をはかり、もって21世紀の医学分野における先駆者として、人類のより良い生存をかちとるための新しい福祉社会を樹立することを建学の使命とする（要約）」は、各種広報に明記され、卒業生、在校生に広く浸透している。

大学は学術研究の自由のもとに優れた研究の推進、それぞれが目的とした分野における高次人材育成の養成を、科学技術の発展、社会の変化、時代の要請といった周辺環境をくみ取りながら進化していく責務を負っている。国家資格などに関わる分野の教育を除いては、比較的自由な人材育成課程が認可されるのが高等教育機関・高次研究機関の意義であると考ええる。一方で、現在、社会の公器ともなった大学には、その社会的背景に鑑みて、期待に応える機能を有しているかの質の評価を求められ、今回の受審では、自主的改善の仕組みの一層の充実と内部質保証の仕組みの組み込みが課題であるとの認識のもと、本章に記載してきたように、理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務について整備を進めた。

今後の展望

産業医科大学では、法人、教学が協議のもと、大学の今後の在り方を企画・計画し、またその達成度を検証し大学の活動成果を評価する中期目標・中期計画を策定し、学内ならびに関係機関に公開している。第1次は、平成16年度から平成21年度までの6年間、第2次は、平成22年度から平成27年度までの6年間、現在は平成28年度からの第3次の4年目となっている。

本学は産業医学・産業保健分野の研究を基盤に、産業医、産業保健・産業衛生専門家を養成する大学として、40年を超える歴史の中で数々の医療ならびに施策にも反映され

る研究成果、我が国の産業保健活動を支える多くの人材を輩出してきた。医師・産業医、看護師、保健師、作業環境測定士、衛生管理者など卒業時に国家資格を取得することを目的とした教育機関であり、教育カリキュラムにおいても必須となる項目、付加される項目を数多く持つ。

令和元年9月に世界で最も信頼性が高いとされる英国タイムズ社のTHE(Times Higher Education)の世界大学ランキングで351位～400位、日本の大学の中では7位と評価された。特に研究実績の引用・評価が高い実績と認められ、臨床・基礎医学の評価とともに、特に産業医学分野、社会医学分野の研究成果が高い評価を受けた結果となっている。研究論文の本数、国際性に改善の余地があることも示され、今後の課題と考える。

本学の発展は、学内組織体の有機的連携を基盤に、産業医学・産業衛生に資する広義の医学分野の基礎体力をつけ、次代の実務、研究、教育分野の人材育成を行うことにあつる。併せて、学びなおしの機会の提供、キャリア支援など卒業生の社会活動を支援し、産業保健分野の専門職に広く研修機会や情報を提供するなどの社会貢献にもかかっている。

計画の実施、改善に必要な活動内容の評価、質の保証にあたっては、IR部門の解析結果を有効に活用する体制の至適化を常に念頭に置く。なお、教育研究の質の向上に必要な人材確保、次代を見据えた事業計画、設備投資を含む必要な投資については、自己点検・評価委員会などで協議の機会を持ち、常勤役員会、学内役員会、理事会、評議員会などで策定する。

また、令和2年に実施された第114回医師国家試験では、合格率100%を達成した。これは第3次中期目標・中期計画において、未達成であった「医師国家試験合格率95%以上」を改善するため、新たに内部質保証システムを構築し、適切なPDCAを行った結果であり、新しい内部質保証システムが効果的に機能していると考ええる。

結びに

大学評価の結果を踏まえ、不断の教育研究の質の向上を通じて社会への貢献を続けていくことが重要と考える。本学ではその設置目的と理念に沿う形で今後も努力を続けていく所存である。

最後に、本学の発展のために、学外の関連する各方面からのご意見を賜りたい。

令和2年3月
学長 東 敏昭